第２章　大牟田市の保健福祉事業の概要

第１節　地域福祉

１　地域福祉活動の推進

（1）地域福祉計画の推進

根拠法令等	社会福祉法（第４条、第107条）	所 管 課	保健福祉総務課 地域福祉推進室
		負担割合	市10/10

＜目的･事業内容＞

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域で、健やかに安心して日常生活を営み、全ての人が、その人らしい心豊かな人生を送ることができるよう、地域住民同士や各種機関の協働により、助け合い支え合うまちづくりを目指すことである。

「大牟田市地域福祉計画」は、このようなまちづくりを計画的かつ具体的に進めていくために策定しているものであり、第１次の計画を平成１７年３月に策定した。計画期間は、平成１７年度から２１年度までである。

①第２次大牟田市地域福祉計画の策定

第１次の「大牟田市地域福祉計画」の期間が平成２１年度で満了することから、平成２２年３月に第２次大牟田市地域福祉計画を策定した。

その基本理念は、第１次計画の「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくり（人が真ん中のまちづくり）」を引き継いでいるが、地域福祉に関する基本的な考え方をよりわかりやすく整理することや、できる限り具体的で実感しやすい表現を用いることで、市民と行政が目指すべき方向性を共有できるように全体を構成した。

また、同計画では、基本目標を、「一人ひとりが「支え合い」の意識を持つ ～『人財』づくり～」、「生活課題の解決のための仕組みづくり ～『つながり』づくり～」、「地域福祉における協働の推進 ～協働～」の３つとし、その基本目標ごとに、具体的な施策を体系化して示している。

なお、策定にあたっては、地域福祉に関する市民アンケートや、３７人の市民参加を得て計６回開催した市民ワークショップ、計画案へのパブリックコメントなどを通じ、地域福祉に関する市民の意見や、生活課題についての認識・思い等を広く取り入れ、より市民の目線に近い計画になるよう心がけた。また、この計画書が、市民にとって自分が住む身近な地域の状況を理解するための資料となることを目指し、各小学校区別に要援護者の状況や住民に身近な社会資源を掲載するなど、情報の充実を図った。

②災害時等要援護者支援制度（ご近所支え合いネット）

この制度は、あらかじめ要援護者の情報を市に登録し、その情報を支援できる人や地域の団体と共有することで、万が一のときに孤立しないようにするためのものである。この制度への登録等を通して、要援護者が日頃から近所の人や地域の団体と温かいつながりを持ち、安心して暮せるようになることを目指している。

平成２１年２月の運用開始当初から、民生委員・児童委員に６５歳以上の人を戸別訪問してもらい、制度の紹介と登録の意思確認を行っている。加えて２１年度は、計９回行った出前講座をはじめ、広報おおむたやホームページへの掲載など、様々な機会を通じて制度の浸透に努めた。

また、ご近所支え合いネットにおける「地域支援組織」として、手鎌校区災害訓練実行委員会と「災害時等要援護者の個人情報の取扱いに関する協定書」を市内で初めて締結し、当該校区における同制度への登録者情報を共有した。

このような協定を通じ、行政と地域が要援護者の情報を共有することにより、身近な地域における日頃からの声かけや見守り、また、支援者のいない登録者に対して近所の住民を支援者としてつなげる活動、さらには災害時の情報提供や安否確認など、可能な範囲で地域住民同士が助け合い支え合う体制が徐々に整うと考えており、他の校区とも、同様の協定締結に向け協議を進めている。　　（年度末の登録者数：10,167人）

２　社会福祉協議会

(1)社会福祉協議会への支援

根拠法令等	大牟田市社会福祉法人の助成手続きに関する条例 社会福祉法人大牟田市社会福祉協議会補助金交付要綱	所 管 課	保健福祉総務課 地域福祉推進室
		負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

社会福祉法において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として規定されている大牟田市社会福祉協議会の円滑な運営に資するため、社会福祉事業に係る費用の一部を助成するとともに、校区社会福祉協議会の活動支援に連携して取り組むなど、地域福祉の推進を図る。

＜実　績＞

項目	金額（円）
大牟田市社会福祉協議会補助	47,256,539
大牟田市総合福祉センター施設整備費補助	2,400,000

３　民生委員・児童委員

(1)民生委員･児童委員の活動

根拠法令等	民生委員法 民生委員法施行令 児童福祉法（第１６条～第１８条の３）	所 管 課	保健福祉総務課 地域福祉推進室
		負担割合	市 1/2　県 1/2 程度

＜目的･事業内容＞

民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神をもち、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めている。

それぞれの担当区域において、必要に応じて生活状態を適切に把握し、援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう相談や助言、福祉サービスについての情報提供などの援助を行うこと、関係行政機関の業務に対する協力、社会福祉事業や活動への支援、住民福祉の増進を図る活動等を行っている。

民生委員は、大牟田市民生委員推薦会が推薦した者を、福岡県知事が社会福祉審議会の意見を聴き推薦し、厚生労働大臣が委嘱する。民生委員は、児童福祉法第１６条第２項の規定により児童委員となる。

また、民生委員・児童委員の中から児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員が指名される。主任児童委員は、担当区域を持たず、児童相談所・学校等の児童福祉関係機関との連絡を密にするとともに、区域を担当する民生委員・児童委員と一体となった活動を展開している。

民生委員・児童委員の定数　　２９８人〔＜内＞ 主任児童委員 ４６人〕
民生委員・児童委員の任期　　平成１９年１２月１日～平成２２年１１月３０日（3年間）

市では、民生委員・児童委員の連絡・調整を図り、人格・識見の向上とその職務を行う上で必要な知識及び技術を習得することを目的に組織されている大牟田市民生委員・児童委員協議会の活動を全般的に支援し、民生委員・児童委員活動の充実を図っている。

<実　績>

民生委員・児童委員の活動状況

区　　分		民生委員・児童委員	主任児童委員(再掲)
内容別相談・支援件数	在宅福祉	1,218	9
	介護保険	525	3
	健康・保健医療	1,071	27
	子育て・母子保健	695	349
	子どもの地域生活	2,089	456
	子どもの教育・学校生活	1,027	545
	生活費	696	26
	年金・保険	155	1
	仕事	187	14
	家族関係	837	97
	住居	343	9
	生活環境	1,150	27
	日常的な支援	3,567	83
	その他	4,241	136
	計	17,801	1,782
分野別相談・支援件数	高齢者に関すること	8,106	117
	障害者に関すること	1,151	40
	子どもに関すること	4,201	1,389
	その他	4,343	236
	計	17,801	1,782
その他の活動件数	調査・実態把握	18,787	181
	行事・事業・会議への参加・協力	13,757	2,117
	地域福祉活動・自主活動	22,488	3,259
	民児協運営・研修	10,957	2,356
	証明事務	652	10
	要保護児童の発見の通告・仲介	191	61
訪問回数	訪問・連絡活動	80,417	2,016
	その他	57,680	963
連絡調整回数	委員相互	25,501	7,219
	その他の関係機関	13,095	2,324
活　動　日　数		58,302	8,087

民生委員・児童委員全体及び主任児童委員の活動状況について、前年と比較すると、市が依頼した調査等により「調査・実態把握」が増加するなど、一部では増加しているものの、全般的に微減である。

また、活動状況の内容別件数では、「健康・保健医療」、「その他」、「家族関係」、「生活費」、の順にそれぞれ前年度より増加しており、特に「健康・保健医療」が増加している。

(2) 民生委員推薦会

根拠法令等	民生委員法 民生委員法施行令	所 管 課	保健福祉総務課 地域福祉推進室
		負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

民生委員推薦会の委員は、民生委員法第８条に基づき、本市の実情に通じるものの内から市長が委嘱する。

民生委員推薦会は、市議会議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者であって、児童委員としても適当である者について民生委員として推薦する。

なお、推薦を円滑にするため、校区ごとに民生委員推薦準備会を設置し、地域から選出した適任者を推薦会へ推薦している。

民生委員推薦会委員の人数　　１４人

民生委員推薦会委員の任期　　平成１９年７月１日～平成２２年６月３０日（３年間）

＜実　績＞

会議回数	４回	候補者推薦数	６人（内、主任児童委員３人）	退任者数	９人

４　大牟田市福祉振興基金

根拠法令等	大牟田市福祉振興基金条例	所 管 課	保健福祉総務課

＜目的･事業内容＞

本格的な高齢化社会の到来に備え、地域における福祉活動の促進、安全で住みよい生活環境の形成等の事業を推進し、もって福祉の向上充実に資するため、平成２年３月９日に設置された。

＜実　績＞

運営状況　　（単位：千円）

２０年度末現在高	２１　年　度　中　増　減　額		２１年度末現在高
	積　立　金	取り崩し額	
３９９，３１４	２４７	８，７７０	３９０，７９１

※　福祉振興基金への寄付金５件分２２８千円及び運用利子１９千円の積立てを行い、ソフト事業の財源として、８，７７０千円の取り崩しを行った。

第２節　高齢者福祉

１　長寿社会対策

平成２１年度は、平成２０年度に策定した「高齢者保健福祉計画・第４期介護保険事業計画」（平成２１～２３年度）に基づき、各種施策事業の推進や目標値の達成に努めた。

今回の計画においては、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくり」をテーマとして掲げ、これを実現するための様々な事業に取組んだ。

（1）高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の推進

根拠法令等	老人保健法第４６条の１８ 老人福祉法第２０条の８ 介護保険法第１１７条	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

介護保険制度改正により新たに創設された制度やサービス内容の周知を図るとともに、今後必要になるサービス内容やサービス量の予測に基づき、計画的なサービス供給体制の整備に努めた。

計画の推進にあたっては、高齢者施策に関係する庁内７部１２課で組織した「大牟田市高齢者サービス推進委員会」において進捗状況の管理を行った。また、より広く関係者の意見を取り入れるため、学識経験者、保健・医療・福祉関係者、市民代表等で構成された「大牟田市保健福祉ネットワーク協議会」において進捗状況の報告、施策事業に関する協議・検討を行いながら計画の策定を行った。

（2）地域密着型サービス拠点等の整備

根拠法令等	地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律第４条 大牟田市地域介護・福祉空間整備等補助金交付要綱	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	国 10/10

＜目的･事業内容＞

地域介護・福祉空間整備計画（１７年度～１９年度）に基づき、大牟田市地域介護・福祉空間整備等補助金も併せて積極的な整備促進を図ってきた。平成２１年度は、小規模多機能型居宅介護事業所１か所、認知症対応型通所介護事業所２か所の指定を行った。これにより平成２２年３月末現在の地域密着型サービス事業所数は、夜間対応型訪問介護事業所が３か所、認知症対応型通所介護事業所が９か所、小規模多機能型居宅介護事業所２２か所、認知症対応型共同生活介護事業所が１４か所、地域密着型特定施設が３か所、地域密着型介護老人福祉施設１か所となった。

また、介護予防拠点・地域交流施設については、平成２１年度中にあらたに１か所が開設し、３月末現在で３６か所となった。

（3）長寿社会フェスティバル（高齢者いきいき祭り）の開催

根拠法令等	老人福祉法	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	―

＜目的･事業内容＞

高齢者が健康で生きがいのある人生を送るとともに、市民一人ひとりが高齢社会における諸問題について理解と関心を深めることを目的として、大牟田市老人クラブ連合会主催、大牟田市共催により長寿社会フェスティバル（高齢者いきいき祭り）を開催した。

テーマ	豊かで明るい長寿社会をめざして
と　き	１０月２９日（木）
ところ	大牟田文化会館　小ホール
内　容	・「いきいき大牟田長寿のまち憲章」唱和 ・福岡県警交通安全教育隊「コア」の寸劇、よかば～い体操「大蛇山バージョン」 ・老人クラブ会員芸能競演大会

(4)人生トライアスロン金メダル事業

根拠法令等	大牟田市人生トライアスロン金メダル基金条例	所管課	長寿社会推進課

＜目的･事業内容＞

平成４年６月の市議会において「大牟田市人生トライアスロン金メダル基金条例」が議決され、市制７５周年記念事業として制定し、同年７月から実施している。人生をトライアスロンにたとえ、１００歳に達する高齢者に対し、そのレースの勝利者として金メダルを贈り、市民へ希望と生きがいを与え、より豊かな長寿社会の実現に資する。

＜実　績＞

区分＼年度	19	20	21
贈呈者数(人)	22	31	34

２　高齢者福祉施策

高齢化率が年々伸び続けているのに比例して、支援を必要とする高齢者の数も年々増えてきている。特に後期高齢者（７５歳以上）の増加が目立ち、後期高齢者が前期高齢者（６５歳～７４歳）を上回っている状況である。

そのような中、平成２１年度は、介護保険制度の改正に基づき設置した地域包括支援センター等による実態把握を通じて、必要とされている高齢者福祉サービスの提供に努めた。

(1)養護老人ホーム入所措置

根拠法令等	老人福祉法第１１条 大牟田市老人福祉法施行細則	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	市10/10

＜目的･事業内容＞

環境上の理由及び経済的理由（政令で定めるものに限る。）により、居宅において養護を受けることが困難な人に対し、心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ることを目的とする。

＜実　績＞

①措置施設　　（平成２２年４月１日現在）

種　別	設置主体	施設名		定 員	措置数(人)
養護老人ホーム	社福法	吉　野　園	大牟田市大字吉野	90	73
	〃	(盲)寿光園	筑紫野市大字西小田	80	6
	〃	田　尻　苑　他 6ヵ所	福岡市西区大字田尻　他 6ヵ所		9

	公立	楠　寿　園	みやま市瀬高町長田	85	1
	〃	延　寿　荘　　他 1ヵ所	玉名郡南関町大字上長田　　他 1ヵ所		2

②措置状況

区分＼年度			19	20	21
養護老人ホーム	市　内	人 員(延 数)	881	868	862
		措置費(千 円)	139,775	135,180	132,859
	市　外	人 員(延 数)	225	232	216
		措置費(千 円)	45,414	46,334	44,370
	合　計	人 員(延 数)	1,106	1,100	1,078
		措置費(千 円)	185,159	181,514	177,229

(2)老人福祉電話貸与事業

根拠法令等	大牟田市老人福祉電話貸与事業運営要綱	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	市10/10

＜目的･事業内容＞

老人の孤独感を和らげるとともに関係機関及び地域住民の協力を得て、安否の確認等を図り、健全でやすらかな日常生活ができることを目的とする。

＜実　績＞

区分＼年度	19	20	21
設置台数	56	50	45
運営費(千円)	1,572	1,384	1,244

※設置台数は、年度末の稼働台数

(3)緊急通報システム事業

根拠法令等	大牟田市緊急通報システム事業実施要綱	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	市10/10

＜目的･事業内容＞

ひとり暮らしで健康に不安があり、常時注意を要する高齢者に緊急通報機器を貸与し、急病及び災害などの緊急時に迅速かつ適切に対応することにより、高齢者の福祉の増進に資することを目的とする。

＜実　績＞

区分＼年度	19	20	21
設置台数	554	561	535
事業費(千円)	14,262	13,626	13,097

※設置台数は、年度末の稼働台数

(4)在日外国人高齢者福祉手当

根拠法令等	大牟田市在日外国人高齢者福祉手当支給要綱	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	市10/10

＜目的･事業内容＞

本市に１年以上居住している大正１５年４月１日以前生まれの在日外国人で、年金制度上の理由により国民年金を受けられない高齢者の福祉増進を図るため、平成９年度から実施している。

＜実　績＞

区分＼年度	19	20	21
給付人員	10	10	9
事業費（千円）	840	819	637

(5)老人クラブへの助成

根拠法令等	老人福祉法第１３条第２項 大牟田市老人クラブ活動費補助金交付要綱	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	国1/3　県1/3 市1/3

＜目的･事業内容＞

施設の清掃、花壇除草等の社会奉仕活動や健康づくり講座等を実施している老人クラブの活動に対する助成を行っている。

＜実　績＞

区分＼年度	19	20	21
クラブ数	76	73	69
会員数	3,486	3,240	2,926
助成費（千円）	4,034	3,870	3,651

(6)マネジメント支援事業

根拠法令等	大牟田市マネジメント支援事業実施要綱	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	市10/10

＜目的･事業内容＞

要介護認定者の福祉事業利用にあたり、ケアマネジャー等が新規申請及び継続利用のための理由書を作成・提出した場合に手数料を支払うもの。Ｈ１９年度から実施している。

＜実　　績＞

区 分＼年度	19	20	21
作成件数	139	428	476
支給額（千円）	139	428	476

(7)老人福祉センター

根拠法令等	老人福祉法第２０条の７ 大牟田市老人福祉センター条例	所 管 課	長寿社会推進課
		負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

老人福祉法の趣旨に基づき、おおむね６０歳以上の市民等を対象として、各種の相談に応じるとともに、心身の健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、高齢者が健康で明るい生活を営むことを目的として設置している。

平成１９年度からは、施設の経費管理の削減や市民サービスの向上を目指すことを目的として、指定管理者制度を導入している。

また、施設の老朽化等による見直しを行い、平成 23 年４月１日をもって廃止するにあたり、必要な条例の議決を得た。

＜施設の概要＞

所在地		大牟田市若宮町２番地１
敷地面積		1,147.0 ㎡
建物面積	延	817.6　㎡
	１階	477.63　㎡
	２階	329.14　㎡
	PH	10.83　㎡
駐車場面積		601.83　㎡
構造		鉄筋コンクリート　２階建
開設		昭和 47 年６月
定員		160 人
設備		談話室、大集会室１、小集会室２、 レクリエーション室２、機能回復訓練室１、 生活相談室、浴場、ヘルストロン、 マッサージ機、レーザーカラオケ

＜実　績＞

区分 / 年度	市内利用者		市外利用者		計	
	個人(人)	団体(人)	個人(人)	団体(人)	利用者(人)	使用料収入(円)
19	20,160	－	279	－	20,439	4,115,700
20	18,264	－	113	－	18,377	3,686,700
21	15,171	－	28	－	15,199	3,042,600

(8)地域認知症ケアコミュニティ推進事業

根拠法令等	老人保健健康増進等事業実施要綱	所 管 課	長寿社会推進課
		負担割合	国10/10

＜目的･事業内容＞

高齢化の進展に伴い認知症高齢者が今後さらに増加する状況の中で、本市では「認知症の人とその家族を地域全体で支え、誰もが安心して暮らせる地域づくり」を目指して、平成１４年度から「大牟田市地域認知症ケアコミュニティ推進事業」に取り組んできた。既に後期高齢者数が前期高齢者数を上回っている本市において、高齢になるほど発症率が高まる認知症の対策を講じることは喫緊の課題となっている。

このため、認知症の発症前から終末期まで、地域、専門職等の関係機関が、認知症の進行に応じた本人とその家族に対する連続的・包括的な支援体制の整備を目指して、大牟田市介護サービス事業者協議会の認知症ケア研究会と密接な連携を図りながら、早期発見・診断、早期支援・予防、ケアマネジメントの質の向上、医療連携、地域啓発等に取り組んできた。

①認知症コーディネーターの育成

介護現場の職員に対して介護方法や対応方策の指導・助言を行うとともに、介護家族からの相談に応じるなど認知症ケア専門のコーディネーターとなる人材の育成を目指し、「認知症コーディネーター養成研修」を実施している。また、平成１８年度からは小規模多機能型居宅介護施設の管理者または管理者に準ずるものの受講を義務付け、事業所指定の基準とした。

年　度 区　分	19 (4期生)	20 (5期生)	21 (6期生)	合計 (1期生～6期生)
認知症コーディネーター研修修了生(人)	11	12	11	59

②早期発見･相談支援･予防教室の拡充

もの忘れ相談医（かかりつけ医）や認知症専門医及び認知症コーディネーター等を中心とした専門職が、地域包括支援センター等と協働して認知症の早期発見のためのもの忘れ相談検診、認知症の予防や進行を遅らせるための予防教室に取り組むことで、認知症地域包括支援体制の推進を図った。予防教室は、より地域に密着した支援体制構築のため、市内に整備を進めている介護予防拠点･地域交流施設を活用して開催した。

ア．もの忘れ相談検診の実施

タッチパネルやカードを用いた認知症スクリーニングを行い、同時に認知症について学べるような時間を設けるとともに、必要に応じてもの忘れ相談医のアドバイスや介護相談などを行った。

年　度 区　分	19	20	21
開催回数	2	3	2
受診者数	129	262	198

イ．認知症予防教室の開催

もの忘れ相談検診のスクリーニングにおいて、軽度認知障害の状態あるいは認知症の疑いのある地域住民を対象に、延１１ヵ所の介護予防拠点・地域交流施設において、３ヵ月間、週１回、１３回の認知症予防教室を開催し、認知症予防効果が期待できるアクティビティや日常生活指導や参加者との交流、病気や介護に関する相談、情報提供などを実施した。

年　度 区　分	19	20	21
延べ開催場所数	8	10	11
教室参加者数	82	80	89

③もの忘れ相談･地域支援体制構築事業

ア．認知症コーディネーター・システムアップ検討会議

認知症の人とその家族への地域支援体制の拡充を図り、認知症コーディネーターの公共的な役割やもの忘れ専門医等との連携等について検討を行い、認知症ケアサポートチームの設置を目指して、「大牟田市認知症コーディネーター、システムアップ検討会議」を開催した。

日　　程	内　　容
12 月 11 日（金）	認知症コーディネーターとサポートチームの目的･役割の明確化、地域包括支援センターとの関係整理
12 月 17 日（木）	認知症利用疾患センター、医療連携ニーズを明らかにし、サポートチームにおける専門医の役割の明確化

12 月 23 日（水）	実施に向けた組織体制、所管、財源、認知症コーディネーターのバックグラウンド等、制度化のための諸課題の検討
3 月 29 日（月）	認知症サポートチーム（仮称）の試行状況について、認知症サポートチーム（仮称）の課題について

イ．認知症ケアマネジメント普及促進事業

在宅支援の中心的役割を担っている介護支援専門員と在宅支援チームの事業所に参加してもらい、認知症の人のためのケアマネジメント・センター方式実践研修会を開催し、認知症支援についてともに考える機会をもった。

日　　程	内　　容	講　　師
5 月 17 日（日）	認知症の人のためのケアマネジメント・センター方式平成 20 年度実践報告会	NPO 法人コレクティブ 川原秀夫氏
12 月 12 日（土）	認知症の人のためのケアマネジメント・センター方式活用編	虹色のりんご 介護支援専門員　坂本明美氏 ハートフルケアサービス 介護支援専門員　長澤かほる氏
1 月 23 日（土）	認知症の人のためのケアマネジメント・センター方式実践編①	
2 月 13 日（土）	認知症の人の地域包括支援とステージアプローチ	認知症介護研究・研修東京センター 研究部副部長　永田久美子氏
3 月 20 日（土）	認知症の人のためのケアマネジメント・センター方式実践編②	社会福祉法人それいゆ 谷口和子氏

参加者：介護支援専門員　9 名（8 事業所）

ウ．認知症在宅介護者定例会「つどい、語らう会」

認知症の人の家族、在宅介護者などを支援することを目的に、市社会福祉協議会及び認知症ケア研究会と共同で認知症在宅介護者のための定例会を介護予防拠点・地域交流施設を会場に全６回開催した。

	日　　程	場　　所
第１回	10 月 15 日	介護予防拠点・地域交流施設「きてみてテラス」
第２回	11 月 19 日	介護予防拠点・地域交流施設「いこい」
第３回	12 月 17 日	介護予防拠点・地域交流施設「ひばりヶ丘」
第４回	1 月 21 日	介護予防拠点・地域交流施設「しらかわ」
第５回	2 月 18 日	介護予防拠点・地域交流施設「美さと広場」
第６回	3 月 18 日	介護予防拠点・地域交流施設「コムーネ」

④世代間交流・多分野交流・国際交流によるまちづくりの推進

介護現場や地域において認知症の理解が深まり、地域全体で認知症の人やその家族を支えるネットワークを構築するために、認知症の人の正しい理解のための普及啓発事業に取り組んでいる。

ア．認知症サポーター養成講座

平成１７度から「認知症を知る１年」キャンペーンの一環として、絵本教室などをとおして認知症の理解を図ることにより、認知症市民サポーター“こころみまもり隊”の養成に取り組んでいます。

区　分＼年　度	19	20	21
市民向け養成講座(回)	6	23	47
職域別養成講座(回)	1	3	1

イ．子どもたちの認知症の理解のための絵本教室

子供の時から認知症という病気を正しく理解してもらうため、小中学校単位で認知症ケア啓発用絵本「いつだって心は生きている～大切なものを見つけよう～」を使っての絵本教室を開催している。

さらに、より多くの児童・生徒に絵本を通して認知症の理解啓発を促進し、また、その子供たちを通じて地域の大人たちへ認知症の理解啓発を促進するために、子供たちの学びの場面（絵本教室）や絵本コンサートの開催に関するDVDを制作し、広く小中学校の教育現場等において活用を行っている。

区　分＼年　度	19	20	21
小学校(校)	6	8	10
中学校(校)	9	5	7

ウ．ほっと・安心（徘徊）ネットワークの全市的活動

全市内や周辺市町村への情報発信及び高齢者等SOSネットワークとの連携強化を図るため、はやめ南人情ネットワークと協働し、第５回目となる徘徊模擬訓練を実施した。平成２０年度は地域住民を中心とした小学校区９校区が参加し、独自の企画や設定など、実り多い訓練になった。今後も、模擬訓練を通して小学校区単位の地域のまちづくりネットワークの構築に向けて、他の校区においても、このような地域のまちづくりネットワークの構築を目指していく。

	19年度	20年度	21年度
模擬訓練参加者（人）	311	612	881
当日のスタッフ（人）	142	213	445
訓練参加者合計（人）	453	825	1,326
徘徊役の人数（人）	15	34	82
徘徊役に声をかけた人数（人）	97	333	1,126
模擬訓練参加校区（校区数）	7	9	18
他都市からの視察（人）	21	18	136

エ．“人・心・まちづくり”地域ミーティング

これまで取り組んできた認知症支援について、関係者同士による定点観測を行い、これからの方向性を見出すことを目的として、認知症予防教室、地域ネットワークづくり、絵本教室、そして認知症ケアコミュニティ推進事業で目指してきたものについて、それぞれ報告し意見交換を行った。

開催日：平成21年8月22日（土）

第３節　介護保険

１　介護保険

平成１２年４月の介護保険制度施行から９年を経過し、平成２１年度は第４期介護保険事業計画の初年度に当たる。第３期計画では、制度の基本理念である高齢者の「自立支援」と「尊厳の保持」を基本としつつ、制度を持続可能なものとするための大きな見直しがあったが、第４期計画は、介護従事者処遇改善のための報酬改訂やより所得に応じた保険料段階を目指し７段階から 10 段階へ見直すなど、第３期計画がより充実されたものとなった。

(1)介護保険法

＜目的･事業内容＞

介護保険制度は、国民の共同連帯の理念に基づいて、要介護者及び要支援者等が尊厳を保持し、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むために必要な介護サービスを保険給付等として行うことにより、国民の保健・医療・福祉の向上を図ることを目的とする。

＜対象者＞

	第１号被保険者	第２号被保険者
対象者	65 歳以上の人	40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者
受給対象者	要介護・要支援認定を受けた人	加齢による病気（特定疾病）が要因で要介護・要支援認定を受けた人

＜第1号被保険者数の推移＞

第１号被保険者数は年々増加の傾向にあり、平成１５年度以降は後期高齢者が前期高齢者を上回っている。

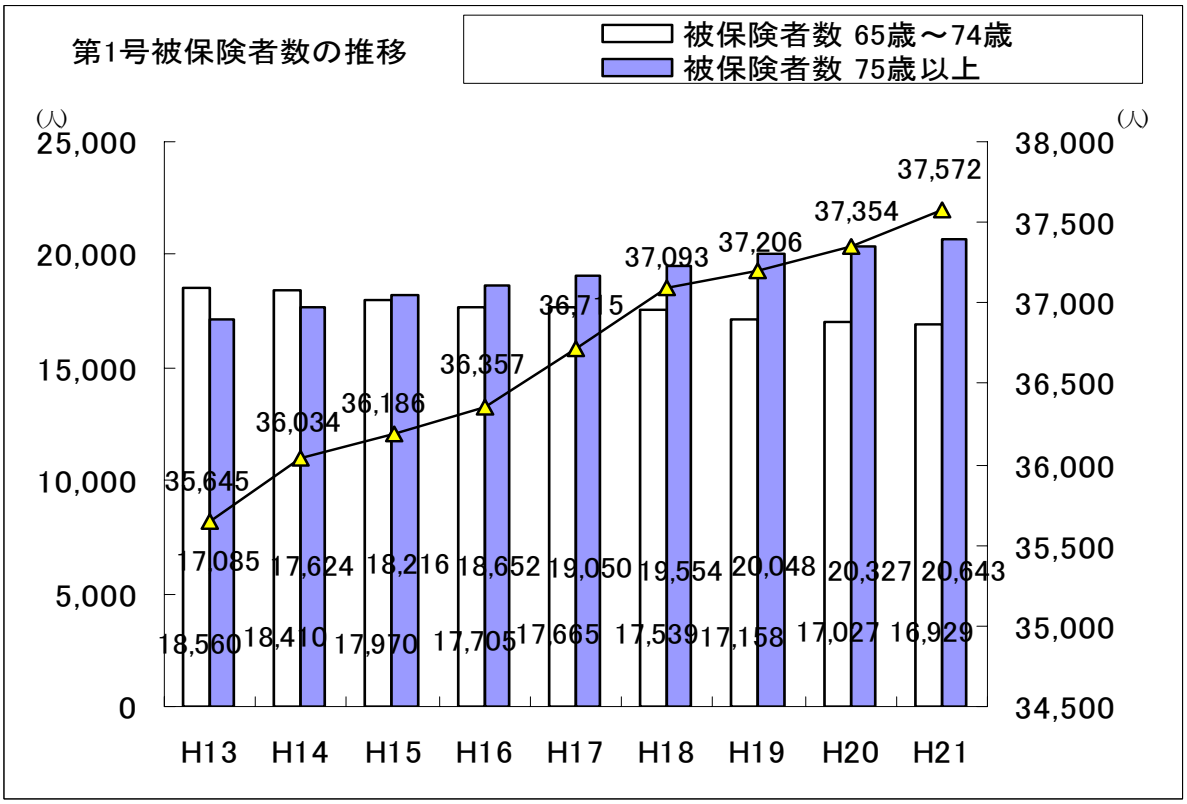

（各年度３月末現在）

＜実　績＞

①介護保険料の収入状況（平成２１年度賦課分）

保険料を納める方法には、年金保険者（社会保険庁、共済組合等）が公的年金を支払う際に保険料を天引きし、一括して市に納める方法（特別徴収）と、市から送付される納付通知書で納める方法や口座振替等の方法（普通徴収）がある。

（単位：円）

	調定額	収入済額	還付未済額	収入率（%）
特別徴収	1,357,500,220	1,357,500,220	1,017,850	100.00
普通徴収	177,581,800	157,159,090	97,830	88.50
合計	1,535,082,020	1,514,659,310	1,115,680	98.67

※　収入済額には還付未済額を含まない。

②要介護認定実施状況

年　度	19	20	21
申 請 数	6,809	7,108	7,272
審査会開催回数	185/年	193/年	199/年

※　平成21年度の認定申請件数は、新規１，７３２件、更新４，８２３件、区分変更６７０件、転入４７件を合わせて７，２７２件あり、月平均約６０６件の申請があった。

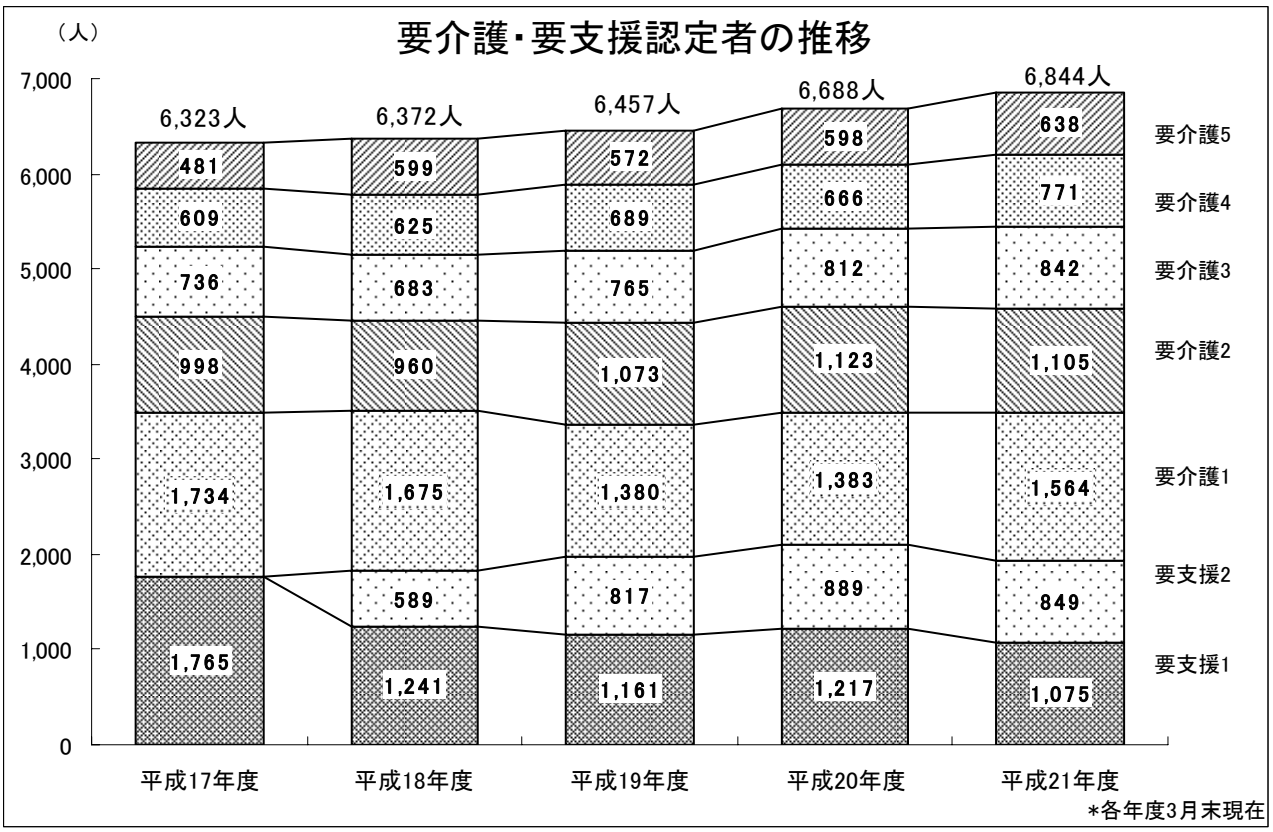

平成１８年度の介護保険制度改正により、「要支援１」「要支援２」という新たな区分が設けられ、これまでの６段階の区分から７段階となった。これまでの「要介護１相当」に該当した人については、状態の維持改善の可能性が高いかどうかの審査を行い、「要介護１」か「要支援２」の判定を行った。

平成１７年度～平成２１年度の認定者数（第２号被保険者を含む。）の推移をみると、要支援１・２、要介護１の認定者が過半数を占めている。

③介護サービスの給付状況

根拠法令等	介護保険法	所 管 課	長寿社会推進課
		負担割合	(施設サービス) 国 20/100　県 17.5/100 市 12.5/100　保険料 50/100 (施設以外のサービス) 国 25/100　県 12.5/100 市 12.5/100　保険料 50/100

平成１８年４月の介護保険制度の改正に伴いサービスの内容が見直され、「介護予防サービス」が新たに創設されるとともに、要介護状態となっても可能な限り住み慣れた自宅や地域で生活を継続できるようにするため、「地域密着型サービス」の展開を図っている。

(平成２１年４月審査～平成２２年３月審査分　計)

	件数		給付費（千円）
訪問介護	回/年	166,954	639,744
訪問入浴介護	回/年	1,672	18,652
訪問看護	回/年	16,991	118,915
訪問リハビリテーション	回/年	6,888	35,327
通所介護	回/年	105,233	777,664
通所リハビリテーション	回/年	103,075	783,631
福祉用具貸与	人	11,116	133,024
短期入所生活介護	日/年	23,043	181,672
短期入所療養介護	日/年	6,696	67,816
居宅療養管理指導	件	5,247	43,487
特定施設入居者生活介護	人	2,006	360,643
居宅介護支援	件	25,975	321,011
福祉用具購入	人	368	11,923
住宅改修	人	319	32,596
居宅サービス計	**－**	**－**	**3,526,104**
介護予防訪問介護	回/年	11,555	229,576
介護予防訪問入浴介護	回/年	38	287
介護予防訪問看護	回/年	3,210	18,392
介護予防訪問リハビリテーション	回/年	2,382	10,994
介護予防通所介護	回/年	5,940	180,519
介護予防通所リハビリテーション	回/年	4,202	150,190
介護予防福祉用具貸与	人	2,774	19,044
介護予防短期入所生活介護	日/年	1,095	6,643
介護予防短期入所療養介護	日/年	207	1,694
介護予防居宅療養管理指導	件	772	6,443
介護予防特定施設入居者生活介護	人	303	30,911
介護予防支援	件	19,196	81,114
介護予防福祉用具購入	人	277	7,189
介護予防住宅改修	人	331	33,845
介護予防サービス計	**－**	**－**	**776,842**
夜間対応型訪問介護	回/年	19	457
認知症対応型通所介護	回/年	10,774	78,278
小規模多機能型居宅介護	人	3,125	535,193
認知症対応型共同生活介護	人	2,496	593,867

地域密着型特定施設入居者生活介護	人	581	98,563
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人	242	61,784
介護予防認知症対応型通所介護	回/年	454	2,903
介護予防小規模多機能型居宅介護	人	405	24,574
介護予防認知症対応型共同生活介護	人	11	2,545
地域密着型サービス計	**－**	**－**	**1,398,165**
介護老人福祉施設	人	2,903	1,253,283
介護老人保健施設	人	24,574	1,579,960
介護療養型医療施設	人	2,545	1,183,755
施設サービス計	**－**	**－**	**4,016,997**
特定入所者介護サービス費	－	－	383,742
高額介護サービス費	－	－	214,176
高額医療合算介護サービス費	－	－	509
審査支払手数料	件/年	150,841	11,313
総計	**－**	**－**	**10,327,848**

(2)介護保険円滑化特別対策事業

社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減免措置事業

根拠法令等	大牟田市介護保険利用者負担額の社会福祉法人による軽減制度に対する助成事業実施要綱	所 管 課	長寿社会推進課
		負担割合	県3/4　市1/4

＜目的･事業概要＞

特に生計が困難な低所得者に対し、介護保険サービスを提供する社会福祉法人が利用料を軽減し、かつ一定の要件を満たす場合、助成を行うもの。

＜実　績＞

区分／年度	実施法人数	事業対象者数（人）	補助額（千円）				事務費	事業費合計
			訪問介護	通所介護	短期入所	特別養護老人ホーム入所		
19	0	11	0	0	0	0	3	3
20	2	11	21	0	13	0	2	36
21	2	4	17	0	10	0	3	30

(3)地域包括支援センターの運営

根拠法令等	介護保険法第１１５条の３９	所 管 課	長寿社会推進課
		負担割合	国 40.5/100　県 20.25/100 市 20.25/100 保険料 19/100

＜目的･事業概要＞

介護保険制度の改正により地域で暮らす高齢者を、介護・福祉・医療などさまざまな面から総合的に支援するため、Ｈ１８年４月に４ヵ所の地域包括支援センターを設置した。地域包括支援センターの主な業務は、地域で暮らす高齢者を支援するための地域やさまざまな機関とのネットワークづくり、総合相談・権利擁護事業、ケアマネジャー支援事業、介護予防ケアマネジメント事業などである。

・地域包括支援センター設置状況

包括センター名	事業所住所	担当校区
中央地域包括支援センター	有明町2丁目3番地 長寿社会推進課内	大牟田、大正、上官、平原、白川、中友
北部地域包括支援センター	大字手鎌1300番地42 手鎌地区公民館内	手鎌、明治、吉野、上内、倉永
東部地域包括支援センター	大字三池629番地2 三池地区公民館内	三池、銀水、羽山台、高取
南部地域包括支援センター	馬込町1丁目20番地1 駛馬地区公民館内	みなと、諏訪、駛馬北、駛馬南、笹原、川尻、天道、玉川

①地域とのネットワークづくり

地域資源やニーズを把握するため、民生委員・児童委員協議会や校区公民館連絡協議会などの会議や地域の行事などに参加した。特に民生委員・児童委員協議会へは、役員会・校区会長会ばかりでなく、各校区の会議へ出向き、連携強化をはたらきかけた。また、「徘徊模擬訓練」、「もの忘れ相談検診」に参加し、認知症や高齢者の見守り等について、取り組みを継続している。この他、定期的に「地域包括だより」を発行し、市民啓発を行った。

②総合相談支援・権利擁護事業

高齢者本人やその家族、近隣に暮らす人などから、介護・福祉・医療、高齢者虐待などさまざまな相談について下記のとおり対応した。そのほか、認知症などで判断力が不十分な人の権利と財産を守るために成年後見制度に関する相談に対応するとともに、申立てる人がいない場合の市長申立てなどを行った。

＜実　績＞

・相談件数〈4月～3月）

	中央地域包括支援センター	北部地域包括支援センター	東部地域包括支援センター	南部地域包括支援センター	総計
介護保険	140	181	315	335	971
虐待	41	43	17	11	112
成年後見	38	40	40	81	199
予防プラン	9	46	65	7	127
地域支援	13	17	47	20	97
福祉事業	4	15	9	6	34
ｹｱﾏﾈｼﾞｬｰ支援	18	11	8	13	50
認知症	75	98	89	173	435
施設入所	51	39	22	36	148
医療・疾病	31	69	44	75	219
地域の困り事	27	17	27	15	86
その他	134	118	28	43	323
計	581	694	711	815	2,801

・虐待に対する対応

虐待の通報〈届出〉件数	30件
うち虐待として対応した件数	23件
うちやむを得ない措置	2件
緊急保護	5件

・虐待の内容（重複あり）

身体的虐待	16 件
介護・世話の放棄・放任	5 件
心理的虐待	6 件
性的虐待	0 件
経済的虐待	6 件

・成年後見制度市長申立て

申立て済	13 件
後見等開始	8 件

③ケアマネジメント支援事業

ケアマネジメントの質の向上とケアマネジャーの資質・専門性の向上のため、Ｈ２１年度は、地域単位（地域包括支援センターごと）で大牟田市介護支援専門員連絡協議会と主任ケアマネジャーとの協働で以下の研修を行った。研修は、研鑽の場にとどまらず、ケアマネジャー同士が気軽にコミュニケーションをとり、お互いが抱えている悩みや処遇困難事例を相談できるような「場」としても活用した。

▽中央地域包括支援センター

	期　　日	内　　容
第 1 回	H21 年 9 月 2 日	介護事業者のリスクマネジメント
第 2 回	H21 年 10 月 16 日	対人援助のこころのあり方について（南部合同）
第 3 回	H22 年 3 月 26 日	デイケア施設におけるリハビリテーション（南部合同）

▽北部地域包括支援センター

	期　　日	内　　容
第 1 回	H21 年 11 月 13 日	施設ケアマネとしてここが知りたい（東部合同）
第 2 回	H22 年 2 月 24 日	施設ケアプランを皆で考えよう（東部合同）
第 3 回	H22 年 3 月 29 日	ケアマネジャーに必要なアセスメント『基礎編』

▽東部地域包括支援センター

	期　　日	内　　容
第 1 回	H21 年 7 月 23 日	21 年度介護保険通所系サービス（通所介護・通所リハ）
第 2 回	H21 年 11 月 13 日	施設ケアマネとしてここが知りたい（北部合同）
第 3 回	H22 年 2 月 24 日	施設ケアプランを皆で考えよう（北部合同）

▽南部地域包括支援センター

	期　　日	内　　容
第 1 回	H21 年 10 月 16 日	対人援助のこころのあり方について（中央合同）
第 2 回	H22 年 1 月 29 日	バリデーションとは
第 3 回	H22 年 3 月 26 日	デイケア施設におけるリハビリテーション（中央合同）

④介護予防ケアマネジメント

ア．予防給付（要支援１・２プラン作成状況）

介護予防サービスにかかる要支援１・２と認定された人に対しての介護予防プランを地域包括支援センターにおいて作成した。また、地域包括支援センターの出先機関（サブセンター）として位置づけた介護・予防相談センターと連携し、増加する作成件数に対応することにより効果的な事業の推進を図った。

要支援１・２プラン作成件数　　（単位：件）

			中央地域包括支援センター	北部地域包括支援センター	東部地域包括支援センター	南部地域包括支援センター	合計件数
委託	居宅	新規	64	41	61	82	248
		継続	1,723	1,281	1,547	2,017	6,568
直営	包括	新規	36	34	62	44	176
		継続	1,182	1,111	1,066	910	4,269
	サブセンター	新規	83	84	78	94	339
		継続	1,722	1,742	1,663	2,499	7,626
合計			4,810	4,293	4,477	5,646	19,226

イ．特定高齢者把握事業

本市に居住する65歳以上の人（要支援及び要介護の認定を受けている人は除く）に基本チェックリストを交付し、特定高齢者の候補者を把握した。さらに、その特定高齢者候補者に対し、生活機能評価の健診を行うことで特定高齢者を把握した。

（平成21年度末までの把握数）

チェックリスト取得者数	19,791人
特定高齢者候補者数	7,794人
特定高齢者数	1,455人

⑤大牟田市地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センターの設置及び運営にあたり、中立性、公正性を確保するとともに、センターの適正かつ円滑な運営を図ることを目的として、平成１７年９月に「大牟田市地域包括支援センター運営協議会」を設置し、センターから提出された事業計画・事業報告、収支予算・決算等により、適正に運営がなされているかについて確認を行っている。

＜実　績＞

区分＼年度	19	20	21
開催回数	5	5	5

・平成２１年度開催状況

	期　　日	内　　容
第１回	H21年 6月1日	○委員改選（任期：平成21年6月1日～平成23年5月31日） ○平成20年度地域包括支援センター事業報告及び決算報告について ほか
第２回	H21年7月30日	○平成21年度地域包括支援センター事業実施状況について（4～6月） ほか
第３回	H21年11月11日	○平成21年度地域包括支援センター事業実施状況について（7～9月） ○地域包括支援センターの充実について ほか
第４回	H22年2月4日	○平成21年度地域包括支援センター事業実施状況について（10～12月）ほか
第５回	H22年3月24日	○平成22年度地域包括支援センター事業計画（案）について ○平成22年度地域包括支援センター事業予算（案）について ほか

(4)介護予防・相談センターの運営

根拠法令等	介護保険法第１１５条の３９	所 管 課	長寿社会推進課
		負担割合	国 40.5/100　県 20.25/10 市 20.25/100 保険料 19/100

＜目的・事業概要＞

地域包括支援センターと連携し、地域において各種相談の受付を行うとともに、介護予防事業、高齢者福祉事業の適用にあたり、相談者、事業利用希望者等を訪問し実態調査も行った。

また、介護予防事業のうち筋力アップ教室等の開催も行った。

・設置状況

介護予防・相談センター名	事業所住所	担当校区
大牟田市社会福祉協議会	瓦町 9 番地 3	上官・平原
天光園	橘 1494 番地 1	吉野・上内・倉永
延寿苑	歴木 1807 番地 1291	三池・高取
サン久福木	久福木 894 番地	銀水・羽山台
サンフレンズ	沖田町 510 番地	駛馬南・笹原・川尻
やぶつばき	青葉町 130 番地 2	駛馬北・天道・玉川
大牟田医師会	不知火町 2 丁目 144 番地	大牟田・大正
こもれび	中町 1 丁目 4 番地 1	手鎌・明治
済生会大牟田	田隈 810 番地	白川・中友
美さと	南船津町 1 丁目 10 番地	みなと・諏訪

・活動状況

区　分 ＼ 年　度	19	20	21
訪 問 調 査 件 数（延件数）	2,081	1,938	1,807
事業費（千円）	18,259	17,160	17,163

（5）介護予防事業及び任意事業の推進

根拠法令等	介護保険法第１１５条の３８	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	（介護予防事業） 国 25/100 県 12.5/100 市 12.5/100 保険料 50/100 （任意事業） 国 40/100 県 20/100 市 20/100 保険料 20/100

＜目的・事業概要＞

平成１８年４月より施行された改正介護保険法に基づき地域支援事業が創設され、介護予防事業（特定高齢者向け、一般高齢者向け）及び任意事業に取り組んだ。

①介護予防事業（特定高齢者向け事業）

要支援、要介護等の要介護認定を受けていないが、現状が継続すると要介護状態になるリスクの高い高齢者に対し、地域包括支援センターのケアマネジメントに基づき、事業を実施した。

ア．筋力アップ教室事業

マシントレーニングを３ヵ月間（25回シリーズ）にわたり実施した。

区　分＼年　度	19	20	21
延　利　用　者　数	118	124	183
事業費（千円）	8,348	8,715	14,476

イ．口腔ケア（口腔機能向上）教室事業

参加者の口腔状態を把握し、個別プログラムにより口腔清掃の指導、摂食・嚥下機能に関する訓練などを5ヵ月間（10回シリーズ×11教室）にわたり実施した。

区　分＼年　度	19	20	21
延　利　用　者　数	51	93	88
事業費（千円）	1,612	3,489	4,153

ウ．介護予防通所事業

身体機能の低下、閉じこもり、認知症、うつ等のおそれのある高齢者を対象とし、介護予防を目的としたアクティビティ（運動、教養、趣味等の作業活動）を実施した。

区　分＼年　度	19	20	21
延　利　用　者　数	180	176	150
事業費（千円）	10,603	10,832	9,490

エ．生活管理指導員派遣事業

在宅生活の継続を図るため、日常生活で障害になる事柄について、生活管理員（ヘルパー等）が自宅に訪問し指導助言を行った。

区　分＼年　度	19	20	21
延　利　用　者　数	62	65	51
事業費（千円）	2,470	2,586	2,287

②介護予防事業（一般高齢者向け事業）

特定高齢者に該当しない高齢者に対し、在宅生活等の継続や地域の交流を目的として、事業を実施した。

ア．健康づくり市民サポーター養成研修事業

介護予防事業（運動機能向上・低栄養改善・口腔機能向上等）や救急法、筋力トレーニングやストレッチの方法の研修を３ヵ月間にわたり実施し、研修修了後、筋力アップ教室や口腔ケア教室等において、指導者の補助や記録等を行うボランティアを養成した。Ｈ１６年度より養成している。

区　分＼年　度	19	20	21
養　成　者　数	11	11	5
事業費（千円）	126	414	122

イ．よかば～い体操普及事業

＜巡回教室・体験教室＞

家庭でできる運動器の機能低下防止の体操を地域において行い、予防に対する意識付けと機能の維持・向上を図った。

区分＼年度	20		21	
	巡回教室	体験教室	巡回教室	体験教室
延実施回数	121	309	211	575
延利用者数	1,795	3,552	4,140	6,358
事業費（千円）	618	2,163	1,683	5,175

＜指導者養成事業＞

地域交流施設や地域の団体等で「よかば～い体操」を実施できるようにするため、専門の指導者を養成した。

区分＼年度	19	20	21
養成者数	28	41	28
事業費（千円）	206	141	173

ウ．歯にかみ巡回教室

地域に講師を派遣し、口腔ケアの大切さや嚥下機能を高めるトレーニング法について啓発、指導し、口腔機能等の維持・向上を図った。Ｈ２１年度より実施した。

区分＼年度	21
延実施回数	28
延利用者数	515
事業費（千円）	252

エ．介護予防地域活動組織支援事業（いきいきクラブ・ふれあい教室事業）

ボランティア主導型の健康づくりやレクリエーション等を地域及び保健所において実施した。

区分＼年度	19	20	21
利用者数	327	341	224
事業費（千円）	120	120	470

オ．老人クラブ介護予防活動支援事業

大牟田市老人クラブ連合会に委託し、介護予防に資する運動に係る大会や教養講座等を開催した。２１年度からは、老人クラブ生きがいと健康づくり事業（まちに花を育てる運動等）を追加した。

区分＼年度	19	20	21
事業費（千円）	2,000	2,000	3,593

カ．地域交流拠点活動推進事業

高齢者の介護予防について地域の特性や住民の支援を活用し、地域による介護予防に係る事業を実施することにより、本市における介護予防の推進を図った。

区　分 ＼ 年　度	20	21
実　施　事　業　所　数	4	6
事業費（千円）	8,000	12,000

（事業費のうち、6,000千円は国の全額補助にて実施）

③任意事業

特定高齢者に該当しない高齢者に対し、在宅生活等の継続等を目的として、事業を実施した。

ア．自立支援配食サービス事業

ひとり暮らしの人や高齢者世帯のみの世帯の人で、心身の状況により食事の用意が困難な高齢者を対象に、生活の自立と質を確保するとともに、安否確認も合せて実施した。

区　分 ＼ 年　度	19	20	21
延　利　用　者　数	389	352	368
総　配　食　数	52,376	45,292	42,833
事業費（千円）	7,857	6,794	6,425

イ．成年後見制度利用支援事業

身寄りがなく、認知症等により判段能力が不十分な高齢者に対し支援を行うため、制度の紹介を行うとともに、審判請求ができない方に対しては市が申立てを行った。

区　分 ＼ 年　度	19	20	21
市　長　申　立　件　数	7	13	13
事業費（千円）	268	638	358

（6）介護用品給付サービス事業（紙おむつ給付）

根拠法令等	大牟田市介護用品給付サービス事業実施要綱	所 管 課	長寿社会推進課
		負担割合	市10/10

在宅で寝たきりや認知症等により排尿、排便の支援が必要な高齢者及び介護者の負担及び費用負担の軽減を図るため、紙おむつを支給している。Ｈ７年２月から実施している。
Ｈ１８年度からは、介護保険市町村特別給付として実施している。

区　分 ＼ 年　度	19	20	21
利　用　実　人　員	480	531	598
事業費（千円）	8,682	9,129	10,704

（7）介護費用適正化事業

根拠法令等	介護保険事業関係業務実施要綱	所 管 課	長寿社会推進課
		負担割合	市10/10

＜目的･事業概要＞

適切なケアプランの確保のため、適正化システムを活用し、ケアプランの作成件数、サービスの給付実績等のデータに基づきサービスの提供実績の確認、過剰なサービスの提供や過度の利用者掘り起こしが行われていないかなどの視点から確認を行った。

(8)制度の適正運営等の取組み(あんしん介護創造事業)

根拠法令等	大牟田市あんしん介護相談員派遣事業実施要綱	所 管 課	長寿社会推進課
		負担割合	国 40.5/100　県 20.25/100 市 20.25/100 保険料19/100

利用者の権利擁護を促進し安心して介護サービスを利用できる介護環境を構築することを目的として、介護サービスの質の確保・向上を図る「あんしん介護創造事業」に取り組んでいる。このことにより、高齢者が安心してサービスを利用できる介護環境づくりを進めている。

＜目的･事業概要＞

市民公募によるあんしん介護相談員が市内の介護保険施設を訪問し、サービス利用者の話を聞き、相談活動により疑問や不満・不安の解消を図るとともに、施設等との意見交換や電話相談などに取り組んでいる。

(9)大牟田市介護給付費準備基金

根拠法令等	大牟田市介護給付費準備基金条例	所 管 課	長寿社会推進課
		負担割合	保険料(第１号被保険者)

＜目的･事業内容＞

大牟田市では、平成１２年度に「大牟田市介護給付費準備基金」を設置している。介護保険会計においては、保険料を３年ごとに見直すことにより、事業運営期間（３年間）の財政の均衡を図る中期財政運営を行っているが、事業運営を行う中で各年度終了後に剰余金が生じた場合は、基金に積立てを行い適正に管理を行っている。また、介護給付費等が不足した場合には、基金を活用し、不足分の財源に充てることとされている。

平成 21 年 4 月に第 1 号被保険者の保険料基準額を見直すにあたり、保険料の上昇を抑えるため、基金の一部を介護給付費の財源として活用してる。基金現在高は下表のとおりとなっている。

＜実　績＞

平成２１年度の基金異動額　　(単位：円)

年度当初額	積立額	処分額	21 年度決算に伴う基金高
778,250,120	18,326,859	0	796,576,979

(10)制度の周知

制度に対する市民の理解を深め、将来にわたって制度の安定運営を図るために、『かいごほけん白書』を作成したり、『広報おおむた』や市公式ホームページに掲載する等による制度周知のほか、学習会等へ講師派遣を行い制度の説明や相談に応じている。

＜出前講座実績＞

講　座　名 ＼ 年　度	１９	２０	２１
防ごう！高齢者虐待	1	1	0
よかば～い体操で健康に！～介護予防でぴんぴん・しゃんしゃん～	23	6	9
地域密着型サービスで安心の生活を～住み慣れた地域で暮らし続けるために～	1	2	1
頼りになります！地域包括支援センター	1	1	6
超高齢社会における大牟田市の介護保険～高齢者のくらしを応援します～	2	5	3

もっと活用！わかりやすい成年後見制度	1	1	3
認知症になってもだいじょうぶ	―	―	14
小規模な高齢者福祉施設の見学	―	―	0

（11）相談･苦情への対応

介護保険サービスを利用者が安心して適切に利用できるよう、相談・苦情窓口を設置している。受け付けた相談・苦情は、地域ケア会議を開催するなど関係機関とも協力・連携し迅速かつ適切に解決処理に当たっている。

（12）情報開示の状況

介護保険における認定手続きの透明性を確保するとともに、利用者の心身の状態に基づき適切な保健･医療･福祉サービスが提供されることを目的として、被保険者や居宅介護支援事業者等に介護認定関係資料の開示を行っている。なお、平成１８年度より介護予防プラン（要支援１・2）作成のための情報開示は、中央地域包括支援センターで対応している。

＜実　績＞

年　度	対　象	内　　訳		
		認定調査結果表	主治医意見書	審査判定の経過等
19	個　人	9	6	2
	事業者	2,155	2,052	638
20	個　人	23	7	9
	事業者	2,241	2,188	686
21	個　人	9	4	3
	事業者	2,773	2,794	1,003

第４節　児童福祉・母子保健

1　次世代育成支援行動計画推進

(1) 次世代育成支援行動計画推進事業

根拠法令等	次世代育成支援対策推進法	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課保育担当	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）の規定に基づき策定した大牟田市次世代育成支援行動計画「いきいき子どもプランⅡ」を効果的に推進するため、協議会の設置や進捗状況についての集計、報告、協議を行う。

＜計画の期間＞

平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間（平成 21 年度見直し）

＜実　績＞

次世代育成支援対策推進法第21条第1項の規定に基き、学識経験者、関係団体からの推薦者及び市民公募委員で構成される大牟田市次世代育成支援市民協議会を設置。

(2) 次世代育成支援行動計画（後期行動計画）策定事業

根拠法令等	次世代育成支援対策推進法	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課保育担当	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）の規定に基づき策定した大牟田市次世代育成支援行動計画「いきいき子どもプランⅡ」の前期行動計画（計画期間：平成 17 年度から平成 21 年度）について、具体的な施策の進捗状況の確認･評価や必要な見直しを行い、本市の次世代育成に関するさまざまな施策をさらに進めていくための計画として、後期行動計画を策定する。

＜後期行動計画の期間＞

平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間

＜実　績＞

平成 20 年度に実施した「次世代育成支援に関するニーズ調査」の結果及び平成 21 年度実施のグループインタビューやパブリックコメントを踏まえながら、大牟田市次世代育成支援対策委員会及び大牟田市次世代育成支援市民協議会において後期行動計画について協議･検討を行ない、平成 22 年 3 月に策定。

平成 20 年度事業費 1,300 千円、平成 21 年度事業費 2,893 千円。

2　子育て支援事業

(1) 乳幼児医療費助成

根拠法令等	大牟田市乳幼児医療費の支給に関する条例	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合	県 1/2　市 1/2

＜目的･事業内容＞

乳幼児の医療の一部を支給することにより、その疾病の早期治療を促進し、もって保健の向上と福祉の増進を図る。

＜支給対象者＞

- 市内に住所を有する者
- 小学校就学前の乳幼児
- 国民健康保険被保険者又は社会保険等の被扶養者
- 生活保護法による保護を受けていないこと
- 生計維持者の前年の所得が児童手当法施行令に定める額を超えていない者（３歳以上の幼児）

＜実　績＞

区分＼年度		17	18	19	20	21
国 保	対象者	1,252	1,221	1,167	1,282	1,109
	件数	10,317	9,528	9,914	12,712	17,121
	金額(千円)	24,967	23,249	26,839	29,465	36,306
社 保	対象者	4,930	4,929	4,732	4,754	4,930
	件数	36,730	37,269	39,117	50,085	70,402
	金額(千円)	87,023	90,247	102,393	116,081	149,816
計	対象者	6,182	6,150	5,899	6,036	6,039
	件数	47,047	46,797	49,031	62,797	87,523
	金額(千円)	111,990	113,496	129,232	145,546	186,122

※ 平成１７年１月から入院については、対象者を就学前まで拡大
※ 平成１９年１月から３歳未満は原則として自己負担なしとする
※ 平成２０年１０月から外来についても、対象者を就学前まで拡大

(2) 児童手当給付

根拠法令等	児童手当法	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合	被用者　国8/10,県1/10,市1/10 非被用者　国1/3 県1/3,市1/3 特例給付　国10/10 小学校修了前特例給付 国1/3 県1/3,市1/3

＜目的･事業内容＞

手当を支給することにより、家庭における児童の生活の安定を図り、そして児童の健全育成及び資質の向上を目的とする。

＜支給対象者＞

- 市内に住所を有する者
- 小学校修了前児童（平成１８年４月から）を養育している父母等
- その者の前年の所得額が制限額未満であること

＜支 給 額＞

区分		月額
３歳未満		10,000 円
３歳以上	第１子分	5,000 円
	第２子分	5,000 円
	第３子以降分	10,000 円

※１９年４月から、３歳未満児童は一律１０，０００円支給。

＜実　績＞

区分＼年度		17	18	19	20	21
被 用 者	受給人員(延数)	19,151	21,177	21,652	21,784	21,966
	支 給 額(千円)	110,035	121,710	201,140	217,840	219,660
非被用者	受給人員(延数)	8,373	7,671	7,705	7,530	7,550
	支 給 額(千円)	50,490	45,735	71,990	75,300	75,500
特例給付	受給人員(延数)	2,641	716	324	332	219
	支 給 額(千円)	14,970	4,065	2,975	3,320	2,190
被用者小学校修了前特例給付	受給延人員(人)	48,685	69,358	73,495	72,708	71,195
	支 給 額(千円)	280,155	395,715	418,355	412,925	404,025
非被用者小学校修了前特例給付	受給延人員(人)	20,899	29,515	29,842	28,080	27,439
	支 給 額(千円)	122,045	171,135	173,105	162,790	158,800
計	受給人員(延数)	99,749	128,437	133,018	130,434	128,369
	支 給 額(千円)	577,695	738,360	867,565	872,175	860,175

※ １８年４月から、小学校第３学年修了前から小学校修了前までに改正

(3) 児童扶養手当給付

根拠法令等	児童扶養手当法	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合	国1/3 市2/3

＜目的･事業内容＞

手当を支給することにより、父と生計を同じくしていない児童の福祉の増進を図る。

＜支給対象者＞

- 父と生計を同じくしていない、１８歳未満の児童、又は２０歳未満の児童で一定以上の障害を有するこれらの児童を養育している者
- その者及び扶養義務者の前年の所得額が制限額未満であること
- 公的年金を受けていないこと

＜支 給 額＞

区　　分	全額支給	一部支給
１人目	41,720 円	41,710 円～9,850 円
２人目	5,000 円加算	
３人目以降	3,000 円加算	

＜実　績＞

年度		17	18	19	20	21	原因別			
新法	件　数	1,613	1,619	1,644	1,627	1,624	離婚	遺棄	死亡	その他
	支 給 額（千円）	761,119	766,447	775,408	772,948	752,676	1,450	6	11	157
旧法	件　数	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(4) 母子生活支援施設事業

根拠法令等	児童福祉法第23条･第38条	所 管 課	児童家庭課
		負担割合	国1/2 県1/4 市1/4

＜目的･事業内容＞

配偶者のない女子又は、これに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて

保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援する。

＜実　績＞

区分＼年度		17	18	19	20	21
措 置	世 帯 数	(7) 95	(7) 85	(6) 71	(9) 111	(9) 106
	人　　員	(19) 229	(18) 220	(14) 166	(21) 248	(20) 236
措 置 費 (千円)		13,600	12,340	11,377	21,306	20,900

※　(　)は月平均

※　市が措置したもの

(大牟田市母子生活支援施設への他市からの入所は含まない。市から他市の母子生活支援施設への入所は含む)

(5) 助産施設

根拠法令等	児童福祉法第35条第3項	所 管 課	児童家庭課

＜目的･事業内容＞

保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入院させて、助産を受けさせる。

＜施設の概要＞　　平成２２年４月１日設置

名　　称	大牟田市立病院助産施設
所 在 地	大牟田市宝坂町２丁目19-１
定　　員	１　名

※　市が設置していた助産施設については、平成２２年４月１日付で廃止

(6) 児童家庭相談室の設置

根拠法令等	大牟田市児童家庭相談室設置要綱	所 管 課	児童家庭課

＜目的･事業内容＞

児童家庭福祉に関する相談業務を充実強化し、家庭における適正な児童養育その他児童家庭福祉の向上を図るため、児童家庭相談室を設置し相談を受ける。

＜実　績＞

①内容別相談受付人数

相談内容＼年度		17	18	19	20	21
養護相談	児童虐待	40	61	64	52	78
	その他	18	37	51	33	42
保健相談		0	2	0	0	0
障害相談		2	6	4	9	3
非行相談		0	1	0	0	7
育成相談	不登校	3	4	6	16	15
	その他	4	3	5	16	16
その他の相談		4	3	4	8	7
合　計		71	117	134	134	168

②年齢別相談受付人数

年齢区分	17	18	19	20	21
未就学児（０～３歳）	19	35	41	36	37
（４～６歳）	19	28	19	16	38
小学校低学年（１～３年生）	7	19	28	27	34
高学年（４～６年生）	11	20	21	28	17
中学生　(12～15 歳)	10	8	20	23	29
～18 歳	5	7	5	4	13
合　計	71	117	134	134	168

(7) 子ども支援ネットワーク事業

根拠法令等	児童福祉法第25条の2第1項	所 管 課	児童家庭課

＜目的･事業内容＞

児童福祉法に規定する要保護児童対策地域協議会として､｢大牟田市子ども支援ネットワーク｣を設置し、保護者のいない児童または保護者に監護させる事が不適当であると認められる児童及びその保護者の早期発見を図り、関係機関と要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を円滑に行う。

＜構成機関＞

大牟田医師会
大牟田警察署
大牟田市社会福祉協議会
大牟田市小学校長会
大牟田市中・特別支援学校校長会
大牟田市保育所連絡協議会
大牟田市民生委員・児童委員協議会
大牟田地区私立幼稚園協会
子ども家庭支援センターあまぎやま
福岡県弁護士会
福岡法務局柳川支局
柳川人権擁護委員協議会
大牟田児童相談所
大牟田市教育委員会
大牟田市（福祉事務所及び保健所を含む）

(8) 子育て応援特別手当給付事業

根拠法令等	大牟田市子育て応援特別手当支給事業実施要綱	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合	国 10/10

＜目的･事業内容＞

現下の厳しい経済情勢に鑑み、幼児教育期における子育てを支援することを目的に、子育て応援特別手当を支給する。

	２０年度版 【生活対策として２０年度限り】	２１年度版 【経済危機対策として２１年度限り】
支給対象	幼児教育期の第２子以降の子 （平成２０年度において小学校就学前３年間に属する子 〔平成 14 年 4 月 2 日～平成 17 年 4 月１日の間の生まれ〕）	幼児教育期の子 （平成２１年度において小学校就学前３年間に属する子 〔平成 15 年 4 月 2 日～平成 18 年 4 月１日の間の生まれ〕）

受給者	世　帯　主	同　左
手当の額	支給対象となる子供一人当たり ３６，０００円（１回払い）	同　左

＜実　績＞

平成２０年度版については、事業費全額を２０年度補正予算に計上し、支給対象となる子ども２０７名分、７，４５２千円を支給した。未執行分の予算は２１年度に繰り越しし、支給対象となる子ども１，３３５名分、４８，０６０千円を支給した。

平成２１年度版については、支給に向け準備を進めてきたが、平成２１年１０月、厚生労働省からの事業停止の通知を受け、予算の執行を停止した。

3　母子及び寡婦福祉

(1) 母子及び寡婦福祉資金の貸付

根拠法令等	母子及び寡婦福祉法第13条･第14条･第32条	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合	県 10/10

＜目的･事業内容＞

各種資金の貸付を通じて、母子家庭等寡婦世帯の経済的自立・生活の安定を図る。

＜母子及び寡婦福祉資金の貸付状況（決定分）＞

資金名		貸付限度額（千円）	利息	17年度貸付状況		18年度貸付状況		19年度貸付状況		20年度貸付状況		21年度貸付状況	
				件数	金額（千円）	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）
事業開始資金		2,830	無利子(1.5%)										
事業継続資金		1,420	無利子(1.5%)										
修学資金	高校	公立 18 私立 30	無利子	5	4,536	3	2,376	1	648	5	4,968		
	高等専門学校	公立 21 私立 32	無利子							1	1,080		
	大学	公立 45 私立 54	無利子	5	13,680			1	3,072				
	その他	公立 45 私立 53	無利子	4	6,000	3	3,432					1	720
修業資金		65 (460)	無利子	2	2,280	4	3,660	1	600			1	1,560
就学支援資金		高校等 75 大学等 370	無利子	10	4,335	9	2,445	5	1,826	7	2,595	5	1,405
住宅資金		1,500 (特別 2,000)	無利子(1.5%)			2	528						
就職支度資金		100 (220)	無利子(1.5%)										
技能取得資金		65 (460)	無利子(1.5%)			1	1,080	2	2,064	4	4,308		
生活資金		141 103	無利子(1.5%)			3	909	1	309	4	5,624		
結婚資金		300	無利子(1.5%)							1	260		

転宅資金	260	無利子(1.5%)									1	230
合　計			26	30,831	25	14,430	11	8,519	22	18,835	8	3,915

※　貸付限度額は、平成２１年４月１日現在
※　修学資金、就学支度資金の貸付限度額は、自宅通学の場合
※　技能習得資金の（　）金額は、自動車運転免許の場合
※　就職支度資金の（　）金額は、自動車購入の場合
※　修学資金、修業資金、修学支援資金については、保証人の有無に関わらず無利子。その他資金については、保証人を立てた場合は無利子、保証人を立てられない場合は年に1.5%の有利子。

(2) 福岡県母子福祉協力員

＜目的･事業内容＞

母子福祉資金の円滑適正な運用を図るため、担当地区内の母子家庭を訪問し、貸付および償還等の指導、督励を行うとともに母子福祉の増進に努める。

(3) ひとり親家庭等医療費助成事業

根拠法令等	大牟田市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合	県1/2　市1/2

＜目的･事業内容＞

母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童、ならびに一人暮らしの寡婦に対し医療費の一部を支給することにより、その者の福祉の向上を図る。

＜支給対象者＞

・　市内に住所を有する者
・　母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童、ならびに一人暮らしの寡婦
・　国民健康保険又は社会保険に加入している者
・　生活保護法による保護を受けていないこと
・　本人及び扶養義務者の前年の所得が児童扶養手当法施行令に定める額を超えていない者
・　一人暮らしの寡婦に対しては、平成２０年９月末で対象外とするが、平成２２年９月末まで経過措置継続

＜実　績＞

区分＼年度		17	18	19	20	21
国保	対象者	2,497	2,453	2,377	2,241	2,056
	件数	40,664	42,311	42,873	39,166	27,435
	金額(千円)	160,386	157,587	146,778	128,622	93,742
後期	対象者					1
	件数					1
	金額(千円)					1
社保	対象者	2,128	2,120	2,167	1,985	2,070
	件数	21,277	21,598	24,601	22,778	18,737
	金額(千円)	65,330	68,185	77,310	65,938	57,394
計	対象者	4,625	4,573	4,544	4,226	41,27
	件数	61,941	63,909	67,474	61,944	46,173
	金額(千円)	225,716	225,772	224,088	194,560	151,137

※　平成２０年１０月から対象者を父子家庭まで拡大

(4) 高等職業訓練促進給付事業

根拠法令等	母子及び寡婦福祉法施行令第30条 大牟田市高等職業訓練促進給付金支給要綱	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合	国1/2 県1/4市1/4 (ただし、一部別割合あり)

＜目的･事業内容＞

母子家庭の母の就職に有利な資格の取得を促進し、就職を支援するため、給付金を支給する事業であり、平成１７年度から実施したもの。

平成２１年３月から支給対象期間の延長が図られた。（最長１２か月⇒最長１８か月）

平成２１年６月から支給対象枠の拡張が図られた。（修業期間の後半１/２⇒修業期間の全期間。ただし、平成２４年３月３１日までに修業を開始した者に限る）

＜対象資格＞

- 看護師（准看護師を含む）
- 介護福祉士
- 保育士
- 理学療法士
- 作業療法士

＜実　績＞

区分＼年度	17	18	19	20	21
准看護師	3		1	3	19
看護師	5	1	3	2	3
介護福祉士	1	1			
保育士					
理学療法士				1	1
作業療法士					
給付者合計	9	2	4	6	23
事業費　（千円）	8,652	2,060	4,532	5,047	27,121
給付者のうち卒業者数　（人）	9	2	4	5	12
給付者のうち資格取得者　（人）	9	2	4	5	11
給付者のうち就職者　（人）	9	2	4	5	10

4　保育事業

(1) 公立保育所管理運営･私立保育所運営支援事業

根拠法令等	児童福祉法24条 大牟田市保育の実施に関する条例 大牟田市保育の実施に関する条例施行規則	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課保育担当	負担割合	国1/2 県1/4 市1/4

＜目的･事業内容＞

保護者の労働等の理由により保育に欠ける児童について、公立保育所に入所させ、私立保育所に委託して、又は管外の保育所に委託して保育を実施し、児童の健全育成と福祉の充実を図る。

<実　績>

区分	年度	17	18	19	20	21
	保育所数	22	22	22	22	22
	定員	2,210	2,240	2,240	2,240	2,230
	公立 私立	170 2,040	170 2,070	170 2,070	170 2,070	170 2,060
公立	人員	(187) 2,239	(178) 2,130	(159) 1,909	(164) 1,968	(149) 1,784
私立	人員	(2,148) 25,773	(2,191) 26,294	(2,151) 25,811	(2,131) 25,575	(2,093) 25,112
	委託費（千円）	1,758,339	1,768,476	1,767,147	1,767,770	1,744,422
管外	人員	(51) 613	(52) 623	(60) 714	(64) 762	(47) 569
	委託費（千円）	47,061	43,561	52,413	53,541	35,307
合計	人員	(2,385) 28,625	(2,421) 29,047	(2,370) 28,434	(2,359) 28,305	(2,289) 27,465
	委託費（千円）	1,805,400	1,812,037	1,819,560	1,821,311	1,779,729

※　（　）は月平均

(2) 養護児(障害児)保育事業

根拠法令等	大牟田市養護児保育実施要綱	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課保育担当	負担割合	市 10/10

<目的･事業内容>

身近な地域で保育が受けられる環境をつくるため、民間保育所に補助金を交付する。結果として、心身に障害を有する等の理由により援護を必要とする者を一般の児童とともに集団保育することにより、当該児童の心身の発達を助長し、養護児（障害児）の福祉の推進を図る。

<実　績>

区分＼年度		17	18	19	20	21
養護児（障害児）保育	実施施設数	4	10	13	11	11
	児童数（延数）	191	215	233	213	226
	事業費（千円）	14,108	20,659	13,234	11,099	10,219

※　養護児（障害児）保育事業は、平成１５年４月から一般財源化。実施施設数・児童数（延数）については、公立・私立保育所合算して計上。事業費については私立保育所分のみ計上。

(3) 一時保育事業

根拠法令等	大牟田市一時保育促進事業実施要綱 大牟田市一時保育促進事業費補助金交付要綱	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課保育担当(登録時) 各実施保育所(利用時)	負担割合	国1/3　県1/3 市1/3

<目的･事業内容>

保育所入所の対象にならない就学前児童の保護者の不定期な就労や病気、育児に伴う心理的･肉体的負担の解消のため一時的な保育を行い、仕事等の社会的活動と子育て等の家庭生活との両立を支援する。

＜実　績＞

区分＼年度		17	18	19	20	21
一時保育	実施施設数	4	7	9	7	5
	児童数	(104) 5,009	(50) 4,196	(45) 4,828	(40) 3,320	(27) 1,637
	事業費（千円）	6,462	4,872	8,370	5,670	2,970

※　(　)は、１か所当たり月平均。

(4) 延長保育事業

根拠法令等	大牟田市延長保育促進事業実施要綱 大牟田市延長保育促進事業費補助金交付要綱	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	各実施保育所	負担割合	国 1/2 市 1/2 相当

※　平成１７年度より交付金化のため、国１／２、市１／２相当

＜目的･事業内容＞

保護者の多様な就労形態や緊急の理由等に対応して、保育時間を延長し、児童及びその家庭の福祉の向上を図る。

＜実　績＞

区分＼年度		17	18	19	20	21
延長保育促進	実施施設数	6	6	6	6	6
	児童数(月平均)	154	172	174	184	176
	事業費（千円）	27,755	27,635	8,200	8,200	8,400

※　児童数(月平均) は、平成１７年度より実利用児童数の平均。

(5) つどいの広場･子育て支援センター事業

根拠法令等	大牟田市つどいの広場事業実施要綱	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	つどいの広場(フレンズピアおおむた２階)	負担割合	国1/3　県1/3 市1/3

＜目的･事業内容＞

おおむね３歳以下の子どもとその保護者が気軽に集い、交流することにより、子育て中の親の子育てへの負担感の緩和を図るため、青少年教育等多目的施設（フレンズピアおおむた）の２階において平成１８年１０月から実施している。子育てをする親とその子どもの交流・集いの場の提供、子育てに関する相談及び援助、地域における子育てに関する情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施することにより、次世代育成及び地域の子育て機能の充実を図る。

平成１９年４月からは子育て支援センターを同施設に移設・統合し、事業を一体的に推進している。

＜実　績＞

区分＼年度	18	19	20	21
登録組数（組）	(68) 408	(53) 641	(53) 633	(54) 645
利用組数（組）	(289) 1,731	(392) 4,698	(361) 4,331	(356) 4,275

利用人数（人）	(639) 3,834	(893) 10,716	(815) 9,780	(798) 9,573
講座開催回数（回）	5	12	13	13
講座参加人数（人）	83	317	370	403
子育て相談数（件）	30	97	182	214
リズム遊び開催数（回）	11	35	36	36
リズム遊び参加数（組）	195	721	767	750
事業費（千円）	2,600	3,592	3,443	3,374

※　(　)は、月平均。

(6) 子育て短期支援事業

根拠法令等	大牟田市子育て短期支援事業実施要綱	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課保育担当･子育て支援担当	負担割合	国 1/2 市 1/2 相当

※　平成１７年度より交付金化のため、国１／２、市１／２相当。

＜目的･事業内容＞

児童を養育している家庭の保護者の病気等又は保護者の仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となる場合、夫の暴力等により緊急一時的に母子の保護を必要とする場合に、児童福祉施設で一定期間内養育又は保護を行う。

＜実　績＞

区分 ＼ 年度		17	18	19	20	21
ショートステイ事業	利用者数	14	5	6	4	2
	延 日 数	109	16	25	30	7
	事業費　(千円)	458	148	121	234	25
トワイライトステイ事業	利用者数	11	10	4	18	2
	延 日 数	49	17	6	33	2
	事業費　(千円)	86	31	13	86	4

(7) 乳幼児健康支援一時預かり事業

根拠法令等	大牟田市乳幼児健康支援一時預かり事業実施要綱	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課保育担当	負担割合	国 1/3　県 1/3 市 1/3

＜目的･事業内容＞

保育所等に通所中の児童等が病気の回復期であり、集団保育の困難な期間、一時的に施設が預かることにより子育てと仕事の両立を支援するものである。

＜対 象 者＞

生後２ヵ月から小学３年生まで

＜実　績＞

区分＼年度	17	18	19	20	21
利用児童数（月平均・人）	243(20)	377(31)	277(23)	236(20)	234(20)
事業費（千円）	4,279	4,563	4,234	4,247	4,183

(8) ファミリー･サポート･センター事業

根拠法令等	大牟田市ﾌｧﾐﾘｰ･ｻﾎﾟｰﾄ･ｾﾝﾀｰ事業実施要綱	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	おおむたﾌｧﾐﾘｰ･ｻﾎﾟｰﾄ･ｾﾝﾀｰ	負担割合	国 1/2 市 1/2 相当

＜目的･事業内容＞

地域において、育児の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり行う相互援助活動を支援することで子育てをする者の仕事と育児の両立支援及び児童福祉の向上を目的とする。

＜会　員＞

次の各号のすべてに該当する者

- 市内に居住する者
- 援助会員は２０才以上で健康で積極的に援助活動ができる者
- 依頼会員は乳幼児又は小学生を養育している者
- 援助会員は講習会等を受講した者

＜実　績＞

区分＼年度	17	18	19	20	21
会員数	702	825	837	829	846
活動数（月平均）件	1,313(109)	1,234(103)	1,132(94)	730(61)	503(42)

※　平成１３年４月から、大牟田市社会福祉協議会に委託し、７月から活動開始

(9) 放課後児童健全育成事業 (学童保育)

根拠法令等	大牟田市学童保育所条例 大牟田市学童保育所条例施行規則	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	各学童保育所	負担割合	国1/3　県1/3 市1/3

＜目的･事業内容＞

昼間労働等のため保護者が家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与えることにより、児童の健全な育成を図り、その福祉の向上のため、学童保育所を設置運営するものである。

管理・運営については、平成１８年度より指定管理者制度を導入。

＜対象児童＞

小学校１年からおおむね３年までの児童、又は小学校４年生から６年生までの障害を有する児童

＜実　績＞

区 分＼年 度		Ｈ１７	Ｈ１８	Ｈ１９	Ｈ２０	Ｈ２１
三池学童保育所	月平均	41	41	41	42	41
	延人員	497	486	496	509	491
高取学童保育所	月平均	29	33	29	30	21
	延人員	348	392	345	358	258

中友学童保育所	月平均	36	49	40	24	29
	延人員	436	586	472	282	345
みなと学童保育所	月平均	36	38	36	42	36
	延人員	437	460	434	498	433
白川学童保育所	月平均	42	41	41	41	38
	延人員	509	496	494	495	462
銀水学童保育所	月平均	39	44	43	41	37
	延人員	478	532	511	497	442
吉野学童保育所	月平均	38	41	43	43	47
	延人員	464	501	510	517	560
笹原学童保育所	月平均	32	32	29	31	31
	延人員	395	385	352	374	373
大牟田学童保育所	月平均	29	36	42	42	44
	延人員	353	435	509	501	528
手鎌学童保育所	月平均	40	46	53	51	44
	延人員	489	547	630	613	523
駛馬北学童保育所	月平均	13	26	28	29	37
	延人員	166	311	340	348	440
羽山台学童保育所	月平均	-	27	38	42	43
	延人員	-	326	459	507	518
明治学童保育所	月平均	-	-	21	30	27
	延人員	-	-	254	356	329
大正学童保育所	月平均	-	-	-	40	44
	延人員	-	-	-	478	532
倉永学童クラブ	月平均	-	-	-	-	19
	延人員	-	-	-	-	225
計	月平均	375	455	484	528	538
	延人員	4,572	5,457	5,806	6,333	6,459
定員		440	480	520	560	600
事業費 (千円)		83,560	51,013	53,205	54,175	58,890

※　平成10年7月1日　白川学童保育所開所
　　平成12年4月1日　銀水、吉野学童保育所開所
　　平成14年4月1日　笹原学童保育所開所
　　平成15年7月10日　大牟田学童保育所開所
　　平成16年4月1日　手鎌学童保育所開所
　　平成17年4月1日　駛馬北学童保育所開所
　　平成18年4月1日　羽山台学童保育所開所
　　平成19年4月1日　明治学童保育所開所
　　平成20年4月1日　大正学童保育所開所
　　平成21年4月1日　倉永学童クラブ開所

5　母子医療事業

(1) 未熟児養育医療

根拠法令等	母子保健法　第20条	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課母子保健担当	負担割合	国1/2　市1/2

＜目的･事業内容＞

未熟児は、疾病にかかりやすくその死亡率が高率であるばかりではなく心身の障害を残すことも多いため、生後速やかに適切な処置を講じることが必要である。このため、病院又は診療所に入院を必要とする１歳未満の未熟児に対して、その養育に必要な医療の給付を行う。

＜実　績＞

区分＼年度		17	18	19	20	21
新規申請者数		19	27	13	13	30
出生時体重	1,000ｇ以下	1	4	1	2	4
	1,001～1,500ｇ	1	5	4	3	9
	1,501～1,800ｇ	6	4	5	5	8
	1,801～2,000ｇ	7	9	3	2	6
	2,000ｇ以上	4	5	0	1	3

(2) 妊娠高血圧症候群（妊娠中毒症）等療養援護

根拠法令等	大牟田市妊娠高血圧症候群等援護費支給要綱	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課母子保健担当	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

妊娠高血圧症候群（妊娠中毒症）及び糖尿病等の妊産婦の経済的負担を軽減し早期に適正な療養を受けさせることにより、妊産婦の死亡及び後遺症等を防ぎ、併せて未熟児及び心身障害児の発生防止を図る。

７日以上入院を必要とするもので、かつ前年分の所得税課税額の年額が１万５千円以内の世帯に属するものが対象となる。

＜実　績＞

区分＼年度	17	18	19	20	21
申請者数	0	2	0	0	0

(3) 育成医療

根拠法令等	児童福祉法　第20条(H18．3．31まで) 障害者自立支援法　第58条(H18．4．1から) 福岡県育成医療給付実施要領	所 管 課	福岡県
申請窓口	児童家庭課母子保健担当		

＜目的･事業内容＞

身体に障害ある、または現存する疾患を放置すると障害を残すと認められる１８歳未満の児童に対し、必要な医療の給付を行う。

実施主体は福岡県、市は進達業務のみ。

＜実　績＞

区分＼年度		17	18	19	20	21
申　請　件　数		30	39	35	35	31
給付内訳	肢体不自由	4	11	2	6	4
	視覚障害	0	1	0	1	0
	聴覚・平衡機能障害	2	1	3	1	0
	音声・言語・そしゃく機能障害	4	4	15	18	14

	心臓機能障害	8	9	9	5	5
	腎臓機能障害	3	0	0	0	0
	その他	9	13	6	4	4

(4) 小児慢性特定疾患治療研究事業

根拠法令等	児童福祉法第21条の5 福岡県小児慢性特定疾患治療研究事業実施要領	所 管 課	福岡県
申請窓口	児童家庭課母子保健担当		

＜目的･事業内容＞

小児慢性疾患のうち、特定疾患については、その治療が長期間にわたり、医療費の負担も高額となり、放置すると児童の健全育成を阻害することとなるため、小児慢性特定疾患の治療研究を推進し、その医療の確立と普及を図り、併せて患者家族の医療費の負担軽減を図る。

対象者は１８歳未満の児、ただし、１８歳になる時点でこの事業の対象となっており、引き続き治療が必要と認められる場合は、２０歳未満まで対象となる。

実施主体は福岡県、市は進達業務のみ。

＜実　績＞

年度		17		18		19		20		21	
区分		新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続
申　請　件　数		29	58	20	63	19	77	13	78	17	70
給付内訳	悪性新生物	9	16	9	21	3	21	5	21	4	17
	慢性腎疾患	5	1	3	2	0	3	0	3	0	3
	慢性呼吸器疾患	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	慢性心疾患	0	1	0	1	3	2	0	3	2	2
	内分泌疾患	2	18	6	19	8	23	1	23	3	21
	膠原病	1	4	0	3	0	4	2	4	1	4
	糖尿病	3	8	1	6	3	10	1	10	1	6
	先天性代謝異常	3	1	1	4	0	4	2	4	0	6
	血友病等血液疾患	1	6	0	4	1	6	2	6	4	8
	神経・筋疾患	5	1	0	1	1	2	0	2	1	2
	慢性消化器疾患	0	2	0	2	0	2	0	2	1	1

(5) 不妊治療費助成事業

根拠法令等	福岡県不妊治療費助成事業実施要綱	所 管 課	福岡県
申請窓口	児童家庭課母子保健担当		

＜目的･事業内容＞

不妊治療を希望しているにもかかわらず、経済的負担感を感じている夫婦に対し、費用の一部を助成することにより、不妊治療を受けやすくし、不妊の悩みの軽減を図るため、平成１６年４月より開始された。１９年４月より、助成期間が２年から５年に延長され、また、年度中の申請が１回から２回へと拡充された。

治療方法、夫婦の合計所得に制限あり。

実施主体は福岡県、市は進達業務のみ。

＜実　績＞

年度 区分	17	18	19	20	21
申請者数	10	24	40	56	60

6　母子健康診査事業

(1) 妊婦健康診査

根拠法令等	母子保健法　第13条 大牟田市妊婦健康診査実施要綱 大牟田市里帰り等妊婦健康診査助成金交付要領	所 管 課	児童家庭課
実施場所	委託医療機関	負担割合	平成20年度までは市10/10 平成21年度は 14 回のうち5回目までは市 10/10、6回目以降の9回分は国1/2 市1/2

＜目的･事業内容＞

妊婦健康診査を医療機関に委託して実施し、母子の健康増進を図る。

平成20年度までは2回分の妊婦健康診査補助券を交付。平成21年度からは14回分を交付。

平成 21 年度から妊婦健康診査補助券を利用できない地域での受診については、助成金を交付している。

＜実　績＞

区分＼年度		17	18	19	20	21
委託医療機関	延受診回数	1,704	1,849	1,735	2,096	10,977
	委託料（千円）	11,126	12,194	11,642	16,769	76,645
委託医療機関以外	延受診回数					97
	助成金（千円）					507

(2) 乳幼児健康診査

根拠法令等	母子保健法　第12･13条 大牟田市乳幼児健康診査実施要領 大牟田市乳幼児精密健康診査実施要領	所 管 課	児童家庭課
		負担割合	市 10/10
実施場所	委託医療機関		

＜目的･事業内容＞

乳幼児健康診査（４か月児健診、１０か月児健診、１歳６か月児健康診査、３歳児健康診査）を実施し、乳幼児の健康増進を図る。

すべての乳幼児健康診査を医療機関に委託している。

＜実　績＞

区分＼年度			17	18	19	20	21
乳児	４か月児健康診査	対象人員	862	933	954	875	938
		受診実人員	851	905	939	870	928
	１０か月児健康診査	対象人員	899	889	964	917	883
		受診実人員	854	812	919	878	828
	精密検査数		36	29	22	19	14
	委託料(千円)		9,193	9,156	6,914	6,453	6,443
幼児	1歳6か月児健康診査	対象人員	979	873	892	975	867
		受診実人員	913	831	851	929	827
		精密検査数	11	7	10	12	10

		委託料（千円）	4,914	4,456	4,193	4,585	4,040
	３歳児健康診査	対象人員	988	1,031	928	857	961
		受診実人員	864	974	854	766	873
		精密検査数	35	32	16	15	16
		委託料（千円）	4,679	5,274	3,647	3,267	3,761

(3) 発達支援事業

根拠法令等	母子保健法　第10条、第13条	所 管 課	児童家庭課
実施場所	大牟田市保健所	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

乳幼児健診後のフォローの一環として行うもので、精神運動発達遅滞疑いや言語発育遅滞疑いの乳幼児に対して専門医による診察や保健指導を行うことにより、疾病異常の早期発見や正常な発育、発達を促す。

・発達クリニック：精神運動発達遅滞疑いの乳幼児に対する診察・相談。月１回、予約制。

・ことばとこころの相談：言語発達遅滞疑いや母子の心理的問題に対する相談。月５回、予約制。

＜実　績＞

受診者数（延）

区分＼年度	17	18	19	20	21
発達クリニック	113	118	125	125	135
ことばとこころの相談	200	180	161	148	138

7　母子保健指導事業

(1) 母子保健指導（健康相談）

根拠法令等	母子保健法　第10条･15条･16条	所 管 課	児童家庭課
実施場所	大牟田市保健所、その他	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

妊娠中の母体を保護し疾病や異常を予防し、健やかに生み育てるよう援助するため、母子健康手帳を交付し、保健指導を実施する。

また、健やかな成長を支援するため、それぞれの発達段階に応じた育児相談等を実施する。

＜実　績＞

区分＼年度		17	18	19	20	21
妊　婦	妊娠届出数	888	972	895	972	993
	実人数	819	964	997	1,019	1,035
	延人数	989	977	998	1,097	1,192
産　婦	実人数	717	662	667	600	132
	延人数	744	689	733	687	444
乳　児	実人数	973	1,523	1,274	943	990
	健診の事後指導（再掲）	259	254	226	250	215
	延人数	1,712	2,433	1,984	1,924	1,662
幼　児	実人数	400	673	556	451	469

	健診の事後指導（再掲）	163	244	248	107	100
	延人数	534	1,039	691	721	815
その他	実人数			10	79	104
	延人数			10	133	270
電話相談	延人数	875	834	1,071	1,070	889

(2) 育児支援事業

根拠法令等	母子保健法　第9条･10条	所 管 課	児童家庭課
実施場所	大牟田市保健所ほか	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

子どもの健康や発達についての知識を深めると共に、親同士交流を持ち、育児上の体験や悩みなどを共感することで、育児不安の解消を図る。保護者が安心して育児を行なえる環境を作り、児の健やかな成長を支援する。

・パパママ専科：妊婦とその家族を対象とする。「妊婦体験用腹部モデル」を使ったお父さんの妊婦体験やマタニティーリラクゼーション・沐浴実習などを行う。
・ママのほっとスペース：生後５か月未満の乳児と保護者及び妊婦が対象。同年齢の児を持つ親同士が悩みを共感することで、育児不安の解消を図る。平成１５年度から実施。
・赤ちゃん広場：生後５か月以上１歳未満の児と母親が対象。親子遊び、絵本の読み聞かせ、赤ちゃんの計測などを行う。
・親と子のきずな講座「おっぱい教室」：妊婦、授乳中・乳幼児期の両親が対象。母乳育児の大切さや楽しい育児についての話を行う。平成 21 年度から休止。
・ベビーマッサージ教室：生後５か月までの乳児と母親が対象。マッサージを通じて、免疫力の向上・触れ合いによる母子の心の安らぎを図る。平成１７年度から実施。平成 21 年度から休止。
・出前講座：子育て応援隊～お子様のすこやかな成長のためのワンポイントアドバイス～というタイトルで子どもの成長発達の過程と子どもへの関わり方の話を行う。また、要望があれば、その他、出向いて健康教育を実施している。

＜実　績＞

区分＼年度		17	18	19	20	21
パパママ専科	回　数	3	3	3	3	3
	参加人数	70	77	94	101	98
ママのほっとスペース	回　数	12	12	12	12	12
	参加人数	320	294	252	293	287
赤ちゃん広場	回　数	12	12	12	12	12
	参加人数	735	764	662	703	499
親と子のきずな講座「おっぱい教室」	回　数	6	6	6	6	
	参加人数	126	101	245	211	
ベビーマッサージ教室	回　数	4	4	4	3	
	参加人数	146	209	218	132	
出前講座	回　数			5	5	6
	参加人数			100	208	89

(3) 訪問指導

根拠法令等	母子保健法　第11･17･19条	所 管 課	児童家庭課
		負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

家庭訪問を行い、共に考え支援することにより、育児不安の解消や家族の子への関わり方の改善を目的とする。

妊産婦、新生児、未熟児、乳幼児に対し、本人または家族・各種健診・相談事業・関連機関、団体などから要請があったものや、必要と思われる場合に家庭訪問を行う。

産婦及び乳児（概ね生後３か月まで）の訪問は、平成１５年４月より福岡県助産師会筑後地区に委託して実施している。妊婦の訪問は平成１７年１０月から実施している。

乳幼児健診の未受診者は嘱託職員が訪問している。

＜実　績＞

区分＼年度		17	18	19	20	21
妊　婦	実人員	2	31	8	13	13
	延人員	3	36	9	18	26
産　婦	実人員	277	399	553	544	591
	延人員	325	469	609	631	695
新生児（未熟児を除く）	実人員	221	334	542	532	551
	延人員	237	370	578	574	586
未熟児	実人員	11	15	7	15	29
	延人員	17	21	7	23	36
乳児（新生児・未熟児を除く）	実人員	92	73	81	43	63
	延人員	128	130	116	104	134
幼　児	実人員	291	285	295	350	358
	延人員	480	409	383	452	558
その他	実人員		21	23	62	28
	延人員		42	45	139	82

※　上記のほか、大牟田市と大牟田市民生委員・児童委員協議会との連携のもと、民生委員・児童委員、主任児童委員により「こんにちは赤ちゃん訪問」を実施している。

8　母性及び乳幼児に係る歯科保健事業

(1) 歯科健康診査

根拠法令等	母子保健法第10･12･13条	所 管 課	児童家庭課
実施場所	大牟田市保健所	負担割合	市10/10 H15 年度まで 国1/3 市2/3

＜目的･事業内容＞

胎児期からの歯の健康づくりとして、妊婦・１歳児・１歳６か月児・３歳児を対象に歯科健康診査及び歯科保健指導を実施し、健全な乳歯の育成を図る。

＜実　績＞

区分＼年度		17	18	19	20	21
妊　婦	対象人数	888	972			
	実人数	818	862			
１歳児	対象人数	913	862	967		
	実人数	715	654	504		

	延人数	726	682	504		
１歳６か月児	対象人数	981	890	880	983	872
	実人数	857	777	749	844	741
	延人数	993	878	842	929	809
３歳児	対象人数	968	1,041	936	862	980
	実人数	775	832	762	649	749
幼児よい歯教室	実人数				150	138

※　「１歳６か月児歯科健康診査」と「３歳児歯科健康診査」は保健所にて身体の健康診査（医療機関委託）とは別に単独で行っている。

※　「１歳児歯科健康診査」は平成１９年度まで実施。

※　「妊婦歯科健康診査」は平成 18 年度まで実施。平成 19 年度から「妊婦歯科健康相談」として健康教育・個別相談のみ実施している。

※　「幼児のよい歯教室」では、１～4 歳児を対象に歯科健康診査及び歯科保健指導、フッ化物塗布を実施した。

(2) 歯科保健指導･相談事業等

根拠法令等	母子保健法第13条　健康増進法第4･7条 地域保健法第6条	所 管 課	児童家庭課
実施場所	大牟田市保健所	負担割合	市 10/10

＜事業内容＞

幼児のむし歯有病者率の減少を図るため、乳幼児への歯科健康教育および歯科健康相談やフッ化物塗布を実施している。

＜実　績＞

区分＼年度	17	18	19	20	21
妊婦歯科健康相談			811	841	827
個別相談	671	723	97	132	127
歯科健康教育		42	49	38	20
フッ化物塗布	1,822	1,809	1,676	1,261	1,065
その他	1,303	1,435	1,489	1,440	1,315

※　フッ化物塗布は１歳児（平成１９年度まで）・１歳６か月児歯科健康診査、みんなの健康展にて行っている。

※　その他は「みんなの健康展」における歯磨き指導等及び「歯の祭典」における歯科健康診査。

第５節　障害者（児）保健・福祉

１　障害者手帳

(1)身体障害者手帳交付

根拠法令等	身体障害者福祉法	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	－

＜目的･事業内容＞

疾病や事故等が原因で身体に永続的な障害がある者に対して、障害の程度に応じて等級を確認のうえ手帳を交付する。手帳交付を受けることにより、障害者福祉の制度を利用できる。

＜対象者＞

身体障害者福祉法施行規則別表第五号の身体障害者障害程度等級表に該当する身体障害者

＜実　績＞

①　身体障害者手帳交付の状況　（平成 22 年 3 月 31 日現在）

区分＼等級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
視覚障害		274	327	61	87	97	110	956
聴覚平衡機能障害		45	158	97	136	5	261	702
音声･言語･そしゃく機能障害		6	14	56	45	-	－	121
肢体不自由		1,786	735	721	442	413	164	4,261
内部障害	心臓	704	14	431	352	－	－	1,501
	じん臓	393	－	20	7	－	－	420
	呼吸器	42	5	69	39	－	－	155
	ぼうこう・直腸	2	1	9	220	－	－	232
	小腸	1	－	2	1	－	－	4
	免疫	4	2	－	－	－	－	6
	小　計	1,146	22	531	619	－	－	2,318
合　計		3,257	1,256	1,466	1,329	515	535	8,358

※　等級は総合等級、障害名は重複障害の場合は等級の重い方

②　身体障害者手帳登録者の推移　（各年度末現在）

区分＼年度		17	18	19	20	21
視覚障害		1,058	1,029	1,014	979	956
聴覚平衡機能障害		640	657	672	698	702
音声･言語･そしゃく機能障害		116	120	121	123	121
肢体不自由		3,810	3,950	3,998	4,108	4,261
内部障害	心臓	1,169	1,256	1,364	1,432	1,501
	じん臓	346	360	379	398	420
	呼吸器	154	153	161	161	155
	ぼうこう・直腸	188	198	216	227	232
	小腸	4	5	5	5	4
	免疫	2	3	3	4	6
	小　計	1,863	1,975	2,128	2,227	2,318
合　計		7,487	7,731	7,933	8,135	8,358

(2)療育手帳交付

根拠法令等	福岡県療育手帳交付要綱	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	―

＜目的･事業内容＞

知的機能の障害が発達期（概ね１８歳まで）に現れ、日常生活に支障が生じている者へ手帳を交付し、もって必要な援護を行うもの。

＜実　績＞　（各年度末現在）

区分＼年度	17	18	19	20	21
A（最重度・重度）	493	515	520	527	552
B（中度・軽度）	387	410	423	453	489
計	880	925	943	980	1,041

(3)精神障害者保健福祉手帳交付

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　認定・相談担当	負担割合	―

＜目的･事業内容＞

精神障害者への福祉サービスの向上のため、一定の精神障害の状態を証することを目的として交付されるものであり、市は申請の受付と県で決定した手帳を交付するもの。

＜実　績＞

①　精神障害者保健福祉手帳所持者の状況（累計）

年度＼区分		男　性	女　性	合　計
19	1　級	39	45	84
	2　級	211	183	394
	3　級	69	64	133
	計	319	292	611
20	1　級	47	46	93
	2　級	233	204	437
	3　級	85	55	140
	計	365	305	670
21	1　級	50	43	93
	2　級	247	217	464
	3　級	86	54	140
	計	383	314	697

②　精神障害者在院患者数　（各年度末現在）

年　度	計	措置入院	医療保護入院	任意入院	通院医療公費負担利用者数
17	1,186	14	340	832	1,792
18	1,183	8	366	808	1,834
19	1,136	5	358	773	2,142
20	1,141	5	382	754	2,131
21	1,151	3	374	774	2,161

(4)福祉制度一覧表(1)

障害の種別	等級	公共料金等の割引											日常生活の援助						
		タクシー料金		鉄道運賃割引		バス運賃	国内航空	NHK受信料		電話番号無料案内	有料道路	携帯電話基本使用料等の割引	車いす貸出し	補装具	日常生活用具	障害福祉サービス	地域生活支援事業	郵便不在者投票	住宅改造費助成
		福祉タクシー利用券	一割引	第一種	第二種			全額免除	半額免除										
視覚	1	△	○	○	○	○	△	△	△	○	△	○	○	△	△	△	△		
	2	△	○	○	○	○	△	△	△	○	△	○	○	△	△	△	△		
	3		○	○	○	○	△	△	△	○	△	○	○	△	△	△	△		
	4		○	○	○	○	△	△	△	○	△	○	○	△	△	△	△		
	5		○	○	○	○	△	△	△	○	△	○	○	△	△	△	△		
	6		○	○	○	○	△	△	△	○	△	○	○	△	△	△	△		
聴覚・平衡	2	△	○	○	○	○	△	△	△		△	○	○	△	△	△	△		
	3		○	○	○	○	△	△	△		△	○	○	△	△	△	△		
	4		○	○	○	○	△	△	△		△	○	○	△	△	△	△		
	5		○	○	○	○	△	△	△		△	○	○	△	△	△	△		
	6		○	○	○	○	△	△	△		△	○	○	△	△	△	△		
音声言語	3		○	○	○	○	△	△			△	○	○	△	△	△	△		
	4		○	○	○	○	△	△			△	○	○	△	△	△	△		
肢体不自由	1	△	○	○	○	○	△	△	△	△	△	○	○	△	△	△	△	△	△
	2	△	○	○	○	○	△	△	△	△	△	○	○	△	△	△	△	△	△
	3		○	○	○	○	△	△			△	○	○	△	△	△	△		△
	4		○	○	○	○	△	△			△	○	○	△	△	△	△		
	5		○	○	○	○	△	△			△	○	○	△	△	△	△		
	6		○	○	○	○	△	△			△	○	○	△	△	△	△		
内部	1	△	○	○	○	○	△	△	△		△	○	○	△	△	△	△	△	
	3		○	○	○	○	△	△			△	○	○	△	△	△	△	△	
	4		○	○	○	○	△	△			△	○	○	△	△	△	△		
知的障害	A	△	○	○	○	○	△	△	△	○	△	○	○		△	△	△		
	B		○	○	○	○	△	△		○		○	○			△	△		
精神	1		△					△	△	○		○	○			△	△		
	2		△					△		○		○	○			△	△		
	3		△					△		○		○	○			△	△		

福祉制度一覧表(2)

障害の種別 ＼ 制度		社会参加		税金			手当等							医療				
		自動車改造助成費	自動車運転免許	特別障害者控除	障害者控除	自動車取得税免除 自動車税免除	障害基礎年金	扶養共済	障害児福祉手当	特別障害者手当	特別児童扶養手当	生活福祉資金貸付	じん臓疾患患者福祉給付金	自立支援医療 更生医療	自立支援医療 精神通院医療	自立支援医療 育成医療	重度障害者医療	後期高齢者医療制度
視覚	1			○		△	手帳の障害程度とは必ずしも一致しません。詳しくは、保険年金課又は大牟田社会保険事務所へ。	△	△	△	手帳の障害程度とは必ずしも一致しません。詳しくは、福祉課へ。	△		△		△	△	△
	2			○		△		△	△	△		△		△		△	△	△
	3				○	△		△				△		△		△	△	△
	4				○	△						△		△		△		
	5				○							△		△		△		
	6				○							△		△		△		
聴覚・平衡	2		△	○		△		△	△	△		△		△		△	△	△
	3		△		○	△		△		△		△		△		△	△	△
	4		△		○							△		△		△		
	5				○							△		△		△		
	6				○							△		△		△		
音声言語	3		△		○	△		△		△		△		△		△	△	△
	4		△		○							△		△		△		△
肢体不自由	1	△	△	○		△		△	△	△		△		△		△	△	△
	2	△	△	○		△		△	△	△		△		△		△	△	△
	3	△	△		○	△		△		△		△		△		△	△	△
	4	△	△		○	△						△		△		△		△
	5	△			○	△						△		△		△		
	6	△			○	△						△		△		△		
内部	1		△	○		△		△	△	△		△	△	△		△	△	△
	3		△		○	△		△		△		△	△	△		△	△	△
	4		△		○							△	△	△		△		
知的障害	A		△	○		△		△	△	△		△					△	△
	B		△		○	△		△				△					△	
精神	1			○		△		△	△	△		△			△		△	△
	2				○			△				△			△			△
	3				○			△				△			△			

○……　対象　　△……　状況により対象

2　障害者福祉施策

(1) 障害者自立支援法に基づく障害程度区分認定

根拠法令等	障害者自立支援法	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　　認定・相談担当	負担割合	国 1/2，市 1/2

＜目的･事業内容＞

障害者自立支援法の施行に伴い、介護給付等の受給を希望する障害者は障害程度区分の認定を受けることが必要となったため、障害程度の調査及び審査を行っている。

＜実　績＞

区分＼年度	18	19	20	21
認定件数	339	101	142	334
審査会開催回数	26/年	14/年	14/年	20/年

(2)障害者自立支援法に基づく介護給付

根拠法令等	障害者自立支援法	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国 1/2，県 1/4 市 1/4

＜目的･事業内容＞

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うホームヘルプや自宅で介護する人が病気の場合などに短期間、夜間も含め施設で介護を行う短期入所、昼間、入浴等の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する生活介護、施設に入所する人に夜間や休日に介護を行う施設入所支援などの介護の支援を行う。

＜実　績＞

区分＼年度			17	18	19	20	21
ホームヘルプ	身体	利用回数（延）	31,144				
		事業費（千円）	125,340				
	知的	利用回数（延）	3,109				
		事業費（千円）	11,193				
	児童	利用回数（延）	2,973				
		事業費（千円）	16,407				
	精神	利用回数（延）	1,170				
		事業費（千円）	3,229				
	計	利用回数（延）	38,396	(延時間) 45,441	(延時間) 37,421	(延時間) 45,476	(延時間) 49,871
		事業費（千円）	156,169	119,156	114,717	127,418	155,086
短期入所	身体	利用日数（延）	41				
		事業費（千円）	354				
	知的	利用日数（延）	1,125				
		事業費（千円）	7,774				
	児童	利用日数（延）	221				
		事業費（千円）	2,082				
	計	利用日数（延）	1,387	(延時間) 1,496	(延日数) 696	(延日数) 644	(延日数) 425

	事業費（千円）	10,210	7,328	5,461	4,443	3,553
重度訪問介護	利用時間（延）	－	325	1,969	2,323	3,701
	事業費（千円）	－	531	3,016	4,152	6,808
児童デイサービス	利用回数（延）	1,417	1,144	1,926	1,422	1,205
	事業費（千円）	8,446	7,303	6,205	6.343	8,603
療養介護	利用人数（延）	－	10	30	36	57
	事業費（千円）	－	1,745	6,246	7.762	13,774
療養介護医療	利用人数（延）	－	10	30	36	57
	事業費（千円）	－	2,984	2,151	2,222	4,662
生活介護	利用回数（延）	－	2,334	7,374	12,533	20,260
	事業費（千円）	－	8,444	46,788	91,412	174,145
施設入所支援	利用人数（延）	－	110	269	388	661
	事業費（千円）	－	1,840	16,010	23,567	52,634
ケアホーム	利用人数（延）	－	57	53	98	169
	事業費（千円）	－	7,465	4,611	7,570	15,124
旧法施設支援	利用人数（延）	－	3,580	3,637	3,851	3,314
	事業費（千円）	－	327,673	782,895	765,535	682,483

※　平成１５年度から１７年度までは支援費制度（相互利用分を含む）

※　平成１８年度から障害者自立支援法に基づき身体障害者、知的障害者及び精神障害者を一元化

※　ホームヘルプはガイドヘルプサービス分を含めた実績（平成１８年９月まで）

(3)障害者自立支援法に基づく訓練等給付

根拠法令等	障害者自立支援法	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国 1/2，県 1/4 市 1/4

＜目的･事業内容＞

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のための必要な訓練や一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練及び夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う。

＜実　績＞

区分 ＼ 年度			17	18	19	20	21
自立訓練		利用回数　（延）	－	38	424	434	960
		事業費　（千円）	－	243	2,998	1,964	5,594
就労移行支援		利用回数　（延）	－	623	3,030	3,554	5,473
		事業費　（千円）	－	2,334	20,946	27,411	44,982
就労継続支援		利用回数　（延）	－	1,199	7,744	8,569	16,723
		事業費　（千円）	－	2,605	31,597	43,411	110,702
グループホーム	知的障害者	利用人数　（延）	164	－	－	－	－
		事業費　（千円）	12,545	－	－	－	－
	精神障害者	利用人数　（延）	171	－	－	－	－
		事業費　（千円）	11,952	－	－	－	－
	計	利用人数　（延）	335	339	249	269	225
		事業費　（千円）	24,497	15,317	12,952	12,596	12,336

※　平成１８年度から障害者自立支援法に基づき身体障害者、知的障害者及び精神障害者を一元化

(4)障害者入所系支援施設の決定状況

根拠法令等	障害者自立支援法	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	―

＜目的･事業内容＞

障害者の福祉を図るため、その者の更生を援助し、又は必要な保護を行う。

＜施設概要＞　（平成 22 年 3 月 31 日現在）

種別		決定数（人）	利用施設数
新法	施設入所支援	65	17 施設
	ケアホーム	19	14 施設
	グループホーム	25	12 施設
旧法	身体障害者入所更生施設	4	4 施設
	身体障害者入所授産施設	5	3 施設
	身体障害者入所療護施設	23	9 施設
	知的障害者入所更生施設	129	22 施設
	知的障害者入所授産施設	44	6 施設
	知的障害者通勤寮	10	2 施設
合計		324	89 施設

(5)補装具の交付及び修理状況

根拠法令等	障害者自立支援法	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国 1/2，県 1/4 市 1/4

＜目的･事業内容＞

障害により失われた身体機能を補完又は代償し、身体障害者（児）の日常生活の向上を図る目的として、交付や修理を行う。

＜実　績＞

区分＼年度		17	18	19	20	21
補聴器	交付件数	51	43	41	51	37
	修理件数	32	14	16	13	15
	金額(千円)	3,364	2,708	2,557	3,326	2,128
義肢	交付件数	6	11	11	5	16
	修理件数	14	16	15	14	14
	金額(千円)	3,341	4,845	5,064	2,852	6,236
車椅子	交付件数	29	28	26	21	22
	修理件数	35	45	72	58	42
	金額(千円)	5,502	5,939	6,203	5,419	4,302
装具	交付件数	61	29	52	43	34
	修理件数	10	19	15	16	7
	金額(千円)	4,719	2,186	3,175	3,383	2,368
安全杖	交付件数	26	17	21	16	17
	修理件数	0	0	1	0	0
	金額(千円)	93	61	83	63	70
その他	交付件数	1,197	621	20	164	23
	修理件数	22	29	6	13	37
	金額(千円)	29,200	15,014	2,081	2,588	4,859

計	交付件数	1,370	749	171	300	149
	修理件数	113	123	125	114	115
	金額(千円)	46,309	30,753	19,163	17,631	19,963

※　平成１８年１０月から重度障害者用意思伝達装置が日常生活用具から補装具へ移行し、点字器・頭部保護帽・人工喉頭・歩行補助つえ（一本つえのみ）・ストーマ装具・紙おむつ・収尿器が補装具から日常生活用具へ移行

(6)更生医療の給付

根拠法令等	障害者自立支援法	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/2 市 1/4

＜目的･事業内容＞

障害部位の手術等により、機能の改善や維持が保たれる等の治療効果が期待される場合に、日常生活や社会活動力、職業能力を回復又は向上させることを目的として給付する。

＜実　績＞

区分＼年度		17	18	19	20	21
じん臓	件数	2,730	2,385	2,929	3,221	3,489
	金額(千円)	22,718	21,435	201,356	236,614	216,550
心臓	件数	309	427	220	119	159
	金額(千円)	32,471	37,563	44,704	19,575	21,592
その他	件数	54	62	27	27	89
	金額(千円)	7,572	4,236	4,389	3,083	6,580
計	件数	3,093	2,874	3,176	3,357	3,737
	金額(千円)	62,761	63,234	250,449	259,272	244,722

(7)相談支援事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所 管 課	福祉課
担当窓口	福祉課　　認定・相談担当	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行う。

＜実　績＞

区分＼年度	18	19	20	21
利用件数（延数）	4,967	17,492	17,361	11,278
事業費（千円）	13,450	25,000	23,750	21,375
事業所数	4	4	4	4

※　平成１８年１０月から実施。

(8)移動支援事業

①移動支援事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国 1/2，県 1/2 市 1/4

＜目的･事業内容＞

屋外での移動が困難な障害のある人について、外出の為の支援を行う。

＜実　績＞

区分＼年度	18	19	20	21
延利用時間	4,689	12,455	15,081	19,127
事業費（千円）	9,352	28,106	31,356	42,070

※　平成１８年１０月から実施

②身体障害者外出援助サービス事業

根拠法令等	大牟田市外出援助サービス事業実施要綱	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

支援費制度移行に伴う、ガイドヘルプサービス事業実施要綱の廃止により、ガイドヘルプサービスの利用対象とならなくなった障害者に対して、生活の急激な変化から生じる影響を緩和するため、本市独自の事業として、ヘルパーによる外出時の介助サービスを実施することにより、在宅の身体障害者の自立と社会参加の促進を図る。

＜実　績＞

区分＼年度	18	19	20	21
延利用時間	410	393	368	312
事業費（千円）	533	511	478	406

(9)コミュニケーション支援事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国 1/2，県 1/2 市 1/4

＜目的･事業内容＞

聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を推進するために、要約筆記奉仕員・手話奉仕員の派遣事業、手話通訳者の配置事業を行い、聴覚障害者等の社会参加を促進する。

＜実　績＞

要約筆記奉仕員派遣事業

区分＼年度	18	19	20	21
延派遣回数	5	8	11	24
事業費（千円）	491	120	129	105

手話奉仕員派遣事業

区分＼年度	18	19	20	21
延派遣回数	115	193	173	121
事業費（千円）	63	855	806	359

手話通訳者配置事業

区分＼年度	18	19	20	21
延配置時間	148	311	298	1085.5
事業費（千円）	267	559	536	1,092

※　平成１８年１０月から実施　　同年９月までは社会参加促進事業で実施

（10）地域活動支援センター事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所 管 課	福祉課
担当窓口	福祉課　障害サービス担当 認定・相談担当	負担割合	基礎的事業分（市10/10）， 機能強化事業分（国1/2, 県1/2 市,1/4）

＜目的･事業内容＞

障害者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する。

＜実　績　Ⅰ型＞

区分＼年度	18	19	20	21
延利用回数（延登録者数）	2,798	5,871	13,841	17,757
事業費（千円）	10,400	20,800	20,800	18,720
事業所数	2	2	2	2

※　平成１８年１０月から実施。

＜実　績　Ⅲ型＞

区分＼年度	18	19	20	21
延利用回数（延登録者数）	510	4,101	4,532	4,840
事業費（千円）	2,950	23,600	23,600	17,700
事業所数	1	4	4	3

※　平成１８年１０月から実施。

（11）日常生活用具給付事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国1/2，県1/4 市1/4

＜目的･事業内容＞

在宅の重度障害者（児）等に対し、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資する。

＜実　績＞　　（単位:件）

区分＼年度	17	18	19	20	21
特殊寝台	4	1	1	5	2
盲人用時計	5	6	9	7	6
視覚障害者用ポータブルレコーダー	7	7	5	3	1
入浴補助用具	9	8	7	5	5
聴覚障害者用屋内信号装置	2	3	2	2	3
聴覚障害者用通信装置	3	6	6	2	2
ストーマ装具・紙おむつ等・収尿器	－	1,146	2,365	2,480	2,495
その他	41	50	52	50	37
合　計	71	1,227	2,447	2,554	2,551

※　視覚障害者用ポータブルレコーダーについては、平成１５年度までは盲人用テープレコーダーでの給付
　平成１８年１０月から重度障害者用意思伝達装置が日常生活用具から補装具へ移行し、点字器・頭部保護帽・人工喉頭・歩行補助つえ（一本つえのみ）・ストーマ装具・紙おむつ・収尿器が補装具から日常生活用具へ移行

(12)日中一時支援事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国 1/2，県 1/2 市 1/4

＜目的･事業内容＞

障害者支援施設等を日中における活動の場として提供し、見守り、社会に適応する為の日常的な訓練その他必要な支援を行う。

＜実　績＞

区分＼年度	18	19	20	21
延利用回数	513	4,738	6,099	5,924
事業費（千円）	1,447	11,581	14,769	14,394

※　平成１８年１０月から実施

(13)福祉ホーム事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国 1/2，県 1/2 市 1/4

＜目的･事業内容＞

低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障害者の地域生活を支援する施設。

＜実　績＞

区分＼年度	18	19	20	21
延利用回数	9	43	46	55
事業費（千円）	268	1,280	1,369	1,638

※　平成１９年１月から実施

(14)社会参加促進事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国 1/2 県 2/3, 市 1/3

＜目的･事業内容＞

障害者に対する日常生活に係る必要な訓練・指導の実施や各種奉仕員の養成及び派遣を行うほか、手話通訳の福祉課内設置、点字・声の広報等の発行、自動車運転免許取得・改造の助成、スポーツ教室・大会の開催等を行うことにより、もって障害者の自立と社会参加促進を図る。

＜実　績＞

年度 事業名	17	18	19	20	21
点訳奉仕員養成事業	145	175	202	121	160
朗読奉仕員養成事業	92	126	130	99	145
要約筆記奉仕員養成事業	236	980	871	637	699
手話奉仕員養成事業	289	501	473	516	493
要約筆記奉仕員派遣事業	140	60	－	－	－
手話奉仕員派遣事業	1,132	515	－	－	－
手話通訳配置事業	536	280	－	－	－
点字・声の広報等発行事業	503	507	507	507	508
自動車運転免許取得・ 改造助成事業	545	575	404	200	399
生活訓練事業	790	780	567	567	510
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	348	417	400	400	360
福祉機器リサイクル事業	35	29	8	29	0
入院時生活支援事業	－	－	－	22	86
合　　計　　(千円)	4,882	4,951	3,562	3,098	3,360

※　平成１８年１０月から要約筆記奉仕員派遣事業、手話奉仕員派遣事業、手話通訳配置事業はコミュニケーション支援事業で実施

(15)訪問入浴サービス事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/2 市 1/4

＜目的･事業内容＞

訪問により居宅において入浴サービスを提供することにより、地域における身体障害者の生活を支援するとともに、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る。

＜実　績＞

年度 区分	17	18	19	20	21
利用件数（延数）	167	159	233	351	327
業費（千円）	1,587	1,454	2,054	3,088	2,862

(16)更生訓練費支給事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/2 市 1/4

＜目的･事業内容＞

就労移行支援事業又は自立訓練事業の利用者及び指定旧法施設支援を受けている身体障害者のうち、更生訓練を受けている者等に対し、訓練に要する費用として更生訓練費を支給することにより、社会復帰の促進を図る。

＜実　績＞

区分＼年度	17	18	19	20	21
利用件数（延人数）	299	218	145	113	76
事業費（千円）	1,120	827	551	389	219

（17）巡回相談の状況

根拠法令等	身体障害者福祉法	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	―

＜目的･事業内容＞

補装具や身体障害者手帳等の相談に応じることにより、身体障害者（児）の福祉の向上を図ることを目的とし、年１回実施している。

＜実　績＞

区分＼年度	17	18	19	20	21
相談延べ件数	67	67	56	23	36

（18）配食サービス事業

根拠法令等	大牟田市配食サービス事業実施要綱	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

栄養のバランスのとれた食事を調理し、訪問により定期的に提供するとともに、利用者の安否を確認することにより、在宅の身体障害者の自立と生活の質を確保し、またその家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図る。

＜実　績＞

区分＼年度	17	18	19	20	21
１日平均利用件数（人）	7	4	5	5	6
実施日数（日）	245	245	218	242	242
延べ配食数	1,704	924	848	936	920
事業費（千円）	375	139	128	141	138

（19）福祉タクシー料金助成事業　　平成３年１０月より実施

根拠法令等	大牟田市福祉タクシー料金助成事業実施要綱	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

心身に重度の障害を有する者に対しタクシー利用料金の一部（基本料金）を助成することにより日常生活の利便を図る。

＜実　績＞

区分＼年度	17	18	19	20	21
交付人員	414	442	373	363	347
交付延枚数	9,474	9,886	8,696	6,372	3,993
利用延枚数	7,691	7,974	7,059	5,205	3,288
事業費（千円）	4,300	4,459	4,023	3,277	2,035

(20)身体障害者相談員・知的障害者相談員

根拠法令等	①　福岡県身体障害者相談員業務委託要綱 ②　福岡県知的障害者相談員業務委託要綱 ③　大牟田市身体障害者相談員設置要綱	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	①②県 10/10 ③市 10/10

＜目的・事業概要＞

県知事又は市長より委託を受けた障害当事者が、身体障害者又は知的障害者の地域活動推進を図るほか、身体障害者又は知的障害者やその保護者の相談に応じ、必要な援助を行う。

＜身体障害者相談員名簿＞

（任期　平成 21 年 6 月～平成 24 年 5 月）

区分	氏　名	電　話	ＦＡＸ	備　考
県	阿具根　冨雄	５４－３７２４		
	猪飼　久司	５４－３７１０		
	内田　勝巳	５２－３４２９		
	大場　和正	５８－７３２０		
	大山　暁美	５３－２５６８		
	木上　秀夫	５８－０８０１		
	幸田　義勝	５７－８００２		
	堺　盛芳	５８－３０８２		
	野母　晋平	５２－４４１８		
	蓮尾　元紀		５１－３９３１	
	松尾　サダ子	５６－１６４２		
	矢加部　逸雄	５７－２３４８		H20.6～
	長井　直子	５２－８６５５		H21.6～
	有松　由里子	５４－７２１２		
	古庄　和秀	５２－８１６４		
市	有松　由里子	５４－７２１２		
	本田　昭子		４３－３０７７	
	古庄　和秀	５２－８１６４		
	塩塚　喜一	５５－２９２７		

＜知的障害者相談員名簿＞　（任期 平成 20 年 10 月～平成 23 年 9 月）

区分	氏　名	電　話
県	鬼塚　賢慈	５１－１１５８
	木村　香代子	５６－４０９２
	増田　佳子	５６－３３０８

(21)在日外国人障害者福祉手当

根拠法令等	大牟田市在日外国人障害者福祉手当支給要綱	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

国民年金制度上の理由で障害基礎年金等の給付を受けることができない障害のある在日外国人に障害者福祉手当を支給することにより、もって福祉の増進を図る。

＜実　績＞

区分＼年度	16	17	18	19	20	21
支 給 人 員	1	1	1	1	1	1
支 給 額 （千円）	120	120	120	120	120	120

(22)大牟田市障害者等文化体育施設(サン･アビリティーズおおむた)の利用状況

根拠法令等	大牟田市障害者等文化体育施設条例	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	―

＜目的･事業内容＞

障害者等の文化活動やスポーツの振興及び健康の増進を図るとともに、交流の場を提供し、もって障害者等の福祉の増進に寄与する。

＜施設の概要＞

所 在 地	大牟田市大字手鎌 1380-3
敷地面積	4,794.135　㎡
建築面積	1,582.04　㎡
構　　造	鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)、平家建
主な施設	アリーナ(体育室)、研修室、音楽室、教養文化室、多目的室、相談室、図書コーナー、相談コーナー、談話コーナー
開　　設	昭和 59 年 11 月

※　平成１５年度より名称を「大牟田勤労身体障害者教養文化体育施設」から「大牟田市障害者等文化体育施設」へ変更

＜利用状況＞

区分＼年度		17	18	19	20	21
開 館 日 数（日）		294	295	292	293	293
利用者	障害者（人）	15,760	17,678	16,424	15,653	13,675
	その他（人）	36,828	39,619	36,307	40,252	36,891
	計（人）	52,588	57,297	52,731	55,905	50,566
障害者利用率（%）		30.0	30.9	31.1	27.9	27.0

※　利用者数は、サン・アビ祭、障害者体育大会等への参加者を含む

(23)心身障害者(児)扶養共済制度掛金扶助

根拠法令等	大牟田市心身障害者扶養共済掛金の扶助に関する規則	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	県 1/2，市 1/2

＜目的･事業内容＞

心身障害者扶養共済制度（障害者（児）を扶養する保護者が一定額の掛金を納め、保護者が死亡した場合や重度の障害となった場合に、障害者に終身一定額の年金を支給する制度）の加入者のうち、掛金の納付が困難な者に対してその掛金を扶助する。

＜実　績＞

心身障害者(児)扶養共済事業加入状況

区分＼年度	17	18	19	20	21
加入世帯数(延)	287	253	233	216	240
扶助世帯数(延)	71	62	62	60	65
扶助料(千円)	351	225	214	275	288

(24)重度障害者医療

根拠法令等	大牟田市重度障害者医療費の支給に関する条例	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課　子育て支援担当	負担割合	県 1/2，市 1/2

＜目的・事業内容＞

重度の障害者に対し医療費の一部を支給することにより疾病の早期治療を促進し、もって保健の向上と福祉の増進を図る。

＜支給対象者＞

- 市内に住所を有するもの
- 小学校就学後の重度の身体障害者(児)、知的障害者(児)、精神障害者（児）
- 国民健康保険、後期高齢者医療保険又は社会保険に加入している人
- 生活保護法による医療扶助を受けていないこと

＜実　績＞

区分＼年度		16	17	18	19	20
国保	対象者	2,907	3,076	3,122	3,061	871
	件数	70,269	71,494	75,536	75,848	20,425
	金額(千円)	508,293	524,351	512,021	441,404	163,155
後期	対象者					2,456
	件数					63,164
	金額(千円)					290,073
社保	対象者	719	725	757	744	370
	件数	15,286	15,720	16,372	19,488	8,418
	金額(千円)	129,776	120,586	125,022	144,548	67,795
計	対象者	3,626	3,801	3,879	3,805	3,697
	件数	85,555	87,214	91,908	95,336	92,007
	金額(千円)	638,069	644,937	637,043	585,952	521,023

(25)特別障害者手当等

根拠法令等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国 1/2，県 1/4 市 1/4

＜目的・事業内容＞

精神又は身体に重度の障害のあるものに手当を支給することにより、その者の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する制度。

＜支給対象者＞

- 精神又は身体に重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする者
- その者及び扶養義務者の前年の所得額が制限額未満である者

＜実　績＞

区分＼年度		17	18	19	20	21
支給人員	特別障害者手当	1,543	1,492	1,449	1,451	1,366
	障害児福祉手当	715	727	653	620	644
	福祉手当（経過措置分）	527	477	393	349	311
	計	2,785	2,696	2495	2,420	2,321
支 給 額 （千円）		58,842	56,792	53,354	52,298	49,850

※　人員は延人員

(26)特別児童扶養手当

根拠法令等	特別児童扶養手当法	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国 10/10

＜目的･事業内容＞

精神または身体が障害の状態（法令で定める程度以上）にある２０歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当てを支給する制度。

＜支給対象者＞

日本国内に住所があり、精神又は身体に別表に該当する程度の障害を有する児童を看護している父か母、又は、父母に代って、その児童を養育している人

＜実　績＞　（手当支給停止者を除く。平成 22 年 3 月 31 日現在）

年 度	17	18	19	20	21
支給人員	136	133	118	124	123

※　特別児童扶養手当（旧法昭和４６年４月１日以前認定分）は、国 100%負担

３　精神保健福祉

(1)精神保健福祉相談･訪問事業

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領等	所 管 課	福祉課
担当窓口	福祉課　認定･相談担当	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

精神障害者の早期治療の促進ならびに社会復帰及び自立の促進と地域住民への精神障害についての啓発を行う。心の健康相談の定期開催。窓口での相談受付等。

＜実　績＞

①　精神保健相談の状況　（単位：件）

年 度		精神保健相談								
		実人員	延人員							
			計	老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	思春期	心の健康づくり	その他
17	男	96	260	5	138	19	0	2	32	57

	女	62	140	12	47	3	0	4	28	46
18	男	69	126	0	56	11	3	0	12	44
	女	38	75	2	34	0	0	1	10	28
19	男	80	257	2	129	12	2	1	39	72
	女	68	152	13	28	1	0	1	37	72
20	男	56	192	0	113	8	0	0	18	53
	女	53	169	8	79	0	0	3	20	59
21	男	67	130	8	45	9	4	1	12	51
	女	57	130	6	34	1	0	1	11	77

② 精神保健訪問指導の状況

年 度		精神保健訪問指導					
		実人員	延人員				
			計	老人精神保健	社会復帰	アルコール・薬物	その他
17	男	37	165	－	128	5	32
	女	27	83	5	41	1	36
18	男	16	45	2	29	0	14
	女	23	43	3	14	1	25
19	男	40	117	11	51	7	48
	女	19	83	2	18	1	62
20	男	31	83	0	50	0	33
	女	16	41	1	17	0	23
21	男	32	53	2	26	1	24
	女	21	38	1	9	0	28

③心の健康相談 (単位：件)

年度 / 区分	１７	１８	１９	２０	２１
相談延人員	２８（5）	２６（2）	２５（2）	３１（2）	２５（4）

※（ ）内は、酒害相談を内数で示す。

(2)精神障害の広報啓発事業

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領等	所 管 課	福祉課
担当窓口	福祉課 認定･相談担当	負担割合	市 10/10

１）精神保健福祉講演会

「思春期の子どもとどう向き合うか」をテーマに講演会を実施。 【参加者数】 ６０人

２）精神保健福祉講座

「統合失調症の基礎知識」他をテーマに講座を３回シリーズで実施。 【参加者数】 ６３人

３）自殺対策緊急強化事業

①普及啓発事業

「ストレス社会を生き抜く」をテーマに講演会を実施。 【参加者数】 ７０人

「眠れていますか？」をテーマに５地区公民館で講演会を実施。 【参加者数】 １９０人

②対面型相談支援事業（「いのちの相談窓口」）

日常生活の心配事や困り事で思い悩み、心の健康に不安を感じている人に対して、臨床心理士等による相談支援を実施。

【相談延人員】　５件　（実施期間：H21.11～H22.3）

(3)大牟田市障害者自立支援協議会の運営

障害者自立支援法が目指す「障害のある人が普通に暮らせる地域づくり」を実現するため、具体的かつ定期的な協議を行い、協働して課題の解決を図っていく場として、相談支援事業者や障害福祉サービス事業者、保健・医療機関、教育・雇用関係機関、障害者団体及び行政等で構成する民と官協働の大牟田市障害者支援協議会を設置している。協議会では、地域の関係機関によるネットワークを構築し、住居確保・就労などの課題ごとにプロジェクト会議を設置、障害者福祉に関する困難事例の解決や地域の課題抽出とその改善を目指した活動を行っている。

第６節　社会・勤労者福祉

１　戦傷病者及び戦没者遺族等の援護

(1) 戦傷病者、戦没者の遺族等の援護

根拠法令等	戦傷病者、戦没者遺族等援護法 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	国 10/10

＜目的･事業内容＞

戦傷病者、戦没者遺族等援護法で軍人軍属等の公務上の負傷若しくは疾病又は死亡に関し、国家補償の精神に基づき、軍人軍属等であった者又はその遺族を援護することを目的とする。

＜実　績＞

平成２１年度は、第９回の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金、第２２回の戦没者等の妻に対する特別給付金、第２３回及び第１３回の戦傷病者の妻に対する特別給付金の受付を行った。

区分＼年度	17	18	19	20	21
戦傷病者関係（戦傷病者手帳交付、ＪＲ乗車券交付等）	41	45	27	13	10
特別弔慰金	1,782	46	138	0	42
特別給付金	142	49	6	36	17
恩給及び援護関係相談	約 620	約 700	約 900	約 650	約 600

(2) 戦没者、戦災死没者追悼式

根拠法令等	―	所管課	福祉課
担当窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

本市出身の戦没者、戦災死没者のめい福を祈るとともに、世界の恒久平和を祈念するために、毎年１１月に市内に居住する戦没者、戦災死没者の遺族を対象に戦没者追悼式を行う。

＜実　績＞

区分＼年度	17	18	19	20	21
戦没者数（柱）	2,056	1,972	1,889	1,793	1,699
戦災死没者数（柱）	249	237	226	211	194
遺族参加者数	641	619	496	430	392

(3) 引揚者及び未帰還者留守家族等の援護

根拠法令等	引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律 未帰還者に関する特別措置法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

未帰還者留守家族等援護法で、未帰還者が置かれている特別の状態にかんがみ、国の責任においてそ

の留守家族に対して手当を支給するとともに、未帰還者が帰還した場合に帰郷旅費の支給等を行い、これらの方々を援護するものである。

2　災害弔慰金

(1) 災害弔慰金支給等

根拠法令等	大牟田市災害弔慰金の支給等に関する条例	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	国１/2　県1/4　市1/4（災害援護資金の貸付は国2/3　県１/3）

＜目的･事業内容＞

暴風、豪雨、地震などの自然災害により死亡した市民の遺族に災害弔慰金、精神又は身体に著しい障害をうけた市民に災害障害見舞金の支給を、また被害を受けた世帯主に災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉と生活の安定に資することを目的とする。

＜支給対象＞

①　災害弔慰金の支給対象

県内で災害救助法が適用された市町村が１以上ある災害の場合に、市内において５世帯以上の住居が滅失するような災害により死亡した市民の遺族

②　災害障害見舞金の支給対象

県内で災害救助法が適用された市町村が１以上ある災害の場合に、市内において５世帯以上の住居が滅失するような災害により負傷し、又は疾病にかかり「災害弔慰金の支給等に関する法律」の別表に該当する障害が残った市民

③　災害援護資金の貸付対象

・県内で災害救助法が適用された市町村が １ 以上ある災害の場合に、「災害弔慰金の支給等に関する法律」第１０条第１項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主

・「災害弔慰金の支給等に関する法律」第１０条第１項に掲げる所得要件に該当する者

＜実　績＞

区分＼年度		17	18	19	20	21
災害弔慰金	対象者	0	0	0	0	0
	件数	0	0	0	0	0
	金額(千円)	0	0	0	0	0
災害障害見舞金	対象者	0	0	0	0	0
	件数	0	0	0	0	0
	金額(千円)	0	0	0	0	0
災害援護資金の貸付	対象者	0	0	0	0	0
	件数	0	0	0	0	0
	金額(千円)	0	0	0	0	0

※　本市において、平成１７年度から平成２１年度までの間に災害救助法が適用される災害は発生していない。

(2) 災害見舞金等

根拠法令等	大牟田市災害見舞金等支給要綱	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

本市の災害（暴風、豪雨、地震、洪水、その他異常な自然現象により発生した災害又は火災による災害をいう）の発生に際し、市長が応急的に被災者の救助を行うため、当該災害の被災者及びその遺族に対し、見舞金及び弔慰金を支給する。

＜支給対象＞

① 災害見舞金の支給対象

・ 災害発生時において本市に居住し、原則として住民基本台帳法又は外国人登録法により、本市に登録している者

・ 現に居住している建物が被害を受けた者

② 災害弔慰金の支給対象

・ 災害発生時において本市に居住し、原則として住民基本台帳法又は外国人登録法により、本市に登録している者

・ 災害により死亡、行方不明になった者の遺族及び重傷を負った者

条件：大牟田市災害弔慰金の支給等に関する条例第３条に規定する災害弔慰金又は同条例９条に規定する災害障害見舞金の支給を受けてないこと

＜実　績＞

区分＼年度		17	18	19	20	21
災害見舞金	支給対象世帯	8	22	14	14	13
	金額(千円)	274	774	531	527	524
災害弔慰金	支給対象者	1	3	3	1	0
	金額(千円)	100	220	230	100	0

3　日本赤十字社事業

日本赤十字社福岡県支部と連絡を密にして、次の事業を推進している。

⑴ 日本赤十字社社資募集

根拠法令等	日本赤十字社法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	―

＜目的･事業内容＞

災害救護活動をはじめ医療事業・血液事業・社会福祉事業などの諸事業を実施するために必要な財政的支援基盤を強化するため、赤十字の理念や事業活動について人々の理解を深め個人及び法人に支援をいただく。

毎年５月の「赤十字社増強運動月間」を中心に赤十字社員の増強と社資の募集運動を行う。

＜実　績＞

区分＼年度	17	18	19	20	21
目　標　額（円）	12,354,000	12,354,000	12,354,000	12,354,000	12,354,000
達　成　額（円）	11,058,469	10,769,715	10,270,702	10,148,894	980,245
達　成　率（%）	89.5	87.2	83.1	82.2	79.3

※　町内会組織からの脱退による募集体制の変化により年々減少傾向にある。

(2) 各種講習会の普及

根拠法令等	日本赤十字社法	所管課	福祉課
担当窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	―

＜目的･事業内容＞

思わぬ災害や事故にあった人、急病人の応急処置の方法あるいは家庭での病人や高齢者の看護の仕方などに必要な知識と技術を普及するため、「救急法」「水上安全法」「家庭看護法」等の講習を広く実施している。

＜実　績＞

平成２１年度は、派遣依頼なし。

(3) 災害救護活動

根拠法令等	日本赤十字社法	所管課	福祉課
担当窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	―

＜目的･事業内容＞

災害の被災者を救援するため、被災者に救援物資（布団・毛布・タオルセット・救急医薬品セット・緊急セット）を配布する。また、必要に応じて災害義援金の募集を行う。

＜実　績＞

平成２１年度は被災見舞い１２件に救援物資を配布。
災害義援金の募集及び、報道発表等９回。義援金送金８回。

(4) 血液事業の推進

根拠法令等	日本赤十字社法	所管課	福祉課
担当窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	―

＜目的･事業内容＞

安全で安定した輸血用血液確保のため、愛の献血推進協議会と献血推進団体で地域ぐるみの献血運動を推進している。

＜実　績＞

区分	献血申込者数			200ml 献血者数			400ml 献血者数			不適者数（人）
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
地域	1,454	1,411	2,865	0	1	1	1,314	993	2,307	557
職域	1,096	442	1,538	0	0	0	1,001	286	1,287	251
学域	265	39	304	0	0	0	245	26	271	33
計	2,815	1,892	4,707	0	1	1	2,560	1,305	3,865	841

※　平成２１年度の献血者数は前年度と比較して２６０人増加している。

4　勤労者福祉

(1) 勤労者福祉対策

根拠法令等	労働法全般	所管課	福祉課
相談窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

少子高齢化の進展、産業・就業形態の多様化など構造上の変化や、勤労者の価値観の変化など、社会経済状況に対応した勤労者福祉施策を推進するための事業を行う。

①派遣労働者等緊急雇用相談窓口

急速な景気後退の状況下雇用情勢の悪化に伴う派遣労働者等の解雇、雇止め等による雇用、生活等の相談に緊急相談窓口を設置し、助言や関係機関の案内を行い相談の解決に向け対応した。

＜対象者＞

派遣労働者等

＜実　績＞

年度 相談内容・件数	20	21
雇用に関すること	12	31
労働に関すること	1	0
生活・融資に関すること	8	14
住宅に関すること	8	6
その他	4	5
計	33	56

②労働相談

賃金や就業上のトラブル等の労働相談に常時応じる。助言や融資案内を行うほか、法律的に難しい相談については、それぞれの所管機関等へ取り次ぐ等問題の解決に向け対応した。

＜対象者＞

中小企業の勤労者等

＜実　績＞

年度 相談内容・件数	17	18	19	20	21
退職に関すること	1	-	1	1	0
解雇に関すること	1	1	4	4	3
求職に関すること	2	4	2	7	6
生活・融資に関すること	-	-	-	1	2
労働条件に関すること	1	1	4	3	2
休業補償に関すること	-	-	-	-	-
雇用保険に関すること	-	-	-	-	-
職場環境に関すること	1	-	-	1	-
その他	1	-	2	1	2
計	7	6	13	18	15

③労働事情調査と情報提供

常用労働者５人以上の民間事業所を対象に労働統計調査を実施し、その結果を「賃金と労働福祉」として作成し、市のホームページ上で公開した。調査事業所４４６事業所のうち回答事業所１４５事業所。

④子育て女性等就業相談（県との共催）

県の就業アドバイザーによる再就職希望者への就業プラン等の作成やアドバイスを行う相談事業を実施した。

＜実　績＞

年　　度	21
相談件数	10

⑤労働関係法令等の改正に伴う周知･啓発事業

職場における待遇や労働条件の改善等を図るための広報啓発に努めた。

(2) 雇用対策

根拠法令等	―	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	市 10/10

①雇用対策基金事業の実施

国の交付金を財源とした都道府県の補助による緊急雇用創出事業及びふるさと雇用再生特別交付金事業を実施し、離職者等の雇用の場の創出を図った。

＜実績＞

事　業　種　別	項　　目	平 成 ２１ 年 度
緊急雇用創出事業	事業実施数	１６事業
	新規雇用者数（人）	７６　人
ふるさと雇用再生特別交付金事業	事業実施数	４事業
	新規雇用者数（人）	８　人

＊緊急雇用創出事業は、平成２０年度からの繰越事業（８事業）を含む。
＊新規雇用者数は、延人数（６ヶ月毎に１人のカウント）で、中途退職者も含む。

②大牟田市雇用問題協議会

当面する雇用失業問題を的確に把握し、雇用対策を組織的に推進するための協議機関として、次の団体により構成している。

・大牟田公共職業安定所
・大牟田商工会議所
・大牟田労働基準監督署
・連合福岡南筑後地域協議会
・福岡県筑後労働者支援事務所
・大牟田市
・大牟田高等技術専門校

＜事業内容･実績＞

・大牟田市ホームページでの企業情報「'１０ポマト」の情報提供
・障害者雇用促進のための優良事業所の表彰
・技能功労者の表彰
・労働問題相談会の開催
・子育て女性就職サポートセミナーの開催
・労働に関する諸情報の広報
・人材確保推進事業「大牟田地域企業合同面談会」の共催
・人材確保推進事業「高校生のための就職ガイダンス」の共催

③広域的雇用対策

＜事業内容･実績＞

雇用の安定・雇用の創出・開発等について次の会議に出席し、検討・協議を行った。

・筑後ブロック雇用促進会議
・筑後地域雇用労働福祉会議

④雇用促進等のための助成

＜事業内容･実績＞

次の団体へ補助金を支出し、標記目的達成を図った。

・大牟田市シルバー人材センター

⑤勤労者福祉施設の管理及び連絡調整

＜事業内容･実績＞

雇用・能力開発機構（旧雇用促進事業団）による勤労者住宅の設置目的達成のための連絡調整を行っている。なお、国の行財政改革等により、平成１４年度末に産炭地労働者福祉施設（大牟田ハイツ本館）を、平成１５年１０月に大牟田勤労者野外活動施設（大牟田ハイツに併設）を譲り受け、以降本市所有施設として管理を行った。平成１８年度からは民間に本施設を貸与し、運営を続けている。雇用・能力開発機構建設施設の譲渡協議については、雇用促進住宅（３宿舎）のみ継続となっている。

・産炭地労働者福祉施設（大牟田ハイツ本館）　　（昭和 49 年建設）
・大牟田勤労者野外活動施設（大牟田ハイツに併設）　　（昭和 54 年建設）
・雇用促進住宅宿舎駐車場
　白川宿舎駐車場（平成 6 年 10 月設置）
　小浜宿舎駐車場（平成１１年７月設置）
　大牟田宿舎駐車場（平成１２年３月取得）

(3) 若年者専修学校等技能習得資金貸付事業

根拠法令等	福岡県若年者専修学校等技能習得資金補助金交付要綱 大牟田市若年者専修学校等技能習得資金貸付要綱	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	県 10/10

＜目的･事業内容＞

若年者の職業に必要な技能及び知識を援助するため、経済的な理由により専修学校等において修学が困難な者に対し、技能習得資金を貸付けるもの（平成１４年度開始)。

①支給対象者は次の全てに該当する人
・本人若しくは保護者が市内に居住し、２１年度に中学校又は高等学校を卒業した人、若しくは２１年度に高等学校を中退した人
・要綱に掲げる専修学校等に２２年４月に在学する人で、履修課程の学科が職業に必要な技術・技能の習得を目的としていること
・習得した技能及び知識を自己の職業と結びつけようとする意欲が十分な人
・次のいずれかに該当する世帯
　生活保護世帯、市民税非課税世帯、世帯の全収入が生活保護基準の１．５倍以下の世帯
・日本学生支援機構その他の団体から給付又は貸し付けを受けない人

②市内の主な対象校
・大牟田医師会看護専門学校　看護高等課程・准看護科
・専修学校紫苑学院　家政一般課程・洋裁科
・専修学校麗学園　家政一般課程・洋裁本科

③貸付金額及び期間
・入校支度金…１００，０００円
・修学資金（月額）…専門課程５３，０００円、その他の課程等（高等課程、一般課程、各種学校）３０，０００円
・貸付の期間は、修学年限

④返還について

・無利息
・開始は、貸し付けが終了した月の半年後から
・期間は、貸し付け年限の３倍以内の期間（最長１２年）

＜実　績＞

年度 貸付件数・金額	17	18	19	20	21
新規（件）	2	0	0	0	0
継続（件）	1	2	0	0	0
貸付金額(千円)	1,280	720	0	0	0

(4)大牟田市労働福祉会館運営

根拠法令等	大牟田市労働福祉会館条例	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

働く市民の福祉の増進と市民文化の向上を図る。

＜施設概要＞

開設年月日	昭和５３年６月２日
敷地面積	2,313.85 ㎡
建築面積	1,212.77 ㎡
建築延面積	3,298.80 ㎡
構造	鉄筋コンクリート３階建 （一部４階）
主な施設	中ホール（200 人） 研修室（50 人） 講習室（30 人×2 室） 会議室（30 人、10 人） 和室（10 人×2 室）
使用対象者	使用目的が会館の設置目的に沿うと市長が認めた者

＜実　績＞

年度 区分	17	18	19	20	21
利用延人数（千人）	48	57	47	38	34
使用料（千円）	9,446	13,119	13,129	10,504	8,560
利用件数	1,140	1,551	1,430	1,150	872

第７節　生活保護

１　生活保護

(1)生活保護事業

根拠法令等	生活保護法	所 管 課	保護課
申請窓口	保護課相談支援担当	負担割合	国 3/4　市 1/4

＜目的･事業内容＞

憲法第２５条に規定されている国民の生存権保障の理念にもとづき、生活に困窮するすべての国民に対し、国の責任において、その困窮の程度に応じて無差別平等に、必要な保護を行い最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

①生活保護の概要

保護の受給要件

生活に困窮する者が、活用できる資産（家屋や土地など）、能力（就労の意思や能力など）、その他あらゆるものを、最低生活維持のため利用することを要件としている。また、民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべて生活保護に優先する。

保護は、厚生労働大臣が定める保護基準による最低生活費を、その世帯の収入と対比して、最低生活費に足りないときに、はじめて実施される。

保護の種類と実施手続き

保護の種類は、**生活、教育、住宅、医療、介護、出産、生業、葬祭**の８種類の扶助にわかれ、必要に応じ、その被保護世帯に該当する扶助が支給される。

保護の申請は、福祉事務所保護課で受理し、地区担当員が調査を行う。その調査結果にもとづき、保護の開始または申請の却下等となる。

保護受給中の世帯には、地区担当員が訪問し、その世帯の自立を助長するための助言指導等にあたる。

生活保護の基準と実施

保護基準は、年齢、世帯構成、地域別等にわけて厚生労働大臣が定める。これは一般国民生活の消費動向を基礎として、毎年改正されている。　大牟田市は２級地－2 で標準 3 人世帯(33 歳男、29 歳女、4 歳子)の生活扶助基準は 145,270 円となる。(平成 21 年 4 月 1 日改正：対前年度比 100.0%)

保護実施上の取扱いは、「保護の実施要領」および「医療扶助運営要領」、「介護扶助運営要領」の通達にもとづき行う。

②生活保護の動向

これまでの動向

被保護世帯、人員の数は、昭和３９年度をピークとし、以後５１年度までは減少（年度により横ばい、または微減）の傾向を示していたが、長引く経済不況の影響を受け、昭和５２年度から微増の傾向に転じ、とくに昭和５７年度から６０年度にかけて急増した。その後、昭和６１年度以降は減少傾向が続いた。しかし、平成９年３月に本市の基幹産業である三池炭鉱が閉山し、社会、経済情勢は一層厳しい状況となり、平成９年度中期から平成１５年度までは増加傾向となり、平成１６年度から現在まで微増傾向へと転じてきている。

働きながら保護を受けている稼働世帯は、昭和５１年度 28.3%、昭和６１年度 20.6%、平成１３年度 10.0%と減少傾向であった。その後は横ばいとなっている。

平成 21 年度の世帯の状況

最近の経済不況を反映し平成 20 年度に比べて、開始世帯数・人員ともに大幅に増加している。

保護率は、人口千人に対し約 32.5 人で、県平均の 23.0 人、全国平均 13.8 人（H22.3 生活保護速報）と比較すれば高い率を示している。

世帯類型は、高齢者世帯 49.5%、傷病障害者世帯 24.1%、その他の世帯 22.5%、母子世帯 3.9%の順で構成されている。高齢者世帯 49.5%は、全国平均 43.8%（H22.3 生活保護速報）より高く、保護受給期間の長期化傾向を示している。保護開始理由のうち傷病によるものが 35.4%と高い率を占めており、これが傷病障害者世帯 24.1%の比率となっている。母子世帯 3.9%は全国平均の 7.7%（H22.3 生活保護速報）より低く、その他の世帯 22.5%は全国平均の 14.8%（H22.3 生活保護速報）と比べ高い率を示している。

働きながら保護を受けている稼働世帯は 10.4%となっている。就労の場が少ないことや、地場賃金が低いこと等の要因があることから、この傾向は今後も継続すると思われる。

＜実　績＞

生活保護の年度推移

○保護の相談申請と開始廃止状況の推移

区分＼年度		１７	１８	１９	２０	２１
相　談		1,361	1,204	940	991	1,474
再掲	助言指導等	757	614	365	361	544
	申請書交付	321	329	330	370	498
	申請書受理	283	261	245	260	432
申　請		283	261	245	260	432
却　下		6	8	7	6	13
開　始	世帯数	266	244	227	249	387
	人員	444	374	354	381	616
廃　止	世帯数	211	253	217	232	226
	人員	279	362	307	326	292

○保護の世帯数人員の推移　　※世帯数・人員は年度の月平均

区分＼年度		１７	１８	１９	２０	２１
生活扶助	世帯数	2,319	2.363	2,369	2,390	2,465
	人員	3,337	3,527	3,491	3,478	3,580
住宅扶助	世帯数	2,090	2,121	2,123	2,146	2,211
	人員	2,951	3,071	3,029	3,021	3,111
教育扶助	世帯数	165	172	162	154	153
	人員	250	271	251	229	235
介護扶助	世帯数	377	391	402	418	428
	人員	388	404	411	421	438
医療扶助	世帯数	2,686	2,707	2,704	2,729	2,811
	人員	3,615	3,732	3,699	3,712	3,831
出産扶助	世帯数	1	1	1	1	1
	人員	1	1	1	1	1
生業扶助	世帯数	60	71	83	72	76
	人員	65	77	91	84	93
葬祭扶助	世帯数	8	9	7	7	7
	人員	8	9	7	7	7

計	世帯数	2,775	2,813	2,808	2,834	2,924
	人員	4,007	4,039	3,988	3,976	4,101
保護率	(‰)	30.1	30.8	30.8	31.1	32.5

○保護費の推移 （単位　千円）

区分＼年度	１７	１８	１９	２０	２１
生 活 扶 助	1,967,870	1,957,829	1,930,176	1,924,921	2,011,325
住 宅 扶 助	556,552	573,744	575,727	587,756	619,859
教 育 扶 助	19,330	20,233	18,691	17,334	25,204
介 護 扶 助	91,245	79,517	87,762	85,461	81,251
医 療 扶 助	43,78,030	4,419,945	4,197,089	4,278,242	4,454,264
出 産 扶 助	1,226	3,052	2,897	1,625	1,965
生 業 扶 助	13,016	12,424	16,014	14,388	21,674
葬 祭 扶 助	17,096	20,522	16,176	19,866	19,446
保護施設事務費	5,725	3,679	3,724	3,808	4,508
計	7,050,090	7,090,945	6,848,256	6,933,401	7,239,496

(2)自立支援プログラムに基づく支援事業

根拠法令等	セーフティネット支援対策等事業実施要綱	所 管 課	保護課
申請窓口	保護課相談支援担当	負担割合	国 10/10

＜目的･事業内容＞

生活保護制度の「自立助長」を強化することを目的として、ケースワーカーが個々に行っていた自立のための支援を、自立支援プログラム事業として組織的に実施するもの。

就労支援事業としては、ハローワークとの連携で就労支援チームを結成し一般求職者以上の求職ができるよう支援する。所内では専門の就労支援相談員を配置し、これまでのケースワーカーによる就労指導では就労に結びつけることができなかった被保護者に対し、必要な助言や指導を細やかに継続的に行い、就労及び社会参加意識の向上支援を行なう。

また、就労による経済的自立だけでなく、将来的な生活保護からの自立も視野に入れ、保護受給者の心身の健康を回復維持し、自ら日常生活を管理する日常生活における自立や、地域社会の一員として社会的自立を支援することを目的に、平成２０年度から開始した３事業についても引き続き取り組みを行なった。さらに、多重債務等で借金を抱える被保護世帯の生活を再建する対策として新たに多重債務者対策事業に取り組んだ。

①就労支援事業

・生活保護受給者等就労支援事業

平成１７年９月から、所内の就労支援検討会議で選定した保護受給者を対象に、ハローワークの就職支援ナビゲーターによるマンツーマンの就労支援を実施する。

・大牟田市被保護者就労支援事業

平成１８年８月から、専門の支援相談員を配置し、就職情報の提供や就労活動に必要な助言や支援を行う。就労指導が必要な保護受給者を対象に、就労支援検討会議で選定し支援する。

②就労意欲喚起等支援事業

平成２０年１１月から、被保護者の中で大工や左官、塗装工など種々の技術や資格を持った人材や、自己資源を還元できる人材を集約し、動物園、障害者施設での作業等による就労体験を行う。就労体験をすることで、就労意欲を喚起したり、社会生活･日常生活の自立を支援していく。

また、平成２１年１０月からは介護施設を新たに追加し、専門職の指導を受けながら、認知症高齢者等の見守りや話し相手等による就労体験を行うことで、就労意欲を喚起し、社会的自立や就

労自立へのきっかけを作り、自立への支援を行なう。これに伴い、平成２０年度の認知症高齢者等サポート事業については整理し、本事業へ統合した。

③精神障害等地域移行支援事業

平成２０年１０月から、専門の支援相談員を配置し、精神性の疾患等により医療機関に長期入院している者のうち、症状が安定している者に対し、受け入れ条件を整備し地域社会生活への移行を支援する。

④教育環境整備事業

平成２０年１２月から、地域交流拠点施設を活用し、専門の指導員やサポーターによる、高校進学のための就学支援と生活指導を実施し、進学率の向上及び人格形成とコミュニケーション能力を支援する。

高校に進学することで就職への条件を整え、生活保護の連鎖を断ち将来的な生活保護からの自立を視野にいれ実施するもの。

⑤多重債務者対策事業

多重債務者対策プログラム実施要領に基づき、多重債務等の借金問題を抱える被保護者の生活再建支援を目的とし、プログラム参加の意思確認のとれた被保護者と同行し、消費生活専門相談員との面談につなげる。

＜実績＞

○ ①就労開始者の推移

・生活保護受給者等就労支援事業

区分＼年度	１７	１８	１９	２０	２１
就労支援対象者（人）	8	9	5	22	47
就労開始者　　（人）	4	5	2	3	18

・大牟田市被保護者就労支援事業

区分＼年度	１７	１８	１９	２０	２１
就労支援対象者（人）	－	37	57	28	28
就労開始者　　（人）	－	13	22	14	7

○ ②③④⑤支援者数

事業名	プログラム名	区分＼年度	２０	２１
②就労意欲喚起等支援事業	ⅰ 動物園就労体験	支援者数(人)	19	20
	ⅱ 障がい者施設就労体験	支援者数(人)	5	6
	ⅲ 介護施設就労体験	支援者数(人)	－	8
	ⅳ 認知症高齢者等サポート就労体験	支援者数(人)	3	－
③精神障害等地域移行支援事業	ⅰ 精神障害等地域移行支援	支援者数(人)	5（内：地域移行者数 2）	21（内：地域移行者数 12）

④教育環境整備事業	ｉ　フレンドシップ学び場	支援者数(人)	7 （内：高校進学者 6）	9 （内：高校進学者 7）
⑤多重債務者対策事業	ｉ多重債務者対策支援	支援者数(人)	－	15 （内：支援終了 6）

(3)住宅手当緊急特別措置事業

根拠法令等	住宅手当緊急特別措置事業実施要領	所 管 課	保護課
申請窓口	大牟田市社会福祉協議会(委託) (所管:保護課相談支援担当)	負担割合	国 10/10

＜目的･事業内容＞

本事業は、離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者に対して、６月間を限度として住宅手当（家賃相当額）を支給すると共に、住宅確保・就労支援員による就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行なうもの。

なお、本事業については、平成２１年度から平成２３年度までの期間限定の臨時的事業である。

＜実績＞

○ 住宅手当支給決定者の推移　（Ｈ２１年度から開始）

区分＼年度	２１
支給決定者　（人）	8
支給額　（円）	773,400

第８節　健康増進と疾病対策

１　健康づくり啓発事業

(1) 健康づくり啓発事業

根拠法令等	健康増進法	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

健康づくりに対する市民と行政の協働の推進、健康増進事業実施者による健康増進関連事業の実施に向けた働きかけ等を通して、健康日本 21 に基づいた新しい健康観を普及させ、全世代の健康課題の解決と生活の質（ＱＯＬ）の向上、健康寿命の延伸を図る。また、二次的目標として医療費の抑制も図ることを目的とする。

・主な事業内容

① 健康づくり応援情報誌「ウエルネス通信」の発行

② ウエルネスおおむた応援事業登録事業（健康づくり関連事業の登録と市民への推奨）の推進

③ 広報誌及びインターネット等を通した普及啓発

④ その他健康づくりの推進につながる事業等

＜実　績＞

①健康づくり応援情報誌「ウエルネス通信」発行実績

年　度	19	20	21
発行回数	3 回	3 回	3 回
発行内容	・「ウエルネスおおむた 21 推進計画」ご存知ですか ・「おおむたウエストサイズストーリー市民と協働 90 日間メタボリックシンドロームチャレンジ」の結果 ・子供のメタボリックシンドローム	・特定健康診査・特定保健指導がスタート ・「ウエルネスおおむた健康カルタ」の照会 ・お花見ウオーキングのご案内	・女性特有のがん検診推進事業がスタート ・新型インフルエンザワクチン接種について ・食育について

②ウエルネスおおむた応援事業登録事業の推進

年度	19	20	21
庁内事業	22 事業	18 事業	15 事業
庁外事業	８事業	12 事業	11 事業
合　計	30 事業	30 事業	26 事業

(2) 大牟田地域健康推進協議会委託事業

根拠法令等	健康増進法	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

市民と行政との協働のもと、健康づくりに関する関係団体が結集し「健康づくり市民大会」及び「健康展」を実施することで疾病等の早期発見と一次予防及び二次予防を推進し市民の生活の質（ＱＯＬ）の向上を図る。また、二次的目標として健康寿命の延伸と医療費の抑制等を図ることを目的とする。

＜実　績＞

健康づくり市民大会及び健康展の開催

年　度		17	18	19	20	21
開催期間		9月10日･11日	9月9日･10日	9月8日･9日	9月6日･7日	9月5日･6日
特別講演 市民大会	講師名	鈴木　隆雄	西岡　和男	〔シンポジスト〕中山顯兒・古賀龍夫・東原徹・最所純平・中嶋晃	清原　裕〔シンポジスト〕黒田英作・松田宏一　外	早渕仁美〔シンポジスト〕友田弘道・松田宏一　外
	テーマ	高齢期の健康づくりと介護予防	「生活習慣病からメタボリック症候群へ」	「医療崩壊の危機」～大丈夫？有明地域の救急医療～	「メタボリックシンドロームはなぜこわい?」～久山町研究からのメッセージ～	「今日の食育・明日の健康」～食事バランスガイド簡単活用術～

2　生活習慣病対策（栄養改善対策事業）

(1)栄養教育･栄養改善指導（施設指導含む）

根拠法令等	健康増進法・食育基本法	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	市10/10

＜目的･事業内容＞

健康・栄養についての適正な情報の不足、食習慣の乱れなどにより、全世代にわたって、栄養バランスの偏り、生活習慣病の増加などの問題が生じてきている。このため、食品の栄養面、安全面等に関する適正な情報、食生活に関する正しい知識の普及をとおしてＱＯＬの向上のためのライフステージに応じた栄養指導（食育教室、健幸料理教室、食事バランスガイドを使った食生活診断等)）及び食生活の支援を行うとともに、食育基本法第 18 条に基づく市町村食育推進計画として「健やか住みよか食育プラン～大牟田市の食育推進計画～」を策定した。

また、保健所業務の一環として、給食施設に対する栄養管理指導も実施した。

＜実　績＞

①栄養教育、栄養改善指導の実績

項目等＼年度			17	18	19	20	21
栄養教育	栄養・健康増進（健幸料理教室等）	回　数	32	48	41	31	25
		延人員	967	1,010	944	755	913
栄養改善指　導	個　別　指　導		1,024	1,058	977	823	747
	集　団　指　導		4,479	4,330	2,553	2,572	1060
	給食施設指導		359	264	207	214	160

※　各種栄養指導は、各種健診、教室時や、随時電話相談、面接等により行っている。

②「健やか住みよか食育プラン～大牟田市の食育推進計画～」の概要

項　目	内　容
名　称	健やか住みよか食育プラン～大牟田市の食育推進計画～
目　的	食育基本法第１８条に基づく市町村食育推進計画として、大牟田市における食育の総合的な推進を図るために「健やか住みよか食育プラン―大牟田市食育推進計画―」を策定。
計画期間	平成２２年度から平成２６年度までの５年間 社会や地域情勢の大きな変化や国及び県の食育推進施策の流れ、計画の進捗状況等により見直しの必要性が生じたときは、計画の内容の見直しを行うこととする。

基本理念 (ｷｬｯﾁﾌﾚｰｽﾞ)	食を通じた健やか、活き活き、共生のまち　おおむた 　大牟田市の恵まれた自然環境を活かし、「食」をキーワードにした、様々なまちづくりを推進していくことを念頭に置き、「健やか」・「活き活き」・「共生」をテーマに「食」に関わるあらゆる関係機関や関係団体等との連携と協働による食育推進活動を展開していくために設定。
目指す食育像	食を通じた健康づくり、安心・安全 　食育の推進を図ることによって、食に対する健康づくり、安心・安全を推進 食を通じた人づくり、モノづくり、地域づくり 　食育の推進を図ることによって、知・徳・体のバランスのとれた人づくりを進める。 　また、食育の推進を図ることによって、地産地消を進めるとともに、地域づくりを目指す。 食を通じた共生 　食育の推進を図ることによって、循環型社会と食との共生を目指す。
取組みの視点	食育は、国民一人一人が、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を楽しく身に付けるための学習や体験等の取組みであることから、以下の６つの視点に立った素案を策定することとした。 　①健康づくり　②食の安心・安全　③教育　④地域の産業　⑤ごみ減量と環境保全 　⑥食を通じた市民協働

３　生活習慣病対策（成人保健事業）

(1)健康相談事業

根拠法令等	健康増進法	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	県 2/3　市 1/3

＜目的･事業内容＞

　平均寿命の延伸に伴い生活習慣病罹患者が増加しており、また、生活習慣が改善できず重篤な状態に陥り生命の危険を脅かしたり、医療費等が増加するなどの社会問題が出現している。

　このような状況を改善するために、一次予防である健康相談を実施することにより、市民一人ひとりが自らの生活習慣を見直し健康づくりのための行動を起こすような支援を行うとともに、個人が待つ健康不安の解消へとつなげることを目的とする。

＜実　績＞

区分＼年度		17	18	19	20	21
総　合	実施回数	62	32	33	13	13
	被指導延人員	1,764	598	1,082	660	902
重　点	実施回数	252	135	58	35	47
	被指導延人員	2,879	784	602	143	206
計	実施回数	337	167	91	48	60
	被指導延人員	4,708	1,382	1,684	803	1,108

※　健康相談は、がん検診、メタボ予防相談時や、随時電話相談、面接等により行っている。
※　平成１８年４月より老人保健法の一部改正に伴い対象者が６４歳までとなった。
※　平成１８年４月より健康相談の事業区分は、総合健康相談及び重点健康相談となった。
※　平成２０年度より老人保健法から健康増進法に改正された。

(2)健康教育事業

根拠法令等	健康増進法	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	県2/3　市1/3

＜目的･事業内容＞

健康相談事業に同じ。

＜実　績＞

区分＼年度			17	18	19	20	21
集　団		実施回数	163	59	44	48	61
		被指導延人員	3,206	1,060	1,127	962	1,131
個別	高血圧	実施回数	0	0	0	0	0
		被指導実人員	0	0	0	0	0
	高脂血症	実施回数	7	0	0	0	0
		被指導実人員	30	0	0	0	0
	糖尿病	実施回数	16	18	18	0	0
		被指導実人員	29	29	30	0	0
	禁　　煙	実施回数	0	0	0	0	0
		被指導実人員	0	0	0	0	0

※　平成１８年４月より老人保健法の一部改正に伴い対象者が６４歳までとなった。
※　平成１８年４月より健康教育の事業区分は、集団及び個別健康教育となった。
※　平成２０年度より老人保健法から健康増進法に改正された。
※　平成２０年度より特定健康診査の移行に伴い、個別健康教育を廃止しメタボリックシンドロームに焦点を絞り行っている。平成１９年度よりメタボ予防相談を開始した。

(3)訪問指導事業

根拠法令等	健康増進法	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	県2/3　市1/3

＜目的･事業内容＞

近年、食生活やライフスタイルの欧米化等で生活習慣の変化に伴う脳血管疾患・心疾患・がん等の生活習慣病を発病するものが増えてきた。このような状況改善する為に２次予防である健康診査を受けた結果を基に個々の生活習慣を把握し、個々にあった保健指導を行うことで壮年期からの健康についての認識と自覚の高揚へとつなげる。また、個人のみではなく家族全体の健康意識の向上を図ることを目的とする。

＜実　績＞

区分＼年度	17	18	19	20	21
指 導 実 人 員	3,034	1,749	2,186	319	320
指 導 延 人 員	4,182	2,231	2,563	334	334

※　平成１８年４月より老人保健法の一部改正に伴い対象者を６４歳までとした。
※　平成２０年度より老人保健法から健康増進法に改正された。
※　平成２０年度よりがん検診精密検査未受診者・がん検診受診勧奨・生活習慣病予防等を行っている。
※　平成２１年度女性特有のがん検診無料クーポン券未受診者（４０歳）を対象に受診勧奨を行った。

（がん検診精密検査未受診者訪問実績）

区分＼年度	20	21
精密検査未受診者対象人員	203	180
精密検査未受診人員	83	82

精密検査済み人員	94	81
不明人員	26	17

＊訪問時には受診勧奨、生活指導等を行った。

(4)各種健康診査事業

根拠法令等	健康増進法	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	県 2/3　市 1/3 （一部は市 10/10）

＜目的･事業内容＞

各種健康診査事業は生活習慣病を早期発見、早期予防し、疾病の疑いのある者又は危険因子をもつ者をスクリーニングする。その結果、必要な者に対して栄養や運動等に関する保健指導や健康管理についての正しい知識の普及を行い、又は医療機関への受診を指導することによって、壮年期からの健康について認識と自覚の高揚へとつなげることを目的として４０歳以上子宮がん検診は２０歳以上の女性の市民を対象に実施している。

＜実　績＞

区　分	受　診　者　数					要指導・医療・精検者数				
年度	17	18	19	20	21	17	18	19	20	21
生保等健康診査	－	－	－	36	34	－	－	－	31	34
基本健康診査	4,318	5,017	5,296	－	－	3,543	4,106	4,411	－	－
若者健康診査	－	56	52	55	－	－	29	27	20	－
肝炎ｳｲﾙｽ検診	283	502	－	－	－	13	20	－	－	－
子宮がん検診	2,729	1,630	2,063	2,037	3,139	39(4)	22(2)	26(2)	28(5)	46(6)
胃がん検診	1,370	998	608	505	526	144(1)	88(0)	54(0)	41(1)	41(2)
乳がん検診	1,139	469	1,000	721	1,966	104(2)	53(7)	101(3)	79(2)	215(8)
大腸がん検診	2,432	2,425	2,507	2,068	2,191	259(1)	220(2)	215(7)	188(5)	213(15)
肺がん検診	1,783	1,748	1,472	903	569	185(0)	177(3)	140(3)	71(0)	40(2)
前立腺がん検診	34	41	32	39	74	2(0)	3(0)	5(0)	1(0)	3(0)

※　(　)内はがん患者発見数。

※　１４年度から１８年度まで、Ｃ型肝炎緊急対策として、基本健康診査に肝炎ウイルス検診を導入した。

※　１６年度より、乳がん集団検診にマンモグラフィ（乳房エックス線撮影）を導入し、精度向上を図った。

※　１８年度より２０年度まで「若者健康診査」を実施した。

※　２０年度より「基本健康診査」を廃止し、「生活保護受給者等を対象とした健康診査（生保等健康診査）及び保健指導」を開始した。

※　２１年度より特定の年齢に達した女性に対して、受診促進を図るとともにがんの早期発見と正しい健康意識の普及及び啓発を図るために、子宮頸がん及び乳がんに関する検診手帳及び検診費用が無料となるがん検診無料クーポン券を送付し、女性特有のがん検診を開始した。

４　歯科保健推進事業（母性及び乳幼児に係るものを除く）

(1)成人歯科保健事業

根拠法令等	健康増進法・新健康フロンティア戦略	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

生涯を通じた歯及び口腔の健康増進を推進し、健康寿命の延伸を図る。そのために、市民一人ひとりが歯の健康に関心を持ち、個人の口腔内状況やその他のリスクに応じた歯の健康づくりが実践出来るよう、自己管理能力の向上を目指すことを目的とする。

＜実　績＞

区分＼年度	17	18	19	20	21
みんなの健康展〈歯と歯ぐきの健康教室〉延人数	1,089	831	882	875	668

※　「歯と歯ぐきの健康教室」は、「みんなの健康展」において歯科医師による講話及び歯科保健指導や歯科衛生士による歯磨き指導、フッ化物塗布を実施。

(2)歯の衛生週間関連事業

根拠法令等	健康増進法・地域保健法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

歯科保健に関する正しい知識の普及啓発を図るため、幼稚園、保育所、小学校等で歯の健康教育を行うとともに、「歯の祭典」において健康な歯を持つ人を選出し表彰している。

＜実　績＞

区分＼年度	17	18	19	20	21
歯の衛生週間行事による健診者	550	604	607	565	647

5　難病対策（特定疾患医療受給申請業務）

根拠法令等	特定疾患治療研究事業実施要綱	所 管 課	健康対策課
申請窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	県10/10

＜目的･事業内容＞

原因が不明であって治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、特定疾患については、治療が極めて困難であり、かつ、医療費も高額なので、特定疾患治療研究事業を推進することにより、特定疾患に関する医療の確立、普及を図るとともに、患者の医療費の負担軽減を図ることを目的とする。

＜受給対象者＞

① 市内に住所を有するもの
② 国民健康保険法の規定による被保険者
③ 健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法若しくは私立学校教職員共済法の規定による被保険者又は被扶養者
④ 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療を受けている者
⑤ 生活保護法による保護を受けていない者

＜実　　績＞

番号	疾　　患　　名	受給者数	番号	疾　　患　　名	受給者数
1	ベーチェット病	24	33	特発性大腿骨頭壊死症	22
2	多発性硬化症	12	34	混合性結合組織病	8
3	重症筋無力症	23	35	原発性免疫不全症候群	2
4	全身性エリテマトーデス	60	36	特発性間質性肺炎	5
5	スモン	6	37	網膜色素変性症	31
6	再生不良性貧血	10	38	プリオン病	1
7	サルコイドーシス	6	39	原発性肺高血圧症	－
8	筋萎縮性側索硬化症	8	40	神経線維腫症	1
9	強皮症･皮膚筋炎及び多発性筋炎	53	41	亜急性硬化性全脳炎	－
10	特発性血小板減少性紫斑病	27	42	バッド・キアリ（Budd-Chiari）症候群	－
11	結節性動脈周囲炎	4	43	特発性慢性肺血栓塞栓症（肺高血圧型）	1
12	潰瘍性大腸炎	122	44	ライソゾーム病（ファブリー病[Fabry]病含む）	2
13	大動脈炎症候群	9	45	副腎白質ジストロフィー	－
14	ビュルガー病	14	46	家族性高ｺﾚｽﾃﾛｰﾙ血症（ホモ接合体）	－
15	天疱瘡	5	47	脊髄性筋萎縮症	－
16	脊髄小脳変性症	33	48	球脊髄性筋萎縮症	－
17	クローン病	41	49	慢性炎症性脱髄性多発神経炎	－
18	難治性の肝炎のうち劇症肝炎	－	50	肥大性心筋症	－
19	悪性関節リウマチ	9	51	拘束型心筋症	－
20	パーキンソン病	147	52	ミトコンドリア病	1
21	アミロイドーシス	8	53	リンパ脈管筋腫症（LAM）	－
22	後縦靱帯骨化症	72	54	重症多形滲出性赤斑（急性期）	－
23	ハンチントン病	1	55	黄色靱帯骨化症	－
24	モヤモヤ病（ウィリス動脈輪閉塞症）	11	56	間脳下垂体機能障害	－
25	ウェゲナー肉芽腫症	－		1. PRL 分泌異常症	－
26	特発性拡張型（うっ血型）心筋症	14		2 .ｺﾞﾅﾄﾞﾄﾞﾛﾋﾟﾝ分泌異常症	－
27	シャイ・ドレーガー症候群	18		3. ADH 分泌異常症	－
28	表皮水疱症（接合部型及び栄養障害型）	－		4. 下垂体性 TSH 分泌異常症	－
29	膿疱性乾癬	－		5. クッシング病	－
30	広範脊柱管狭窄症	4		6. 先端巨大症	2
31	原発性胆汁性肝硬変	18		7. 下垂体機能低下症	2
32	重症急性膵炎	－			

注）平成 21 年 10 月より、疾患番号 46～56 の 11 疾患が追加された。

6　肝炎治療特別促進事業

根拠法令等	福岡県肝炎治療特別促進事業実施要綱	所 管 課	健康対策課
申請窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	県10/10

＜目的･事業内容＞

国内最大級の感染症であるＢ型及びＣ型ウイルス性肝炎は、インターフェロン治療によって、その後の肝硬変・肝がんといった重篤な病態を防ぐことが可能な疾患である。しかしながら、このインター

フェロン治療については長期間に及ぶ治療によって累積の医療費が高額になることから、早期治療の促進のため、このインターフェロン治療に係る医療費を助成し、患者の医療機関へのアクセスを改善することにより、将来の肝硬変・肝がんの予防及び肝炎ウイルスの感染防止、ひいては市民の健康の保持、促進を図ることを目的とする。

＜対象疾患＞

Ｂ型ウイルス性肝炎及びＣ型ウイルス性肝炎とする。

＜対象患者＞

① 市内に住所を有するもの
② 国民健康保険法の規定による被保険者
③ 健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法若しくは私立学校教職員共済法の規定による被保険者又は被扶養者
④ 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療を受けている者
⑤ 生活保護法による保護を受けていない者

＜申請・交付＞

福岡県と委託契約を締結した治療医療機関において、対象疾患であると診断されかつ、対象患者に該当する者又は他都道府県交付の肝炎インターフェロン治療受給者であって、有効期間内に大牟田市に住所を有することとなった者は、肝炎インターフェロン治療受給者証交付申請及び住民票その他知事が必要とするものを添えて、大牟田市保健所を経由し、知事に提出するものとする。

知事は、申請書を受理した場合は、速やかに福岡県慢性肝炎認定審査会の意見を受けて、適当と認めたときは、肝炎インターフェロン治療受給者証を交付するものとする。

＜実　績＞　（単位：件）

区分＼年度	20	21
申請者数	102	59
承認	99	57
不承認	1	0
取り下げ	2	2

※　平成２０年４月より実施

7　結核対策事業

(1)結核健康診断事業

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	所 管 課	健康対策課	
担当窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	定期健康診断	市 10/10
			定期外健康診断	国 1/2 市 1/2

＜目的･事業内容＞

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、定期及び定期外の健康診断・予防接種を実施し、結核の早期発見に努めている。

＜実　績＞　（単位：人）

区　分	年度	定期健康診断	定期外健康診断	計
ＢＣＧ接種	17	855	0	855
	18	918	0	918
	19	－	－	－
	20	－	－	－
	21	－	－	－
レントゲン間接撮影	17	4,853	0	4,853
	18	5,515	0	5,515
	19	5,361	0	5,361
	20	5,572	0	5,572
	21	4,581	0	4,581
レントゲン直接撮影	17	6,112	233	6,345
	18	5,917	193	6,110
	19	6,099	137	6,236
	20	6,503	129	6,632
	21	7,040	201	7,241

※　平成１５年度をもって一般健康診断を廃止したため、レントゲン撮影数が減少。
※　平成１７年４月１日、結核予防法が改正され、定期健康診断の対象者を６５歳以上の市民及び結核感染のリスクが高い職域に絞って定期健康診断を実施することとなった。
※　平成１９年４月１日、結核患者に関する規定は、結核予防法の廃止に伴い感染症法へ統合され、乳幼児へのＢＣＧ接種は予防接種法の定期予防接種の規定に基づき実施。

(2)健康相談事業

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	―

＜目的･事業内容＞

患者及び患者家族等に対して、積極的な疫学調査を行うとともに、包括的な保健指導を行っている。結核においては、平成１７年１２月より、大牟田市結核患者服薬確認（ＤＯＴＳ）事業を実施することで、抗結核薬の確実な服薬を支援し、まん延防止及び多剤耐性結核の発生防止に努めている。

＜実　績＞

区分＼年度	17	18	19	20	21
健康相談	429	324	161	165	229
家庭訪問指導	298	278	439	143	375

(3)医療費の状況

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	所 管 課	健康対策課	
		負担割合	37 条の 2（結核患者）	国 1/2 市 1/2
担当窓口	健康対策課結核感染症担当		37 条（入院患者）	国 3/4 市 1/4

＜目的･事業内容＞

結核の医療を受ける者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく申請（法第 37 条及び法第 37 条の 2）を行うことにより、医療費の公費負担を受けることができることから、結核患者に対する適正な医療の普及に努めている。

＜実　績＞

区　分		入院患者 (37 条)	結核患者 (37 条の 2)	計
延医療給付件数 (件)	17	47	961	1,008
	18	26	742	768
	19	39	571	610
	20	31	255	286
	21	61	233	294
医療費負担金 (千円)	17	3,658	1,325	4,983
	18	2,101	1,194	3,295
	19	4,927	1,353	6,281
	20	3,292	793	4,085
	21	14,075	1,049	15,124

(4)新登録結核患者数の状況

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	―

＜目的･事業内容＞

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定により、医師は患者が結核であると診断した場合は、直ちにもよりの保健所長に届出をする義務がある。届出義務の期限遵守に努めている。

なお、この届出は、結核の統計の基礎情報となっている。

＜実　績＞

区分 年度	新　登　録 結核患者数		年齢階級別数(人)							
	実数(人)	罹患率	0-9	10-19	20-29	30-39	40-49	50-59	60-69	70-
17	25	18.7	1	0	1	0	2	3	5	13
18	26	19.7	0	0	1	2	4	1	4	14
19	35	26.8	0	0	2	1	0	2	8	22
20	19	14.7	0	0	0	1	2	3	1	12
21	33	25.9	0	0	1	0	0	3	8	21

※　罹患率は人口 10 万人対。

8　感染症対策事業

(1)感染症の届出状況

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	国 1/2　市 1/2

＜目的･事業内容＞

感染症発生動向調査事業を実施し、通常と異なる発生の状況を早期に探知し、感染症発生時においては、二次感染予防・感染拡大及びまん延を防止するために迅速に感染症の情報を提供し、感染予防・拡大防止などの対応を行う。また、市民一人ひとりが感染症に関する正しい知識を高め、感染症に対する差別や偏見を解消し、感染症の患者の人権の保護を図る。

広報おおむたやホームページを活用し感染症に関する正しい知識の普及啓発や感染予防の周知を行った。

また、発生時においては、二次感染予防・感染拡大及びまん延を防止するなど迅速な対応が取れるよう整備等を行っている。

＜実　績＞　　（単位：件）

	区分＼年度	17	18	19	20	21
一類感染症	ペスト	－	－	－	－	－
	エボラ出血熱	－	－	－	－	－
	クリミア・コンゴ出血熱	－	－	－	－	－
	マールブルグ病	－	－	－	－	－
	ラッサ熱	－	－	－	－	－
二類感染症	細菌性赤痢	－	－	－	－	－
	ポリオ	－	－	－	－	－
	コレラ	－	－	－	－	－
	パラチフス	－	－	－	－	－
	腸チフス	－	－	－	－	－
	ジフテリア	－	－	－	－	－
三類感染症	腸管出血性大腸菌感染症	6	－	－	－	4
	合　計	6	0	0	1	4

（2）HIV抗体検査・エイズ相談

根拠法令等	・厚生省保健医療局エイズ疾病対策課長通知	所 管 課	健康対策課
	・後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針	負担割合	国1/2　市1/2
担当窓口	健康対策課結核感染症担当		

＜目的・事業内容＞

ＨＩＶ抗体検査受検者及びエイズ相談者の利便性に配慮した検査・相談事業を推進し、受けやすい検査体制を提供するとともに、ＨＩＶや性感染症に関する正しい知識の普及を行い予防意識の向上を図る。

平成18年7月よりＨＩＶ感染の早期発見・早期治療および感染拡大防止を目的として、ＨＩＶ即日検査を導入。毎週月曜日（祝日を除く）午後1時から2時30分までの時間に無料・匿名で実施している。

エイズ相談は、閉所日を除く午前8時30分から午後0時、午後1時から午後5時までの時間に実施している。

＜実　績＞　　（単位:件）

区分＼年度	17	18	19	20	21
抗　体　検　査	58	144	179	171	152
相　　談	48	121	110	69	52

※　平成21年度は、市民部保険年金課との連携により、12月1日の“World　AIDS　Day”（世界エイズデー）に賛同し、その趣旨を踏まえ、エイズ啓発セット（ポケットティッシュ、パンフレット）を市内の高校8校及び看護学校、市内の娯楽施設・ファミリーレストラン等7か所へ配布し、各学校の生徒や施設利用者への啓発を図るとともに予防を呼びかけた。また、12月10日にＪＲ大牟田駅前においてエイズ啓発セットを配布し、市民への啓発を図るとともに予防を呼びかけた。

6月の第1週に定められたＨＩＶ検査普及週間には、市内の娯楽施設7か所へポスターの掲示及びエイズ啓発セットの設置及び保健所で実施しているＨＩＶ検査の周知を行った。また、6月7日に保健所でＨＩＶ夜間検査を実施した。

(3)性感染症予防(梅毒血清反応検査)

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	国1/2　市1/2

＜目的･事業内容＞

性感染症に関する正しい知識の普及を行い予防意識の向上を図るとともに、感染拡大の抑制に努める。ＨＩＶ抗体検査受検者で梅毒検査を希望するものに対し実施している。

＜実　績＞

区分＼年度		17	18	19	20	21
被 検 査 者		8	22	23	15	10
内　訳	男	14	17	14	11	6
	女	8	6	8	4	4

9　予防接種事業

根拠法令等	予防接種法	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	市10/10

＜目的･事業内容＞

予防接種法に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防し、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、定期予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする。

＜実　績＞　(単位：人)

区分＼年度		17	18	19	20	21
急性灰白髄炎（ポリオ）		2,059	1,723	1,766	1,853	1,642
三種混合	ジフテリア 破傷風 百日咳	3,530	3,454	3,873	3,571	3,638
二種混合	ジフテリア 破傷風	444	527	491	575	606
麻しん風しん		－	1,531	1,576	3,250	3,275
風しん		1,487	－	－	－	－
麻しん（はしか）		928	－	－	－	－
日本脳炎		18	140	847	1,799	1,475
ＢＣＧ		－	－	926	844	921
インフルエンザ		18,493	18,213	19,325	21,068	19,364
合　計		26,959	25,588	28,804	32,960	30,921

※　平成１７年７月２９日の予防接種法改正に伴い、日本脳炎の第３期予防接種の廃止。

※　平成１７年８月１日から、「福岡県定期予防接種広域化」が実施され、予防接種対象者の身体状況等を日頃から把握する、かかりつけ医による予防接種を推進し、被接種者が安心して接種が受けられる体制の整備が行われた。

※　平成１７・１８・１９・２０年度の日本脳炎の定期予防接種は、厚生労働省の勧告に基づき、接種の積極的勧奨を差し控える。

※　平成１８年４月１日の予防接種法改正を前に、平成１７年１１月に麻しんと風しん予防接種未接種

者に対し、個別通知による接種勧奨を実施した。

※　平成１８年４月１日の予防接種法改正に伴い、麻しん又は風しんの予防接種は、麻しん風しん混合による２回接種制度が導入され、対象者は第１期 生後１２月～２４月未満、第２期 小学校入学前の１年間（５歳～７歳未満）に見直された。

※　平成１９年４月１日の予防接種法改正に伴い、ＢＣＧの予防接種を個別接種で実施した。

※　平成２０年４月１日の予防接種法改正に伴い、平成２０年度から５年間、麻しん又は風しんの予防接種は、第３期対象者（中学１年生に相当する年齢の者）、第４期対象者（高校３年生に相当する年齢の者）が新たに追加された。

１０　公害補償

(1)公害健康被害認定状況

根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律 大牟田市特定呼吸器疾病患者健康被害保護条例	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課公害補償担当	負担割合	―

＜目的･事業内容＞

事業活動に伴う大気の汚染による健康被害者として法又は条例に基づく認定を受けた者（被認定者）について、その認定に係る指定疾病がなおっていないと認められるときは認定の更新を行うなど、被認定者の迅速かつ公正な保護及び健康の確保を図っている。

＜実　績＞

①被認定者数

（ア）法関係分　（単位　人）

区分 年度	実認定者数	転入者数 （累計）	失効数　（累計）			
			計	死　亡	治癒等	転　出
17	1,149	18	1,995	1,497	480	18
18	1,108	18	2,036	1,529	488	19
19	1,063	18	2,081	1,572	490	19
20	1,012	19	2,133	1,615	499	19
21	963	19	2,182	1,661	502	19

※　法改正により昭和６３年３月以降、新たな認定は行っていない。

（イ）条例関係分　（単位　人）

区分 年度	実認定者数	失効数　（累計）			
		計	死　亡	治癒等	転　出
17	43	235	143	44	48
18	40	238	145	44	49
19	37	241	147	44	50
20	35	243	149	44	50
21	33	245	151	44	50

※　条例に基づき昭和５６年１月以降、新たな認定は行っていない。

② 認定疾病別の人数（死亡・治ゆ・転出等を除く）

（ア）法関係分　（単位　人）

区分／年度	計			慢性気管支炎			気管支ぜん息			ぜん息性気管支炎			肺気しゅ		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
17	1,149	438	711	528	167	361	613	265	348	0	0	0	8	6	2
18	1,108	416	692	502	153	349	598	257	341	0	0	0	8	6	2
19	1,063	403	660	473	146	327	584	253	331	0	0	0	6	4	2
20	1,012	383	629	441	136	305	569	246	323	0	0	0	2	1	1
21	963	368	595	410	125	285	552	242	310	0	0	0	1	1	0

（イ）条例関係分　（単位　人）

区分／年度	計			慢性気管支炎			気管支ぜん息			ぜん息性気管支炎			肺気しゅ		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
17	43	14	29	17	4	13	26	10	16	0	0	0	0	0	0
18	40	13	27	15	4	11	25	9	16	0	0	0	0	0	0
19	37	12	25	15	4	11	22	8	14	0	0	0	0	0	0
20	35	11	24	13	3	10	22	8	14	0	0	0	0	0	0
21	33	10	23	13	3	10	20	7	13	0	0	0	0	0	0

（2）補償給付等の支給状況（療養の給付を除く）

根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律 大牟田市特定呼吸器疾病患者健康被害保護条例	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課公害補償担当	負担割合	法：国 10/10 条例：原因企業 10/10

※「負担割合」中、「国」は独立行政法人環境再生保全機構と読み替える（以下同じ）。

＜目的･事業内容＞

指定疾病による損害を填補するため、被認定者等に対し各種の補償給付を支給するもの。

＜実　績＞

①法関係分　（単位　千円）

年度	障害補償費	遺族補償費	遺族補償一時金	葬祭料	療養手当	児童補償手当
17	668,421	279,413	77,377	12,590	293,292	－
18	645,207	271,813	36,350	6,204	284,318	－
19	624,215	251,246	42,887	12,572	271,287	－
20	586,030	225,551	43,661	7,823	257,976	－
21	554,509	206,440	37,505	9,208	243,006	－

②条例関係分　（単位　千円）

年度	障害扶助費	遺族扶助費	遺族扶助一時金	葬祭料	療養手当
17	40,754	22,853	11,020	869	12,259
18	34,954	21,994	7,244	1,270	10,499
19	32,345	21,419	3,622	756	10,064
20	30,499	19,790	2,627	936	9,357
21	27,795	20,406	0	0	9,052

(3)療養の給付・療養費の支給状況

根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律 大牟田市特定呼吸器疾病患者健康被害保護条例	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課公害補償担当	負担割合	法：国 10/10 条例：原因企業 10/10

＜目的・事業内容＞

指定疾病による損害を填補するため、被認定者に対し療養の給付及び療養費の支給を行うもの。

＜実　績＞

①法関係分　　（単位　千円）

年度	療養の給付			療養費
	入院・入院外	調剤	訪問看護	
17	661,007	113,788	4,366	0
18	625,222	123,624	2,594	0
19	590,125	119,563	1,335	45
20	530,248	117,836	1,918	218
21	492,035	114,353	2,442	188

②条例関係分　　（単位　千円）

年度	療養の給付			療養費
	入院・入院外	調剤	訪問看護	
17	34,174	4,083	0	0
18	26,830	4,518	0	0
19	27,396	4,514	0	0
20	21,777	4,726	0	0
21	22,693	4,591	0	0

(4)保健福祉事業

根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律 大牟田市特定呼吸器疾病患者健康被害保護条例	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課公害補償担当	負担割合	法：国 3/4、市 1/4 条例：原因企業 10/10

＜目的・事業内容＞

指定疾病により損なわれた被認定者の健康を回復させ、その回復した健康を保持させ、及び増進させる等被認定者の福祉を増進すること等を目的として、リハビリテーション事業、家庭療養指導事業、インフルエンザ予防接種費用助成事業等を実施している。

＜実　績＞

①法関係分

区分／年度	リハビリテーション事業（参加（利用）者数）		家庭療養指導事業	療養用具支給事業（空気清浄機）		インフルエンザ予防接種費用助成事業
	ぜん息教室	指定施設利用健康回復事業	延訪問件数	所有台数	支給台数	助成件数
17	16	197（実数） 2,015（延数）	450	2	0	－
18	32	177（実数） 1,978（延数）	453	1	0	－

19	24	199（実数） 1,872（延数）	455	1	0	－
20	23	299（実数） 2,684（延数）	452	1	0	247
21	42	250（実数） 2,652（延数）	453	1	0	280（季節性） 307（新型）

※インフルエンザ予防接種費用助成事業は２０年度から実施（条例関係分も同様）。
※２１年度のインフルエンザ予防接種費用助成事業は、季節性と新型の予防接種について実施。

②条例関係分

区分／年度	リハビリテーション事業（参加（利用）者数）		家庭療養指導事業	療養用具支給事業（空気清浄機）		インフルエンザ予防接種費用助成事業
	ぜん息教室	指定施設利用健康回復事業	延訪問件数	所有台数	支給台数	助成件数
17	0	9（実数） 101（延数）	25	1	0	－
18	0	9（実数） 111（延数）	9	1	0	－
19	0	6（実数） 93（延数）	28	1	0	－
20	1	10（実数） 98（延数）	7	1	0	11
21	1	8（実数） 121（延数）	9	1	0	12（季節性） 7（新型）

(5)健康被害予防事業

根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課公害補償担当	負担割合	国 10/10

＜目的･事業内容＞

法改正（昭和６３年３月１日施行）により新たな被害者の認定は行われないこととなったが、大気の汚染の影響による健康被害を予防することを目的として、健康被害予防事業が実施されることとなった。本市では、市民を対象として、気管支ぜん息等の発症の予防、健康の回復・保持・増進を図るため、健康相談事業、健康診査事業及び機能訓練事業を実施している。

＜実　績＞

①健康相談事業

年度	名　称	実施回数	延参加者数（うち個別相談者数）	制度離脱者フォローアップ事業	
				相談者数	家庭訪問実施件数
17	ぜん息予防教室	8	205（12）	0	0
18	ぜん息予防教室	7	118（ 6）	0	0
19	ぜん息予防教室	7	140（ 7）	0	0
20	ぜん息予防教室	7	135（ 7）	0	0
21	ぜん息予防教室	8	201（ 9）	0	0

※２１年度の実施回数のうち１回は、小児ぜん息に対する水泳の有効性についての講演会を、機能訓練事業（水泳訓練教室）の開級式での講演会を兼ねて実施したもの。

②健康診査事業（乳幼児アレルギー問診）

年度	実施回数	診査対象者数	スクリーニング後の数（アレルギー素因等保有児の数）	指導実施数	健康相談事業への参加につなげた数（延）
17	12	3,565	601	259	72
18	12	3,699	714	339	48
19	12	3,624	671	304	52
20	12	3,505	675	347	47
21	12	3,539	782	398	70

※１６年度から４か月児・１０か月児・１歳６か月児・３歳児の健診が委託化されたため、その結果をもとにスクリーニング及び指導を行った。

③機能訓練事業（水泳訓練教室）

年度	水泳訓練教室		
	参加者数	参加延人数	事業日数
17	16	59	5 日間
18	18	76	5 日間
19	23	99	5 日間
20	28	108	5 日間
21	15（A日程） 23（B日程）	63（A日程） 100（B日程）	A日程・B日程とも5日間

※２１年度はA日程・B日程各５日間を２回（延１０日間）実施した。また、開級式で、小児ぜん息に対する水泳の有効性についての講演会を実施した。

第９節　生活衛生

１　食品・生活衛生

(1) 食品取扱施設の衛生対策

根拠法令等	食品衛生法	所管課	生活衛生課
		負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

飲食店等の営業許可、営業施設の立入検査等の業務を行い、市民の食生活の安全を確保する。

＜実　績＞

年度	対象施設数	監視指導延べ件数
17	3,339	1,962
18	3,711	1,841
19	3,280	2,008
20	3,318	1,766
21	3,171	1,884

(2) 食品の衛生対策

根拠法令等	食品衛生法	所管課	生活衛生課
		負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

市内流通食品の収去検査を実施し、違反食品の発見と不良食品の排除に努める。

＜実　績＞

年度	収去検査数	不適件数
17	239	2
18	212	1
19	218	0
20	204	0
21	178	0

(3) 衛生講習会

根拠法令等	食品衛生法	所管課	生活衛生課
		負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

食品関係営業者や食品取扱い従事者に対し、食品衛生の向上及び食中毒発生防止を目的に、講習会を実施する。

＜実　績＞

年度	実施回数	延べ受講者数
17	16	833
18	29	831

19	31	1,136
20	32	1,103
21	29	1,008

(4)生活衛生関連施設の衛生対策

根拠法令等	理容師法　他９法 １実施要領　１衛生基準	所管課	生活衛生課
		負担割合	市 10／10

＜目的･事業内容＞

生活衛生関連施設の営業許可等及び営業施設の立入検査等の業務を行い、市民が安心して利用できるよう衛生確保を行う。

＜実　績＞

年度	対象施設数	監視指導延べ件数
17	4,528	56
18	4,519	102
19	4,507	70
20	4,479	236
21	4,477	32

(5)プールの衛生対策

根拠法令等	遊泳用プールの衛生基準	所管課	生活衛生課
		負担割合	市 10／10

＜目的･事業内容＞

プール水の水質検査を行い、衛生的なプールの維持管理に努めるよう指導する。

＜実　績＞

年度	検査数	不適件数
17	20	0
18	9	0
19	4	0
20	11	0
21	12	0

(6)衛生害虫相談

根拠法令等	―	所管課	生活衛生課
		負担割合	市 10／10

＜目的･事業内容＞

衛生害虫の駆除を推進し、良好な生活環境の確保を図る。

＜実　績＞

年度	相談件数
17	113
18	301
19	273
20	406
21	236

2　医事・薬事関係事業

(1) 医療施設等監視・指導

①医療施設等監視・指導

根拠法令等	医療法第25条第1項 臨床検査技師等に関する法律第20条の5	所管課	生活衛生課
申請窓口	生活衛生課医務薬務担当	負担割合	市10/10

＜目的・事業内容＞

市民が適切な医療を受けることができるよう、市内の病院・診療所・衛生検査所等の施設に対して定期的な監視指導を行い、良質な医療を提供する医療施設等の提供を目的とする。

医療法に基づく診療所等の開設許可申請、その他届出受理業務を行った。

＜実　績＞

	年度 項目	17	18	19	20	21
病　院	施設数	25	25	25	25	25
	監視数	25	25	25	25	25
	新　規	0	0	0	0	0
	廃　止	1	0	0	0	0
一般診療所	施設数	147	146	144	143	142
	監視数	36	30	28	34	30
	新　規	1	12	5	3	1
	廃　止	4	13	7	2	2
歯科診療所	施設数	82	82	81	81	81
	監視数	17	14	14	17	16
	新　規	0	3	0	1	0
	廃　止	0	3	1	1	0
衛生検査所	施設数	3	3	3	3	3
	監視数	1	2	1	2	1
	新　規	0	1	0	0	0
	廃　止	0	1	0	0	0

※　平成18年度からは新規欄及び廃止欄はそれぞれの許可及び届出受理総数（病院、一般診療所及び歯科診療所での法人化又は親子継承等による場合を含む）とした。

②医療従事者の免許申請受付

根拠法令等	医師法、歯科医師法、薬剤師法、保健師助産師看護師法、診療放射線技師法、臨床検査技師等に関する法律、理学療法士及び作業療法士法、歯科技工士法、視能訓練士法、栄養士法、母体保護法、死体解剖保存法	所管課	生活衛生課
申請窓口	生活衛生課医務薬務担当	負担割合	市10/10

＜目的・事業内容＞

医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、歯科技工士、視能訓練士、准看護師、栄養士の免許、受胎調節実地指導員の指定及び死体解剖医認定に関する申請受付並びに免許証等の交付を行う。

＜実　績＞

免許等種別		21年申請等受付件数				
		新規	籍訂正	再交付	その他	計
厚生労働大臣免許等	医師	1	4	0	0	5
	歯科医師	0	0	0	1	1
	薬剤師	8	3	0	0	11
	保健師	6	1	0	0	7
	助産師	1	0	0	0	1
	看護師	45	44	3	0	92
	診療放射線技師	1	1	0	0	2
	臨床検査技師	2	4	0	0	6
	衛生検査技師	1	0	0	0	1
	理学療法士	20	1	0	0	21
	作業療法士	14	3	1	0	18
	歯科技工士	1	0	0	0	1
	視能訓練士	1	0	0	0	1
	管理栄養士	13	3	2	0	18
	死体解剖医	0	0	0	0	0
県知事免許等	准看護師	33	25	11	0	69
	栄養士	16	6	1	0	23
	受胎調節実地指導員	0	0	0	0	0
合　計		163	95	18	1	277

(2)休日急患対策事業

根拠法令等	大牟田市休日急患及び平日時間外小児急患診療対策要綱	所管課	生活衛生課
申請窓口	生活衛生課医務薬務担当	負担割合	市　9/10 高田町 1/10

＜目的･事業内容＞

市民の救急医療に対し、迅速かつ適切な対応をするため、その体制の整備を行う。休日急患対策事業のうち、在宅当番医診療業務及び大牟田、高田地域休日急患診療運営協議会は昭和５２年度から、また在宅当番医制運営事業及び病院群輪番制事業を昭和５３年度から、さらに平日時間外小児急患診療業務を平成１４年度から開始した。

＜実　績＞

①休日急患診療件数

年度	開設日数	件数							急患比(%)	地域外	
		内科	小児科	外科	眼科	歯科	その他	計		件数	比(%)
17	73	(525) 4,944	(1,546) 3,863	(886) 4,181	(275) 1,092	(462) 614	(216) 271	(3,910) 14,965	26.1	2,964	19.8

18	74	(485) 5,089	(1,878) 4,312	(962) 4,135	(294) 1,319	(495) 631	(386) 465	(4,500) 15,951	28.2	3,250	20.3
19	75	(541) 5,124	(1,644) 4,142	(963) 4,257	(308) 1,331	(407) 566	(343) 411	(4,206) 15,831	26.6	3,469	21.9
20	75	(538) 4,841	(1,898) 4,477	(1,142) 3,370	(301) 1,142	(464) 631	(183) 263	(4,526) 14,724	30.7	3,255	22.1
21	74	(606) 6,013	(2,094) 5,411	(1,210) 3,948	(223) 1,175	(442) 576	(175) 206	(4,750) 17,329	27.4	4,075	23.5

（　）内は急患数を内数で示す

②平日時間外小児急患診療件数

年度	開設日数	時間帯	年齢	件数 小児科	件数 その他	件数 計	急患比(%)	地域外比(%)
20	290	午後7時～午後10時まで	0歳～6歳	(512) 1,484	(8) 18	(520) 1,502	34.6	26.5
			7歳以上	(187) 517	(37) 101	(224) 618	36.2	19.1
		午後10時以降	0歳～6歳	(112) 199	(1) 1	(113) 200	56.5	34.0
			7歳以上	(43) 55	(39) 43	(82) 98	83.7	36.7
20年度　計				(854) 2,255	(85) 163	(939) 2,418	38.8	25.6
21	291	午後7時～午後10時まで	0歳～6歳	(497) 1,629	(4) 17	(501) 1,646	30.4	22.0
			7歳以上	(248) 796	(102) 142	(350) 938	37.3	16.6
		午後10時以降	0歳～6歳	(63) 122	(0) 2	(63) 124	50.8	25.8
			7歳以上	(23) 40	(95) 95	(118) 135	87.4	31.9
21年度　計				(831) 2,587	(201) 256	(1,032) 2,843	36.3	20.9

（　）内は急患数を内数で示す

(3)薬事施設監視・指導

根拠法令等	薬事法、毒物及び劇物取締法	所管課	生活衛生課
		負担割合	市10/10

＜目的・事業内容＞

市民が安心してかつ適正に薬を使用できるよう、医薬品の一般販売業及び特例販売業、並びに毒物・劇物販売業について、薬事法及び毒物・劇物取締法に基づく各種申請等に対する許認可を行うとともに、定期的な立入検査の実施による監視・指導を行う。

＜実　績＞　　※薬事法改正（Ｈ２１）により一般販売業から店舗販売業へ移行（経過措置期間有）

年度	医薬品販売業					
	店舗販売業（一般販売業）			特例販売業		
	年度末施設数	申請等受付件数	立入検査件数	年度末施設数	申請等受付件数	立入検査件数
17	(7)	(8)	(6)	7	3	0
18	(8)	(1)	(7)	6	1	6
19	(8)	(19)	(7)	6	5	0
20	(8)	(18)	(8)	7	4	4
21	13(2)	25(15)	9(1)	7	3	0

年度	毒物・劇物販売業								
	一般販売業			農業用品目販売業			特定品目販売業		
	年度末施設数	申請等受付件数	立入検査件数	年度末施設数	申請等受付件数	立入検査件数	年度末施設数	申請等受付件数	立入検査件数
17	53	26	3	10	2	3	10	4	0
18	56	21	7	9	4	6	8	1	2
19	53	23	2	10	4	4	9	1	1
20	61	20	2	10	2	3	9	0	0
21	54	26	4	10	7	3	7	2	1

(4)薬物乱用防止

根拠法令等	「ダメ・ゼッタイ」普及運動実施要綱	所管課	生活衛生課
		負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

シンナー等の乱用は低年齢化し、依然として跡を絶たない現状にある。高校生のヤングボランティア等を中心に登校時間帯に「ダメ・ゼッタイ」普及運動 6･26 ヤング街頭キャンペーンの実施や薬物乱用防止講演会等で正しい知識を啓発し、薬物乱用防止のための普及啓発を行う。

＜実　績＞

年度	講演会等		街頭キャンペーン	
	対象者	受講者数	回数	啓発パンフレット配布数
17	―	0	1	800
18	高等学校１校	60	1	1,070
19	高等学校２校 、高専１校	1,875	1	1,300
20	高専１校	209	1	700
21	高等学校１校 、高専１校	880	1	600

(5)不正大麻･けし撲滅運動

根拠法令等	福岡県不正大麻・けし撲滅運動実施要綱	所管課	生活衛生課
		負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

大麻及びけしに係る事犯の発生は、依然として跡を絶たない現状にある。この運動を通じて、不正栽培及び自生の大麻・けしを全面的に撲滅するため広く市民に対して大麻・けしに関する知識を浸透させる。

＜実　績＞

種別／年度	け　し		大　麻	
	件　数	株　数	件　数	株　数
17	8	1,071	0	0
18	10	1,669	0	0
19	13	1,336	0	0
20	15	2,965	0	0
21	5	690	0	0

(6)健康危機管理

根拠法令等	大牟田市健康危機管理要綱 大牟田市健康危機管理連絡会議要領	所管課	生活衛生課
		負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

感染症、食中毒、医薬品、飲料水その他何らかの原因により、突発的かつ広範囲に生じる市民の生命又は健康の安全を脅かす事態に対し、健康被害の発生の予防、拡大の防止及び医療の確保等の対策を的確・迅速に行える体制の整備を行う。

＜実　績＞

年度	対　策　実　施　状　況
18	・健康危機管理連絡会議　(12/7) 1 福岡県西方沖地震から学んだもの　大牟田市保健所長　西岡和男 2 健康危機に係る消防の役割について大牟田市消防署　主任　濱口敏光 ・健康危機管理研修会の実施　(1/29) 演題「危機管理の基本的考え方とその対応について」 講師　救急救命九州研修所教授　郡山　一明　氏
20	・健康危機管理連絡会議(8/7) 1 新型インフルエンザに対応するためのネットワークについて 2 新型インフルエンザに備える。　健康対策課結核感染症担当主査　加賀田義文 3 新型インフルエンザ　企業はどうしたら良いのか。　大牟田市保健所長　西岡和男 ・健康危機管理連絡会議(12/5) 新型インフルエンザの取り組み状況について ・健康危機管理対策本部班長会議(3/31) 新型インフルエンザに関する情報提供について　大牟田市保健所長　西岡和男
21	・大牟田市健康危機管理対策本部班長会議の開催（4 月） ・新型インフルエンザ体制整備について　等 ・大牟田市健康危機管理対策本部会議（4 月～11 月　計 4 回）の開催 ・「大牟田市健康危機管理対策本部」の設置について ・「発熱外来」の設置（市立総合病院）について ・「大牟田市業務継続計画」の策定　等 ・大牟田市健康危機管理連絡会議の開催（12 月） ・新型インフルエンザ流行経過及び対応について ・各関係機関との情報共有や意見交換　等 ・個人防護衣（ＰＰＥ）やタミフル（医薬品）の購入等、新型インフルエンザの強毒化や鳥インフルエンザ流行時に対処して行くため、備品の整備、促進を図った。

3　動物管理センター

(1)狂犬病予防法及び野犬対策

根拠法令等	狂犬病予防法 大牟田市飼い犬の管理及び野犬の取締りに関する条例	所管課	生活衛生課
		負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

犬の登録及び狂犬病予防注射の実施、犬の捕獲・返還・処分業務、飼い主への指導・啓発を行なっている。

＜実　績＞

①狂犬病予防

年度	登録	予防注射		済票交付	咬傷件数	検診数
		保健所	開業獣医			
17	521	2,987	1,606	4,593	1	0
18	583	2,697	1,933	4,630	5	4
19	622	2,605	2,297	4,902	8	0
20	585	2,414	2,436	4,850	5	2
21	557	2,351	2,431	4,782	5	2

②捕獲・返還・処分

年度	捕獲		返還	処分
	箱捕獲	その他		
17	30	40	32	187
18	11	33	32	124
19	6	32	36	105
20	12	23	29	59
21	15	9	35	72

③苦情相談・指導件数

年度	捕獲依頼	放し飼い	環境	その他	問い合せ	合計	指導件数
17	74	68	73	22	829	1,066	56
18	56	106	158	25	1,565	1,910	175
19	54	100	146	18	1,678	1,996	162
20	23	100	103	18	852	1,096	150
21	21	77	111	27	864	1,100	129

(2)動物愛護法関係

根拠法令等	動物の愛護及び管理に関する法律 福岡県動物の愛護及び管理に関する条例 大牟田市飼い犬の管理及び野犬の取締りに関する条例	所管課	生活衛生課
		負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

犬猫等の引取り、負傷動物の保護収容を行なうとともに、動物苦情相談の受付と指導、動物取扱業等の受付を行なっている。

＜実　績＞

①犬猫等の引取り及び保護

年度	犬の引取り		猫の引取り		動物の保護			負傷動物の保護		
	成犬	小犬	成猫	小猫	犬	猫	その他	犬	猫	その他
17	33	65	44	156	151	58	10	17	19	0
18	46	114	89	170	117	102	3	14	29	0
19	48	50	42	172	128	111	11	7	17	1
20	16	50	62	136	115	98	2	10	27	4
21	55	40	34	20	108	249	1	10	28	1

②犬猫等の保護及び猫等の苦情相談・指導件数

年度	保護依頼	猫等放し飼い	環境	その他	合計	指導件数
17	181	15	19	10	225	33
18	153	11	18	48	230	66
19	161	28	22	57	268	47
20	165	19	13	71	268	52
21	180	21	22	81	304	71

③動物取扱業施設数及び特定動物飼養許可数

年度	動物取扱業施設数	特定動物飼養許可数
17	16	0
18	39	15
19	59	15
20	62	15
21	66	15

(3)動物愛護事業

根拠法令等	動物の愛護及び管理に関する法律 狂犬病予防法 大牟田市飼い犬の管理及び野犬の取締りに関する条例	所管課	生活衛生課
		負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

年少者に対する出張動物ふれあい教室やワンワン交換会の開催、動物飼育相談、訪問調査等により動物の愛護と適正な飼育の普及啓発に努めている。

- 出張動物ふれあい教室の開催（動物園との共催）
- 犬の譲渡（ワンワン交換会・子犬里親さがし）・動物飼育相談
- 譲渡犬等の調査・指導
- 動物愛護週間事業(動物慰霊祭)
- 犬のしつけ方教室の開催

＜実　績＞

①出張動物ふれあい教室

年度	保育園	幼稚園	小学校	合計
17	10	8	13	31
18	10	9	18	37
19	10	8	17	35
20	11	9	18	38
21	9	9	19	37

②犬猫の譲渡数（ワンワン交換会、子犬里親さがし、センター）・動物飼育相談・失踪犬届出

年度	犬の譲渡数		猫の譲渡数		動物飼育相談件数	失踪犬届出	
	成犬	小犬	成猫	小猫		失踪犬届出	解決件数
17	24	93	0	6	41	240	124
18	29	130	0	10	53	226	115
19	40	89	3	81	32	233	128
20	36	105	13	143	47	208	115
21	55	69	29	147	63	180	95

③譲渡犬等の調査・指導

年度	ワンワン交換譲渡犬適正管理調査	里親さがし譲渡犬適正管理調査	犬の繁殖制限指導	狂犬病ワクチン未注射飼育者指導
17	33	29	24	24
18	32	44	23	1,775
19	6	20	9	1,321
20	4	14	2	1,391
21	38	7	0	630

４　葬斎場

(1) 大牟田市葬斎場管理運営事業

根拠法令等	墓地、埋葬等に関する法律 大牟田市葬斎場条例	所管課	生活衛生課
		負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

死亡者の火葬。大牟田市葬斎場は昭和５８年、５９年度事業として施設の老朽化に伴う全面建て替え工事を実施し、昭和５９年７月２５日に完成、８月１日から供用開始となった。

人体炉６基、汚物炉１基を備え、無煙、無臭の公害のない炉と、地形及び周囲の環境を生かした従来のイメージを変える建物である。

火葬件数は年間約１，７００件で、元旦をのぞき無休で火葬業務を行っている。

＜実　績＞

年度	利用状況											
	合　計				市　内				市　外			
	計	大人	小人	死胎	計	大人	小人	死胎	計	大人	小人	死胎
17	1,785	1,739	4	42	1,716	1,680	4	32	69	59	0	10
18	1,766	1,723	5	38	1,686	1,652	4	30	80	71	1	8
19	1,755	1,712	2	41	1,684	1,650	2	32	71	62	0	9
20	1,756	1,719	3	34	1,690	1,658	3	29	66	61	0	5
21	1,708	1,667	4	37	1,646	1,610	3	33	62	57	1	4

５　試験検査

(1)微生物･臨床検査

根拠法令等	・地域保健法 ・大牟田市保健所使用料及び手数料条例 ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	所管課	生活衛生課
		負担割合	

＜事業内容＞

- 糞便細菌培養検査（赤痢菌、サルモネラ菌、腸チフス菌、パラチフス菌、Ｏ１５７）
- 感染症の届出による検査（腸管出血性大腸菌（Ｏ１５７）他）
- 痰（塗抹）検査（結核菌）
- 血清検査（ＨＩＶ抗体, 梅毒）

＜実　績＞

検査項目＼年度	17	18	19	20	21
病原微生物検査	10, 433	8, 889	8, 573	8, 162	8, 430
痰（塗抹）検査	0	0	0	0	0
血清検査	65	167	202	186	162
その他	0	0	0	0	0

※　病原微生物検査：糞便細菌培養検査と感染症の届出による検査の合計

(2)食品衛生検査

根拠法令等	・食品衛生法 ・乳及び乳製品の成分規格等に関する省令	所管課	生活衛生課
		負担割合	

＜事業内容＞

- 一般食品及び乳等検査（微生物学的検査、理化学的検査）
- 食中毒関係検査（微生物学的検査、理化学的検査）

＜実　績＞

検査項目＼年度		17	18	19	20	21
一般食品及び乳類検査	微生物学的検査	187	172	177	169	154
	理化学的検査	45	45	46	40	26
食中毒関係検査	微生物学的検査	235	65	181	59	56
	理化学的検査	0	0	0	0	0

(3)環境衛生検査

根拠法令等	・水道法 ・遊泳用プールの衛生基準について（通知）	所管課	生活衛生課
		負担割合	

＜事業内容＞

- 飲用水検査
- 利用水等検査（プール水）

＜実　績＞

検査項目＼年度		17	18	19	20	21
飲用水	細菌学的検査	15	18	18	14	15
	理化学的検査	18	18	18	14	15
利用水等検査	細菌学的検査	10	9	4	11	12
	理化学的検査	10	9	4	11	12

※　利用水等検査（細菌学的検査）は平成１５年度まで（４）環境保全・廃棄物関連検査の水質検査（細菌検査）を含む

（4）環境保全・廃棄物関連検査

根拠法令等	・環境基本法（公害防止計画） ・大牟田市公害防止協定 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・下水道法	所管課	生活衛生課
		負担割合	

＜事業内容＞

- 大気検査（重金属、降下ばいじん、硫黄酸化物）
- 水質検査（公共用水域、工場・事業場排水）
- 廃棄物関連検査
- その他

＜実　績＞

検査項目＼年度		17	18	19	20	21
大気検査		318	287	130	112	115
水質検査	細菌検査	79	75	55	26	26
	化学検査	240	270	210	213	201
廃棄物関連検査		14	14	16	24	24
土壌・底質検査		0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	1

第１０節　人権の尊重

（1） 啓発活動の推進

根拠法令等	人権教育及び啓発の推進に関する法律 大牟田市あらゆる差別撤廃のための人権擁護条例	所管課	人権・同和政策課
		負担割合	県 1/2　市 1/2

＜目的･事業内容＞

あらゆる差別を撤廃し、市民の人権意識高揚を図るため同和問題啓発強調月間、人権週間を中心に教育委員会及び関係機関と連携して実施した。

① 人権・同和教育講演会
② 人権問題講演会
③ 広報「おおむた」による啓発
④ 人権作品コンクール
⑤ 街頭啓発

＜実　績＞

① 人権・同和教育講演会

７月の同和問題啓発強調月間に実施している。

年度	17	18	19	20	21
講師	藤井輝明	塩山卓司	台風のため中止	坂口明夫	古賀　晃

② 人権問題講演会

人権週間（１２月４日～１０日）に実施している。

年度	17	18	19	20	21
講師	三浦直樹	谷口和子	荘山英一	樗木武洋	松下一世

③ 広報「おおむた」による啓発

平成２１年度は６回の発行を行った。

④ 人権作品コンクール

人権意識高揚のため、市内の小・中学生を対象に「ポスター」「作文」「詩」「標語」の４部門で募集を行い、入賞作品については市役所正面玄関ロビーで展示を行っている。

平成２１年度は４部門で１４７０点の応募があった。また、入選作品を人権作品集として発行し、市内小・中・特別支援学校等に配付している。

⑤ 街頭啓発

同和問題啓発強調月間及び人権週間において、市民への啓発のためＪＲ大牟田駅、ゆめタウン大牟田において実施している。

参加者は市長、議長、教育長、人権擁護委員、県の出先機関の職員等である。

（2） 啓発組織と連携した啓発活動

全市民的な啓発組織である大牟田市人権・同和問題啓発推進協議会と連携し、毎年、秋に「人権フェスティバル」を実施している。

また、大牟田市人権・同和教育研究協議会との共済事業として「人権・同和教育研究実践交流会」、秋と冬に「人権連続講座」を実施している。

（3） 人権の法制度等確立に向けた取り組み

「あらゆる差別撤廃と人権尊重社会実現のための法制度等確立要求大牟田地区実行委員会」との連携により、人権の法制度の確立及び人権政策の確立に向けた要請行動等をおこなっている。

（4） 人権擁護に関する業務

福岡法務局柳川支局及び柳川人権擁護委員協議会と連携した取り組みを行なっている。

（5） 関係団体等への補助金の支出

根拠法令等	部落解放同盟大牟田支部活動運営補助金交付要綱 全日本同和会大牟田支部活動運営補助金交付要綱 柳川人権擁護委員協議会補助金交付要綱 大牟田市人権・同和問題啓発推進協議会活動運営補助金交付要綱 あらゆる差別撤廃と人権尊重社会実現のための法制度等確立要求大牟田地区実行委員会補助金交付要綱	所管課	人権・同和政策課

啓発活動は行政のみで実施できるものではなく、差別の撤廃や人権意識の高揚のため、其々の立場で活動している団体との連携が重要になってくる。

このため、補助金の交付要綱に基づき、関係団体へ補助金を支出し、支援を行なっている。

第１１節　関連団体

１　社団法人大牟田市シルバー人材センター

（１）　シルバー人材センターの概要

＜設　　立＞

法 人 格　　社団法人

設立許可　　昭和６１年４月１日許可

　　昭和６１年２月２５日任意団体設立

＜目　　的＞

働く意欲と能力をもった高年齢者（６０歳以上）に、生きがいづくりの場として臨時的かつ短期的なもの又はその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、組織的に提供することによって、高年齢者の能力の積極的な活用を図り、もってその福祉の増進に資するとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

＜事業内容＞

①　高年齢者の就業に関する情報の収集及び提供

②　高年齢者の就業に関する調査研究

③　高年齢者の就業に関する相談

④　臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く）を希望する高年齢者に対するこれらの就業機会の確保と組織的な提供

⑤　臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る）を希望する高年齢者のための無料職業紹介事業

⑥　高年齢者に対する臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習の実施

⑦　その他高年齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に関し必要な業務及びセンターの目的を達成するために必要な事業の実施

＜機　　構＞　　（平成２２年４月１日現在）

理 事 長 ――― 役　　員（理事１５　監事　２）

└――― 事務局長 ― 事務局次長 ―┬― 総務課長 ― 総務担当（３名）

　　業務課長兼務　　├― 業務担当（６名）

　　└― リサイクル科（２名）

（２）平成２１年度事業実績及び会員数

①事業実績（職種別）

区　　分	受注件数	就業延人数	事　業　収　入	構 成 比
技　　術	6	30	99,000	0.0%
技　　能	2,797	13,796	67,667,597	25.1%
事務整理	30	202	232,373	0.1%
管　　理	528	25,942	84,285,130	31.3%
折衝外交	8	1,843	1,243,750	0.5%
一般作業	6,321	24,014	81,553,381	30.3%
サービス	642	12,657	34,478,205	12.8%
そ の 他	0	0	0	0.0%
合　　計	10,332	78,484	269,559,436	100%

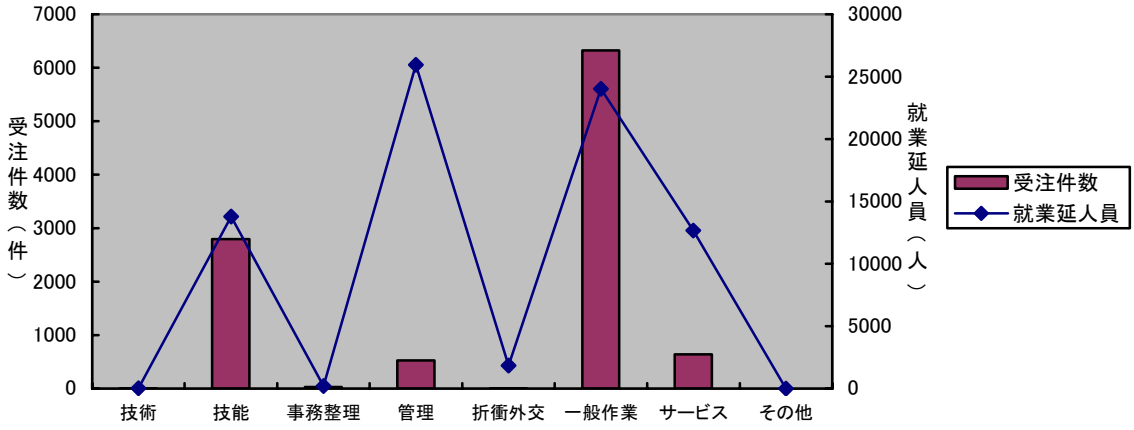

②会員数（希望職種別）

希望職種	男	女	計	構成比
技　　術	2	0	2	0.3%
技　　能	118	11	129	18.0%
事務整理	13	5	18	2.5%
管　　理	264	2	266	37.2%
折衝外交	8	3	11	1.5%
一般作業	116	46	162	22.7%
サービス	30	97	127	17.8%
計	551	164	715	100.0%

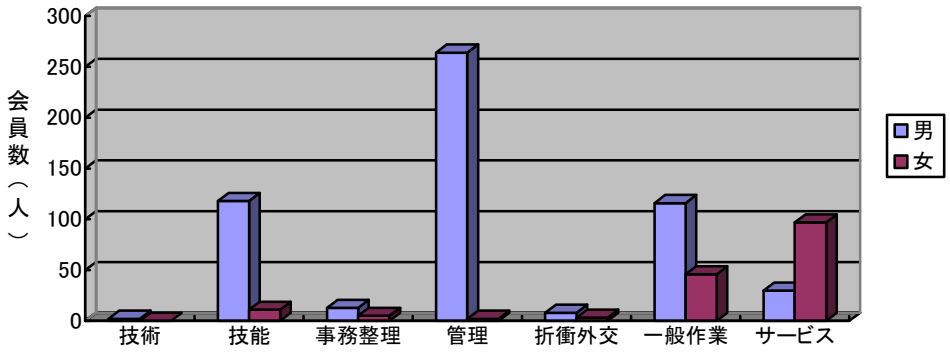

1）事業実績

高齢者にふさわしい仕事を受注し、それぞれにあった仕事の提供を行い、高齢者の生きがい、福祉の増進、地域社会の活力に貢献することをめざしたが、いまだ続く厳しい経済環境の中で受注が減り、事業実績は、前年度より減少（前年度比－4.6%減）した。

2）自主的な組織活動の強化

理事会のもとで６専門委員会を設置し、それぞれの所掌事務について活発な意見交換がなされた。

①総　務　委　員　会・・・会員互助会の育成支援について意見交換

②業　務　委　員　会・・・受注方法について請負制度移行に対する問題点等意見交換

③適正就業委員会・・・就業中の賠償事故と会員の責任、市民・発注者からの苦情について対応策等の意見交換

④安全・衛生委員会・・・安全就業対策基本計画・安全就業対策推進計画の策定
安全パトロールの実施

⑤女　性　委　員　会・・・女性会員の就業機会の拡大のため、子育て支援事業を７月より実施し、進め方について意見交換

⑥広　報　委　員　会・・・会報の編集、普及啓発用リーフレットについて意見交換

3）安全・衛生対策

安全・衛生委員会において就業中、途上に関する事故防止と安全確保、健康管理についての対策等を検討。

就業現場への巡回指導を実施。特に、事故が発生した時点で、事故現場での検証を実施すると共に広く会員へ周知することで安全対策に対する意識の高揚と事故防止に努めた。

4）奉仕活動と普及啓発活動

地域への感謝の気持を込め、公共施設の剪定、市内で開催されるイベントへの清掃奉仕活動等、積極的に取り組んだ。

地域の新聞社を通して広報啓発文を掲載し、地域住民へＰＲ活動を行った。

5）生活管理指導員派遣事業

市からの委託事業として、自立を支援する必要がある高年齢者を対象とした「生活管理指導員派遣事業」を行った。

6）会員互助会の設立

会員の親睦交流、同好会活動等、会員の福利厚生の充実のため、会員互助会を設立した。

7）独自事業

独自事業としてリサイクル事業を推進し、会員の就業機会の拡大を図った。

8）職業訓練委託

福岡県立大牟田技術訓練校より、就職支援能力開発訓練教程リサイクル科の委託を受け、職業訓練を実施している。

２　社会福祉法人大牟田市社会福祉協議会

根拠法令等	社会福祉法（第 109 条）	所 管 課	保健福祉総務課 地域福祉推進室

（1）社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は、社会福祉法に位置付けられ、住民の社会福祉に対する関心と理解を深め、地域における社会福祉の増進に努めるという目的理念のもとに、都道府県市町村の全国すみずみまで設立されている。民間組織としての「自主性」と住民や社会福祉関係者に支えられた「公共性」という２つの側面をあわせ持った組織で、地域住民による福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の連絡調整及び事業の企画・実施等を行い、地域福祉活動の中心的な役割を担っている。

平成１２年に社会福祉事業法が大幅に改正され社会福祉法となり、その第１０９条では、社会福祉協議会は、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」であると明記された。

大牟田市社会福祉協議会は、昭和２６年に任意団体として発足し、昭和４７年に社会福祉法人の認可を受け、以来、大牟田市の地域福祉の推進役として住民のニーズにあった様々な事業活動を展開している。

現在は、「地域福祉と住民参加」をキーワードに、地域における様々な生活上の諸問題を地域全体の課題としてとらえ、みんなで考え、話合い、協力して解決を図る心ふれあう「誰もが安心して暮すことができるまちづくり」を目指し、校区社会福祉協議会とともに、見守り･相談･援助活動やボランティア派遣など様々な地域福祉活動に取り組んでいる。

（2）社会福祉協議会の機構と組織構成

（平成 21 年 4 月 1 日現在）

評 議 員 会（３９名）　（議決機関）

評議員及び理事選出区分一覧表

区分	所属名	評議員	理事
1	校区社会福祉協議会代表	１８名	５名
2	民生委員・児童委員代表	3	2
3	町内公民館連絡協議会代表	1	1
4	女性代表	0	1
5	社会福祉事業施設代表	2	1
6	福祉団体代表	3	1
7	ボランティア団体代表	2	1
8	社会福祉関係公務員代表	2	1
9	市議会代表	2	2
１０	学識経験者	6	2
合計		３９名	１７名

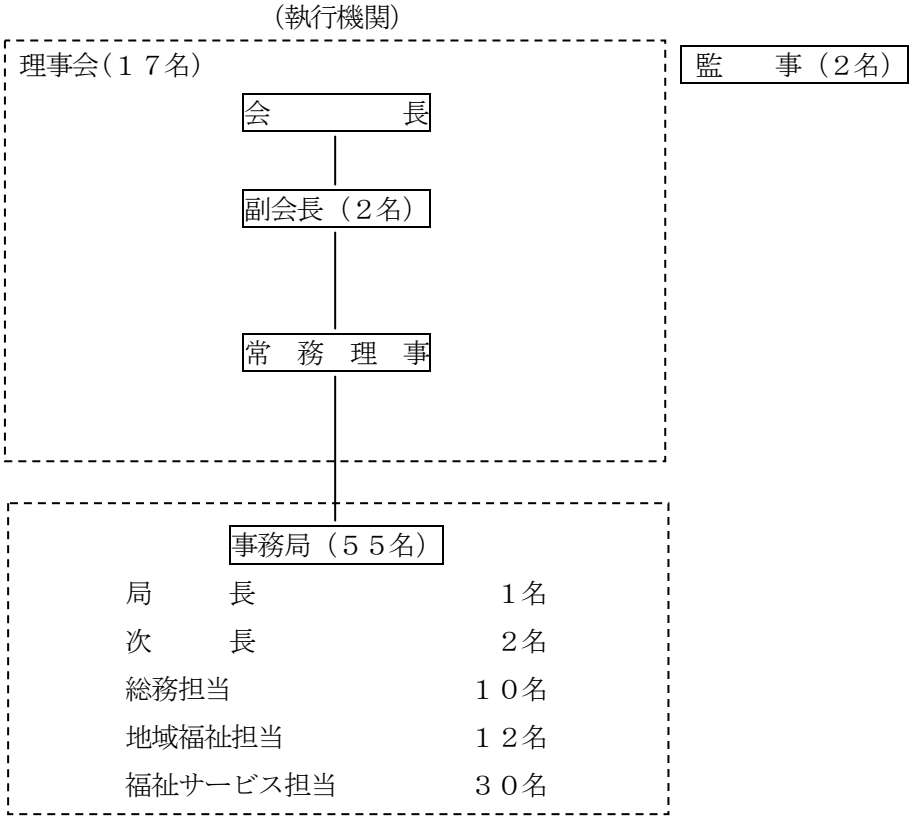

（3）社会福祉協議会の実施事業

平成２１年度については、第１次大牟田市地域福祉活動計画（以下「第１次計画」という。）（平成１７年度～平成２１年度）の最終年度であるとともに、第２次地域福祉実践計画（平成２２年度～平成２６年度）の策定年度であった。

第２次地域福祉実践計画策定については、第１次計画と同様に大牟田市のこれからの地域福祉を描く行政計画である「第２次大牟田市地域福祉計画」の基本理念を共有し、『人が真ん中のまちづくり』を目指した。

平成２１年度事業においては、第１次計画の活動指針に沿って、地域福祉活動の推進などを軸に様々な事業に取り組んだ。

活動指針１「住民参加による地域福祉活動の活性化」については、各校区に配置されている福祉委員に対して、福祉懇談会や活動報告会等を開催し、「見守り・訪問活動」を組織的に行う小地域ネットワーク活動の推進強化に努めました。また高齢者等の憩いの場、介護予防の場、子育ての場としてサロン事業を大幅に広げることができた。ボランティアセンターでは、一人暮らし高齢者等の孤独感の解消などを目的とした傾聴ボランティアの養成を行うとともに、障害者のコミュニケーション手段の確保のための手話・点訳等のボランティアの養成に取り組んだ。

活動指針２「心温まる福祉サービスの提供」については、高齢者、障がい（児）者に対する介護保険事業・障害者自立支援事業をはじめ、児童･母子に対する諸事業の支援や住民の悩みなどを解決に導く総合相談事業、低所得者等に対する貸付事業（県社協受託事業）に取り組んだ。

また、児童福祉対策事業である学童保育所運営事業（市受託事業）については、三池・高取・中友・白川・大牟田の各学童保育所で、世代間交流・地域交流など、地域に根ざした保育事業に努めた。

活動指針３「本会の基盤強化」については、社協職員の資質が、そのままサービスの善し悪し、地域の福祉力に直結することから、職員それぞれが、自分たちの資質を絶えず向上できるような姿勢が必要であると考え、全職員を対象とした研修会を開催し、レベルアップを図るとともに、職員の意識の喚起を促した。

１）地域福祉の推進

①第２次大牟田市地域福祉実践計画の策定

大牟田市が策定する地域福祉計画と共通理念を共有し、整合性を保つとともに、新たな地域社会の支え合いのあり方を視野に入れながら、市民一人ひとりが自ら住んでいる地域に積極的に関わりをもって、地域住民による、地域住民のための「支えあいの絆」を柱とする第２次大牟田市地域福祉実践計画（平成２２年度から平成２６年度の５ヵ年）を策定した。

地域に身近な計画として“絆”を中心とした３本の活動指針と、これらの指針を実現していくため、それぞれに具体的活動を体系付けた。

活動指針　１	つながり、支え合いのある“あたたかい地域”を実現します

①校区社協活動の強化を図り、声かけ・見守り活動を充実します。

②ふれあいサロン登録者 2,000 人を目指し、交流の場を増やします。

③子育て支援（居場所づくり、世話焼きさんの発掘）を進め、子育てしやすい環境をつくります。

活動指針　２	小さな声にも応える福祉サービスを提供し、普及に努めます

①地域における支援の輪を広げます。これまでのファミリーサポートセンターの子育て支援に加え、高齢者、障害児・者や産前産後のお母さんにも支援の輪を広げ、ニーズに応えます。

②高齢者や障害児・者に対する福祉サービスの向上を目指します。

③日常生活自立支援事業などの相談機能を拡充します。

④広報の充実を図り、広く市民に社協情報を提供します。

活動指針　３	誰もがまちづくりに参加できる活動を進めます

①ボランティアセンターを活性化し、幅広いニーズに応えます。

②福祉活動を担う新たな人材（原石）を発掘、養成します。

③出前講座を充足し、積極的に地域に出向き福祉活動の啓発に努めます。

④子ども時代から福祉に関心を持つ教育を推進します。

②福祉委員と小地域ネットワーク活動の強化

平成１８年度に福祉委員制度を設け、一人暮らしの高齢者や高齢夫婦世帯、障がいがある人などが、地域の中で孤立しないように声かけ・見守りや簡単な生活支援を行っている。支援するのは、福祉委員、近所の協力者（ボランティア）や民生委員・児童委員などであり、お互いに協力しながら、福祉のネットワークを広げている。平成２１年度末で、３６９名の福祉委員を配置し、各校区にて高齢者施策に関する学習や民生委員・児童委員との意見交換等の福祉座談会を実施した。

（福祉座談会の実施状況）

開 催 日	校 区 名	開 催 日	校 区 名
平成２１年　７月　４日（土）	手　鎌校区	平成２１年　９月２８日（月）	大　正校区
平成２１年　７月１３日（月）	天　道校区	平成２１年　９月２９日（火）	駛馬北校区
平成２１年　７月１６日（木）	倉　永校区	平成２１年１０月　３日（土）	駛馬南校区
平成２１年　７月２２日（水）	三　池校区	平成２１年１０月　７日（水）	明　治校区
平成２１年　７月３１日（金）	高　取校区	平成２１年１０月２７日（火）	白　川校区
平成２１年　８月　３日（月）	平　原校区	平成２１年１１月１１日（水）	川　尻校区
平成２１年　８月　８日（月）	笹　原校区	平成２１年１１月２０日（金）	大牟田校区
平成２１年　８月２８日（金）	上　内校区	平成２１年１１月２８日（土）	吉　野校区

平成２１年　９月　２日（水）	諏　訪校区	平成２１年１２月　２日（水）	中　友校区
平成２１年　９月　３日（木）	みなと校区	平成２１年１２月　４日（金）	羽山台校区
平成２１年　９月１１日（金）	銀　水校区	平成２２年　２月２３日（火）	玉　川校区
平成２１年　９月２５日（金）	上　官校区		

③校区社協あり方検討会の設置

今後の校区社協活動に対して、目指すべき方向性や地域における支え合いの体制についての調査・研究と第２次地域福祉実践計画策定に際しての助言をすることを目的に「校区社協あり方検討委員会」を設置した。この委員会で今後の道標となる「新校区社協ハンドブック」を作成した。

④ふれあいサロン活動の推進

地域に住む高齢者や子育て中の人たちの憩いの場、集いの場として重要視されている“ふれあいサロン活動”を市内全域に拡充した。３月末現在で、６７ヵ所がサロンとして登録している。

ふれあいサロン活動を広げるにあたり、サロン活動のノウハウ、様々な活動メニュー等の知識を身につけることを目的に、校区社協関係者をはじめ、地域におけるサロン活動ボランティアを養成講座を実施した。また、全てのサロン活動者（ボランティア）に呼びかけて、サロン連絡会を開催し、サロン活動のメニューリストの紹介や各サロンの実践発表を行った。

■第１回サロンボランティア養成講座（勝立地区公民館）
平成 21 年 7 月 27 日（月）【参加者】17 人
平成 21 年 7 月 28 日（火）【参加者】18 人
■第２回サロンボランティア養成講座（中央地区公民館）
平成 21 年 11 月 24 日（火）【参加者】13 人
平成 21 年 11 月 25 日（水）【参加者】10 人
■サロン連絡会（総合福祉センター）
平成 21 年 11 月 4 日（水）【参加者】47 人

⑤校区連協会長・民児協会長・社協会長合同研修会

地域のリーダーである校区連協会長・民児協会長・校区社協会長が一堂に会し、相互の連携の必要性を考える「地域ネットワーク」をテーマとした合同研修会を開催した。

【開催日】平成２１年９月１日（火）
【会　場】総合福祉センター　２Ｆ 大会議室
【内　容】「地域での支え合い・あなたの地域のまちづくり」
（講　師）熊本学園大学　社会福祉学部　教授　和田　要 さん
【参加者】７４人

⑥校区社協会長会研修会

校区社協の福祉活動の取組みに反映させることを目的として、大牟田市における介護サービスや施設の現状についての事前研修を受け、市内の介護施設（特別養護老人ホーム、小規模多機能居宅介護施設等）や併設している介護予防拠点・地域交流施設を４班に分かれて見学した。

【開催日】平成２１年１１月６日（金）
【内　容】①大牟田市における介護サービス・
地域密着型サービスの説明について
（講　師）大牟田市長寿社会推進課

②市内の大型施設及び
小規模多機能居宅介護施設見学
③見学後の班別ごとのグループ討議

⑦活動助成

地域福祉の向上を図る次の団体等に対して助成を行った。

・２３校区社会福祉協議会
・大牟田市校区社会福祉協議会会長連絡協議会
・大牟田市民生委員・児童委員協議会

２）ボランティアセンター事業の実施

①情報提供と情報の共有化のための意見交換会

ボランティア活動の活性化を図るために、ボランティアセンターの役割や活動の内容等を掲載したパンフレットの配布や全世帯配布の福祉だより“きらり”、新たに開設したホームページを通じて、ボランティア情報の提供に努めた。加えて、市教育委員会生涯学習課のボランティア担当と協働で、ボランティアグループ活動報告・意見交換会を実施し、本会のボランティアセンターと生涯学習課のボランティアセンターの登録団体の活動内容、性格、規模等の情報交換を行うとともに、相互連携の必要性を再確認した。

今後は、それぞれのボランティアコーディネーターが情報を共有し、支援を必要とする団体・個人に適切にコーディネート（需給調整）できるように努めていく。

②コーディネート機能の強化（ボランティアの登録・斡旋）

地域において、ボランティアを必要とする人とボランティアをしたい人を結ぶとともに、ボランティアが自分の希望する活動を選択できるよう、コーディネート（需給調整）機能の充実に努めた。

（ボランティアセンターの登録状況）

区分＼年度	19年度	前年比（%）	20年度	前年比（%）	21年度	前年比（%）
グループ（団体）	52	91.2	46	88.5	54	117.4
個　　人（人）	195	55.6	209	107.2	230	110.0

（ボランティアの斡旋状況）

	主な斡旋内容	19年度	前年比（%）	20年度	前年比（%）	21年度	前年比（%）
個　人	散髪、家屋内外の小修理、外出支援、傾聴等	27	50.9	50	185.2	84	168.0
団　体	散髪、デイサービスでの催事、学童での催事、各種イベント、傾聴等	149	76.4	253	169.8	325	128.5
学　校	障害者との交流、手話・点字の学習、車いす・アイマスク・高齢者疑似体験	38	69.1	37	97.4	39	105.4

③福祉教育の推進

小・中学校を対象として、福祉教育を推進し社会福祉への理解と関心を高めるとともに、ボランティア活動と地域福祉活動への参加促進を図った。

・ 福祉教育推進校の指定及び育成

児童・生徒の福祉教育の推進を目的として、中学校１１校、小学校２３校を福祉教育推進校に指定し、視覚・聴覚障害者の人などを講師（ゲストティーチャー）として派遣した。

（派遣状況）

	19 年度	前年比（%）	20 年度	前年比（%）	21 年度	前年比（%）
派遣件数	38	69.1	37	97.4	39	105.4

・ 福祉教育推進校連絡会の開催

福祉教育推進校が相互の連携を図るとともに研修や情報交換を行うため、連絡会を開催した。

④傾聴ボランティア養成講座

地域におけるコミュニケーションの希薄化が進む中、「心の豊かさ・心のケア」が求められる昨今、相手の気持ちに寄り添い、心を込めて話を聴く「傾聴ボランティア」を養成することにより、その悩みや寂しさの解消への一端を担うことを目的に手鎌地区公民館で「傾聴ボランティア養成講座」を開催した。

（傾聴ボランティア養成講座）
第１回　平成 21 年 5 月 12 日（火）　第２回　平成 21 年 5 月 19 日（火）
第３回　平成 21 年 5 月 26 日（火）　第４回　平成 21 年 6 月 2 日（火）
第５回　平成 21 年 6 月 9 日（火）
【受講者】 30 人　【修了者】 16 人

⑤生活介護・支援サポーター養成講座　～恋するようにボランティアを～

一人暮らし高齢者や障害者、育児中の人など、毎日の生活の中での不自由さや、「もし自分に何かあったら」という不安を感じている人は多数いると考えられることから、「誰もが安心して暮らせるように」ちょっとしたお手伝いができる市民生活支援サポーターを養成するために“恋するようにボランティアを！”と銘打った生活介護・支援サポーター養成講座を開催した。

平成２２年１月１２日～３月２日、毎週火曜日延８回と２月６日の特別講演を合わせて、９回の講座を開催した。定員４０人に対して、毎回７０人を超える市民が受講し、３０人が“生活介護・支援サポーター”として登録した。

回　数	講　師　名	講 座 テ ー マ	参加者数
第１回	国際医療福祉大学 教授　大熊　由紀子さん	「恋するように ボランティアを！パート１」	７５人
第２回	九州大学大学院 教授　坂口　光一さん	「子どもから高齢者までの 福祉ニーズを知ろう」	８４人
第３回	国際医療福祉大学 教授　齊場 三十四さん	「福祉ニーズを知ろう （障害者編）」	７７人
第４回	長崎国際大学大学院 教授　高橋　信幸さん	「ボランティア今昔物語」 ～過去・現在そして未来～	７２人

特別講座	柳谷自治公民館 館長　豊重　哲郎さん	「全員がレギュラーの 集落やねだん」	８０人
第５回	甘木山学園 主任指導員 田中　智裕さん	「福祉ニーズを知ろう （子育て編）」	７３人
第６回	筑紫女学園 准教授　山﨑　安則さん	「コミュニケーションの コツを知ろう」	７８人
第７回	大牟田市認知症ケア研究会 代表　大谷　るみ子さん	「認知症の今とこれから…」	７６人
第８回	国際医療福祉大学 教授　大熊　由紀子さん	「恋するように ボランティアを！パート２」	７０人

⑥要約筆記ボランティア派遣

聴覚障害者の社会参加を促進するために、体育大会、福祉活動、文化活動、研修会等に要約筆記ボランティアを派遣した。

（派遣状況）

		19 年度	前年比（%）	20 年度	前年比（%）	21 年度	前年比（%）
要約筆記	派遣件数	8	88.9	19	237.5	28	147.4
	奉仕員数	19	90.5	54	284.2	87	161.1

⑦ボランティア活動保険の加入状況

地域行事やボランティア活動等を支援するため、ボランティア活動保険の加入受付を行った。

	19 年度	前年比（%）	20 年度	前年比（%）	21 年度	前年比（%）
加入者数	3,325	113.5	2,881	86.6	2,591	90.0

⑧情報提供と啓発

ボランティア活動の活性化を図るために、ボランティアセンターの役割や活動の内容等を掲載したパンフレットの配布や社協だより等により、ボランティア活動の情報提供や啓発に努めた。

⑨ボランティア団体活動助成

ボランティア活動を推進するため、次の団体に対し助成を行った。

・点訳奉仕「大牟田むつき会」
・大牟田手話の会「ありあけ」
・大牟田朗読の会
・大牟田要約筆記の会のぞみ
・大牟田市ボランティア連絡協議会

３）総合相談事業の実施

①日常生活支援事業（地域福祉権利擁護事業）

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分なため日常生活に困っている人に対して、生活支援員を派遣し、自立した生活ができるよう福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等を行った。

	19 年度	前年比（%）	20 年度	前年比（%）	21 年度	前年比（%）
人　　数	16	106.7	16	100.0	17	106.3
件　　数	167	89.8	166	99.4	145	87.3

②福祉サービス苦情解決相談

在宅福祉サービス利用における様々な問題について、当事者間で解決できない場合、「第三者委員会」でその解決を図るため設置している。

③心配ごと相談

毎週火曜日に面接と電話による心配ごと相談事業を実施し、住民が抱える生活課題等の悩みの相談に応じた。

（実施状況）

	19 年度	前年比（%）	20 年度	前年比（%）	21 年度	前年比（%）
面接件数	52	126.8	48	92.3	44	91.7
電話件数	43	95.6	45	104.7	29	64.4

④法律相談

毎月第３水曜日に弁護士による法律相談事業を実施し、複雑多様化する住民の相談に対して、法的な解決、高度な対処法について専門的なアドバイスを行った。

（実施状況）

	19 年度	前年比（%）	20 年度	前年比（%）	21 年度	前年比（%）
件　　数	93	78.2	101	108.6	84	83.2

４）高齢者福祉対策の推進

①介護保険事業

訪問介護事業（ホームヘルプサービス）・訪問入浴介護事業（入浴サービス）・居宅介護支援事業（ケアプラン作成）を実施した。

（事業実績・件数）

	19 年度	前年比（%）	20 年度	前年比（%）	21 年度	前年比（%）
訪問介護	8,004	84.7	6,832	85.4	7,637	111.8
訪問入浴介護	470	89.0	393	83.6	321	81.7
居宅介護支援	567	67.8	575	101.4	586	101.9

②介護予防・相談センターの運営

中央地域包括支援センターのサブセンターとして、上官・平原校区を担当し、介護認定により要支援と認定された高齢者及び配食サービス等の地域支援事業利用希望者等に対して、介護予防プランを作成（７０１件）するとともに定期的な訪問を行うことにより高齢者の心身の健康保持、生活の安定のために必要な支援を関係機関、サービス実施事業者等と連携して実施した。

③生活機能評価受診勧奨事業（緊急雇用創出事業）

平成２１年１０月から緊急雇用創出事業の一環で、「生活機能評価受診勧奨事業」を市より受託し、6人の職員（訪問指導員等）を雇用した。「生活機能評価受診勧奨事業」とは、生活機能評価の受診率向上のため、指導員が訪問等により受診を勧奨する事業で、市内の特定高齢者を把握することなどを目的としている。

訪問時に生活機能評価受診（健診）を勧奨するほか、高齢者サービスに関する情報の提供をするとともに、介護予防事業への参加促進を行った。加えて、必要に応じて担当校区の介護予防・相談センターへ訪問先の高齢者情報の提供を行った。生活機能評価受診勧奨事業に当たっては、本会も含め、訪問指導員を下記の介護予防・相談センターへ派遣した。

（職員派遣先及び年間訪問活動件数）

	大牟田医師会	天 光 園	やぶつばき	延 寿 苑	市 社 協
取扱件数	504	723	524	748	428

④在宅介護者の会の活動支援

在宅介護者に対する情報提供、相互交流を目的とする２つの「在宅介護者の会」の事務局を担い、様々な活動支援を行った。

■大牟田市在宅介護者の会「げんきかい」…会員数 26 人
【目　的】在宅介護者が本音で語り合い、交流することを通じて、「介護」にかかる課題を解決していくことを目的としている。
【定例会】毎月第４水曜日に実施
※おしゃべり会を中心に、勉強会、カラオケ大会、お花見などを実施。
また年２回、日帰り温泉旅行などリフレッシュ事業にも取り組んだ

■認知症在宅介護者の会「つどい語らう会」
【目　的】①介護家族が安心して介護を続けられること、介護が困難になっても本人と家族が、より良く暮らし続けられるために、家族支援のための継続的、専門的なサポートの場。
②家族が主体となった家族会の発足することを目的とする。
【定例会】毎月第３木曜日に実施（地域交流施設を会場として活用）
※美容と健康のためのケアビクスや学習会、もの忘れ相談医による個別相談、レスパイトケア、カフェなどを実施。

⑤福祉機器貸与事業

在宅の要援護高齢者等に対して、日常生活の便宜と介護者の負担軽減を図るため、延６８人に無料で車椅子の貸出を行った。

⑥福祉団体活動助成

高齢者の福祉の増進を目的とする大牟田市老人クラブ連合会に対して助成を行った。

５）障害（児）者対策の推進

①障害者社会参加促進事業

障害者の自立と社会参加の促進を図るため、手話、朗読、点訳、要約筆記の各奉仕員養成講座を総合福祉センターで実施するとともに、個人・団体等の要請に対して手話奉仕員、要約筆記奉仕員を派遣した。また、視力障害者の情報収集のために「点字や声の広報」を実施した。

・奉仕員養成講座の実施

（各講座の実施状況）

講　座　名		概　　要
手話奉仕員養成講座	入門	【期　間】平成 21 年 5 月 21 日～10 月 29 日　（毎週木曜日 23 回） 【受講者】 48 人
	基礎	【期　間】平成 21 年 7 月 18 日～2 月 20 日　（毎週土曜日 27 回） 【受講者】 17 人
朗読奉仕員養成講座		【期　間】平成 21 年 9 月 3 日～11 月 12 日　（毎週木曜日 10 回） 【受講者】 8 人
点訳奉仕員養成講座		【期　間】平成 21 年 9 月 4 日～11 月 6 日　（毎週金曜日 10 回） 【受講者】 7 人
要約筆記奉仕員養成講座		【期　間】平成 21 年 8 月 1 日～12 月 5 日　（毎週土曜日 18 回） 【受講者】 18 人

（養成講座の修了状況）

		19 年度	20 年度	21 年度
手話奉仕員養成講座	受講者	56	55	65
	修了者	46	41	47
	入会者	24	15	24
朗読奉仕員養成講座	受講者	26	10	8
	修了者	17	10	6
	入会者	15	10	6
点訳奉仕員養成講座	受講者	10	9	7
	修了者	9	7	4
	入会者	9	5	4
要約筆記奉仕員養成講座	受講者	18	15	18
	修了者	15	8	12
	入会者	5	3	11

・点字・声の広報発行

視覚障害者が地域生活をするうえで必要な情報などを点訳（点訳奉仕大牟田むつき会）、音訳（大牟田朗読の会）の方法により、定期的に提供した。

②障害者自立支援サービス事業

在宅の身体・知的障害者に対して、ホームヘルプサービスやガイドヘルプサービスを実施した。

（事業実績）

	19 年度	前年比（%）	20 年度	前年比（%）	21 年度	前年比（%）
ホームヘルプ派遣数	1,564	93.3	1,745	111.6	2,106	120.7
ガイドヘルプ派遣数	1,290	167.5	1,338	103.7	1,374	102.7

③障害者入浴サービス事業

在宅の重度障害者に対して、市の委託を受け実施した。

（事業実績）

	19 年度	前年比（%）	20 年度	前年比（%）	21 年度	前年比（%）
入浴サービス	233	145.6	351	150.6	327	93.1

④福祉団体活動助成事業

障害（児）者の福祉向上を図る次の団体等に対して助成した。

・大牟田市身体障害者福祉協会連合会
・知的障害（児）者団体
・大牟田市身体障害者相談員協議会
・小規模授産・共同作業所（４ヵ所）

６）児童・母子福祉対策の推進

①放課後児童健全育成事業（学童保育所）

放課後児童対策として、昼間児童の養育ができない家庭などの児童（小学校１年生～概ね小学校３年生）に対して、適切な遊びと生活の場を提供することにより、児童の健全育成を図った。

（入所児童数・平成 22 年 3 月 31 日現在）

学童名	児童数	学童名	児童数
三　池	38	白　川	31
高　取	16	大牟田	44
中　友	27	合　計	156

②ファミリー・サポート・センター事業）

子育てのお手伝いをしたい人（協力会員）と子育ての手助けをしてほしい人（利用会員）との相互援助活動（コーディネイト）を行うとともに、協力会員養成講座の実施や事業の周知啓発に努めた。

・ 協力会員養成講座の開催

第１回	平成 21 年 6 月 13 日（土）～9 月　5 日（土）6 日間　（3 人の登録）
第２回	平成 21 年 11 月 18 日（水）～1 月 27 日（水）6 日間　（5 人の登録）

・ **会員数及び活動状況**

（会員数）

	19 年度	前年比 (%)	20 年度	前年比 (%)	21 年度	前年比 (%)
利用会員	660	101.2	664	100.6	656	98.7
協力会員	103	96.3	109	105.8	112	102.7
利用・協力会員	74	112.1	76	102.7	78	102.6
合　　計	837	101.5	849	101.4	846	99.6

（活動状況）

内　　容	19 年度 件数	20 年度 件数	21 年度 件数	前年比 (%)
保育所・幼稚園・学校・学童の登園登所前の預かり及び送り	59	66	146	221.2
保育所・幼稚園・学校・学童の迎え及び帰宅後の預かり	453	255	119	46.7
子供の病気時の援助	31	16	11	68.8
子供の習い事等の場合の援助	378	302	136	45.0
保育所・学校等休み時の援助	16	5	2	40.0
保護者等の短時間・臨時的就労・求職活動中の援助	47	12	24	200.0
保護者の冠婚葬祭による外出、他の子供の学校行事の場合の援助	2	1	2	200.0
保護者等の外出の場合の援助	91	65	35	53.8
保護者の病気、その他急用の場合の援助	2	5	6	120.0
その他	53	3	22	733.3
合　　計	1,132	730	503	68.9

③子育てサロン・子育て名人発掘事業

子育てサロン・子育て名人発掘事業は、子育て中の親を支援するため、“お世話焼きさん”という子育て名人を発掘し地域で多世代交流ができる子育てサロンを広げていくことを目的としている。お話会やフェスタを実施することで、地域の子育て支援者を発掘・登録し、子どもや子育て中の親の相談・支援に繋げた。

■お話会

【日　時】平成２１年１２月１６日　（参加者：３７人）

【内　容】ステキなママとの座談会　　子育て世代を対象に現役助産師による「子育て講義」

■第１回子育てきらりフェスタ

【日　時】平成２２年1月１９日　（参加者：１５２人）

【内　容】 ①講演：子育て支援を考える ～助産師の視点から～　講師：助産師　古賀 ひとみ さん

②子育て世代による手作りイベント

■子育て支援講演会

【日　時】平成２２年２月１７日　（参加者：３５人）

【内　容】 ①講演：地域ぐるみで子育て支援

～山東子育て応援団活動を通じて～　講師：山東保育園長　村上 千幸 さん

②「産後ケア」について　～バランスボール体験教室～

インストラクター：竹下　貴美 さん

■子育て支援・先進地区視察

【日　時】平成２２年３月４日　　（参加者：２４人）

【視察先】熊本県植木町「地域交流サロン“ばあちゃんち”」

【内　容】「ばあちゃんち」は、子育て支援を中心としたサロンで毎日サロンのボランティアとして若いお母さん達が料理・物づくり・畑仕事等をすることで世代間交流の場となっている。

■第２回子育てきらりフェスタ ～春が来た～

【日　時】平成 22 年 3 月 17 日　　（参加者：100 人）

【内　容】ママズカフェ・癒しの音色プチライブコンサート、１ｄａｙ体験会、幼稚園・保育園相談コーナー、育児座談会、食事コーナー・託児キッズコーナー、子どもに優しいおもちゃの展示・販売等

④福祉団体活動助成

母子寡婦の福祉向上を目的とする大牟田市母子寡婦福祉会に対して助成した。

７）生活福祉資金貸付事業の実施

低所得者世帯に対して、各種資金の貸付事業の相談や申請受付を行った。

【相談受付件数】１５３件　　【貸付決定件数】４６件

（貸付状況）　　単位：千円

	19 年度		20 年度		21 年度	
	件　数	金　額	件　数	金　額	件　数	金　額
生活支援費	2	1,602			14	7,209
住宅支援費					2	379
一時生活再建費	1	800			4	699
福　祉　費					1	61
緊 急 小 口	4	253	9	850	16	1,400
教育支援費	7	17,528	10	12,247	9	10,309
合　　計	14	20,183	19	13,097	46	20,057

８）住宅手当緊急特別措置事業

住宅手当緊急特別措置事業は、離職者であって就労能力・就労意欲のある人の中で、住宅を喪失しているか、喪失するおそれのある人に対して住宅手当を支給することにより、これらの人に住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行うことを目的としている。

【相談件数】　７３件
（うち面接相談 43 件、電話相談 30 件）
【申請件数】　８件
【支給決定件数】　６件（２件は審査中）
【就職決定者件数】　３件

この事業を実施するに当たって、市保護課やハローワークと連携し、また必要に応じては本会が窓口である生活福祉資金貸付事業などを活用しながら、当事者の支援にあたった。

９）寄付金（品）及び賛助会員

（預託状況）　　（単位：円）

		19 年度	前年比 (%)	20 年度	前年比 (%)	21 年度	前年比 (%)
一般寄付金	件数	533	93.2	501	94.0	430	85.8
	金額	9,896,934	86.9	10,601,820	107.1	7,787,033	73.4

物品寄贈件数	21	61.8	13	61.9	21	161.5

（会員数等の推移）

	19 年度	前年比（%）	20 年度	前年比（%）	21 年度	前年比（%）
会員数（個人・団体）	412	100.5	423	102.7	413	97.6
金　額（円）	651,600	107.7	745,000	114.3	738,000	99.1

１０）第１回大牟田市地域福祉大会　～地域支えあい絆セミナー～

市民が安心して暮らすことができる地域を創っていくためには、各地域組織、事業者、行政等、様々な地域資源（ヒト・モノ）が有機的に役割を担い合うとともに、みんなで知恵と力を出し合うといった「新たな地域の支えあい」の考え方が必要である。

市民一人ひとりが自ら住んでいる地域に積極的に関わりをもち、地域住民による、地域住民のための「支えあいの絆」を創りだすことを目的に、大牟田市ボランティア連絡協議会との共催で「第１回大牟田市地域福祉大会～地域支えあい絆セミナー～」を開催した。

第１回大牟田市地域福祉大会では、永年社会福祉活動に従事され地域福祉の向上に貢献された方々に対する表彰状・感謝状の贈呈を行うとともに、「新たな支えあい」をテーマとした基調講演や絵本コンサート、トークショーなどを行った。

【開催日】　平成２２年１月１０日（日）　　【会　場】　大牟田文化会館 小ホール

【参加者】　約５００人

■第１部…大牟田市社会福祉協議会・表彰式典

区分	表　彰　対　象	推　薦　基　準	人　数
表彰	校区社協における実践活動者	10 年以上校区における地域福祉推進活動が特に顕著と認めるもの	34 人
	優良校区社協	地域福祉活動が他の校区の模範となるもの	1 校区
	ボランティアセンター登録者・団体	登録 10 年以上のもので、ボランティア活動が特に顕著と認めるもの	４人
感謝	校区社協における実践活動者	5 年以上校区における地域福祉推進活動が顕著と認めるもの	31 人
	ボランティアセンター登録者・団体	登録 5 年以上のもので、ボランティア活動が顕著と認めるもの	3 団体 1 人
	善意銀行高額寄付者	10 万円以上の金品寄贈者	３団体 20 人
合　計			

■第２部…基調講演
「地域における～新たな支えあい～を求めて」　日本社会事業大学　学長　大橋　謙策 さん

■第３部…絵本コンサート「いつだって心は生きている」
（ナビゲーター）大牟田市認知症ケア研究会　　代表　大谷　るみ子 さん
（トーク）大橋 謙策学長＆西村　直会長
（絵本朗読）俳優　常田 富士男 さん　（演奏・バイオリン＆ピアノ）　ザ・ヒーリング

１１）共同募金運動の実施

赤い羽根共同募金運動及び歳末たすけあい募金運動について、福岡県共同募金会大牟田市支会と連携

して取り組んだ。

（募金実績）　（単位：円）

	19 年度	前年比（%）	20 年度	前年比（%）	21 年度	前年比(%)
赤い羽根共同募金	17,457,806	99.3	17,230,722	98.7	16,534,835	95.9
歳末たすけあい募金	3,168,665	95.0	3,251,364	102.6	3,722,102	114.4

１２）市立総合病院ショップの運営

（営業実績）　（単位：円）

	19 年度	前年比(%)	20 年度	前年比(%)	21 年度	前年比(%)
売上金（円）	75,698,291	104.1	71,210,432	94.1	70,759,232	99.4
客　数（人）	186,285	98.3	169,106	90.8	163,015	96.4

１３）広報の充実

年４回（４月、７月、１０月、１月）全世帯を対象に「社協・福祉だより“きらり”」を発行した。また、ホームページを開設し、様々な社協情報・ボランティア情報等を掲載した。

http://www.omshakyo-kizuna.com/

１４）総合福祉センターの運営

①総合福祉センターの利用状況

（利用状況）　※ただし平成 21 年度は、７月からの実績

	19 年度	前年比(%)	20 年度	前年比(%)	21 年度	前年比(%)
会議室等利用件数	1,293	75.0	1,216	94.0	812	66.8
会場使用料収入❶	4,730,832	138.9	4,231,745	89.5	3,540,680	83.7
ﾍﾙｽﾄﾛﾝ利用者数	14,729	92.1	12,758	86.6	11,542	90.5
ﾍﾙｽﾄﾛﾝ利用収入❷	1,472,900	92.1	1,275,800	86.6	1,154,200	90.5
計（❶+❷）	6,203,732	123.9	5,507,545	88.8	4,694,880	85.2
会議室等年間利用者数	46,349	105.9	50,180	108.3	30,660	61.1

②総合福祉センターリニューアルオープン

総合福祉センターは、昭和６０年３月オープン以来、２０年余、地域福祉活動拠点、ボランティア育成の場、福祉団体の活動の場等として、市民に利用されてきたが、施設の老朽化が進んでいることから、高齢者や障害者などがより利用しやすい施設への転換を図るために修繕、改修事業を行った。当初は、２０年度に工事完了する予定であったが、工事準備の遅れから、２１年度にずれ込み、７月にリニューアルオープンした。

工事内容については、１階バリアフリー工事、オストメイト機器の設置、館内レイアウトの変更及び照明工事、２・３階床張替え、天井、壁塗装等で、修繕及び改修事業にかかる財源は、日本財団からの助成金と福祉基金を一部取崩すことで捻出。

③絆けんこう教室

平成２１年１０月から毎週月曜日午前の部と午後の部の２回に分けて総合福祉センター利用者や近隣の地域住民を対象に、多目的ルームで「絆けんこう教室」を開催した。

毎回、参加者の血圧測定後に、多彩な講師（ボランティア）を招いて絆けんこう教室を実施し、これまでに延２５０人の利用があった。

④総合消防訓練

平成２２年2月２５日に、もしもの災害に備えて、総合消防訓練を実施した。 例年、訓練は、総合福祉センター休館日に行っていたが、今回の訓練は、初めて、平日に利用者がいる時に、ボランティア連絡協議会と合同で開催した。 総合福祉センター利用者、視覚・聴覚障害者、ボランティアなど総勢約１００人の参加となった。

１５）各種委員会の開催状況

（各種委員会の開催状況）

会　議　名	開 催 日	内　　容
表彰審査委員会	12 月 11 日	大牟田市社会福祉協議会表彰推薦審査
第１回評議員及び理事選出検討委員会	2 月 19 日	評議員及び理事選出検討委員会・正副委員長選出

１６）その他

①役職員研修

今後、社協職員が求められる姿、地域福祉を推進していくための目指すべき方向性を役員、職員が確認し合い、いかにニーズキャッチして、地域住民の福祉課題を解決していくかを改めて考えさせられる研修となった。

会　議　名	開 催 日	内　　容
役職員研修会	10 月 19 日	『地域における“新たな支え合い” そして、求められる社協像…』 立教大学コミュニティ福祉学部　教授　森本　佳樹 氏
職員研修会	1 月 29 日	『メディカルソーシャルワーカーとして 地域に目を向けざるを得なかった理由とは…』 白川病院　社会福祉士　猿渡　進平 氏

② 集合住宅居住者実態調査の実施

集合住宅居住者の地域福祉の実現する方策や取り組みを開発するため、高齢化並びに孤立化が進む集合住宅居住者の意識と行動、生活課題等を把握することを目的として実施。

【集合住宅】
龍湖瀬町市営住宅

【調査期間】
平成２２年３月２３日～３１日

【調査対象】
龍湖瀬町市営住宅居住者

【調査方法】
社協職員及び福祉系大学生による聞き取り調査

【回収結果】
全１６９世帯中１１２世帯有効回答（回収率：６６．３％）

③福祉バスの運行

福祉団体等の福祉の増進のため、各種大会や研修会等の参加に際して福祉バスを運行した。

	19 年度		20 年度		21 年度	
福祉バス利用状況	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数
	85	2,437	82	2259	83	1,889

④リフト付きバスの運行

交通手段が困難な人を対象に、車椅子のまま乗降できるリフトバスを貸し出した。

	19 年度		20 年度		21 年度	
リフトバス利用状況	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数
	75	330	29	132	22	111